本資料のうち,枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0044_改 1
提出年月日	2020年12月24日

# 基本設計方針に関する説明資料

【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に

# 発電用原子炉を冷却するための設備】

・先行審査プラントの記載との比較表

要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

# ・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

# 2020年12月

# 東北電力株式会社

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	(原子炉 行 却 糸	(1) の基本設計刀町 女川原子力発電所第2号機	備考
、 (	///₩/////////////////////////////////	<ul> <li>4. 残留熱除去設備</li> <li>4. 1. 残留熱除去系</li> <li>4. 1. 2 原子炉停止時冷却モード</li> <li>(1) 系統構成 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉 を冷却するための設備として、想定される重大事故等 時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去 系(原子炉停止時冷却モード)が使用できる場合は、 重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用でき る設計とする。</li> <li>【62条3】</li> </ul>	記載方針の相違 モード名称の相違
		発電用原子炉停止中において全交流動力電源喪失又 は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含 む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱 除去系(原子炉停止時冷却モード)が起動できない場 合の重大事故等対処設備として,常設代替交流電源設 備を使用し,残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード) を復旧できる設計とする。残留熱除去系(原子炉停止 時冷却モード)は,常設代替交流電源設備からの給電 により機能を復旧し,原子炉冷却材を原子炉圧力容器 から残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器を 経由して原子炉圧力容器に戻すことにより炉心を冷却 できる設計とする。本系統に使用する冷却水は,原子 炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)又は 原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。 【62条50】	モード名称の相違 表現の相違 設計の差異
		残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の流路と して,設計基準対象施設である原子炉圧力容器,炉心 支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故 等対処設備として使用することから,流路に係る機能 について重大事故等対処設備としての設計を行う。 【62条58】 【63条4】	
		▲ 資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む <sup>□</sup>	「能性があるため公開できません。」

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所		備考
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	<u>東海第二発電所</u>	日月105/2017	表現の相違
L		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	

: 前回提出時からの変更箇所

+

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	(原于炉帘却糸統施設(個別 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備</li> <li>5.3 低圧炉心スプレイ系</li> <li>5.3.1 系統構成 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である低圧炉心スプレイ系が使用できる場合は、重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。</li> <li>【62条3】</li> </ul>	記載方針の相違 表現の相違 (女川 2 号では設備分類として設計基準拡 張を設けているが,東海第二は同分類を設け ず重大事故等対処設備として整理している。 なお,設備分類の相違であり,東海第二と実 質的な違いはない。)
		全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子 炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系 の故障により,低圧炉心スプレイ系が起動できない場 合の重大事故等対処設備として,常設代替交流電源設 備を使用し,低圧炉心スプレイ系を復旧できる設計と する。低圧炉心スプレイ系は,常設代替交流電源設備 からの給電により機能を復旧し,低圧炉心スプレイ系 ポンプによりサプレッションチェンバのプール水を原 子炉圧力容器へスプレイすることで炉心を冷却できる 設計とする。本系統に使用する冷却水は,原子炉補機 冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)又は原子炉 補機代替冷却水系から供給できる設計とする。 【62条27】	表現の相違
		低圧炉心スプレイ系の流路として,設計基準対象施 設である原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉 圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用 することから,流路に係る機能について重大事故等対 処設備としての設計を行う。 【62条35】	

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機		当別項日)の基本設計力町)	備考
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機     5.3.2 多様性,位置的分散等     低圧炉心スプレイ系は,設計基準事故対処設備であ     るとともに、重大事故等時においても使用するため、     重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針     を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的     分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はない     ことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち     「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適     用しない。     【62条59】	<ul> <li>記載方針の相違</li> <li>表現の相違</li> <li>(設置(変更)許可の記載を踏襲している。)</li> <li>記載方針の相違</li> <li>(高圧炉心スプレイ系に対する設計方針は</li> <li>「5.2.2 多様性,位置的分散等」に記載し</li> </ul>
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む	

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

東海第二発電所 女川	原子力発電所第2号機備考
	、系 水系(常設)(復水移送ポンプ)によ 設備名称の相違
て <mark>,設計基準事故</mark> 却機能が喪失した び原子炉格納容器 炉を冷却するため て,炉心の著しい	カバウンダリが低圧の状態であっ 対処設備が有する発電用原子炉の冷 場合においても炉心の著しい損傷及 の破損を防止するため,発電用原子 に必要な重大事故等対処設備とし 損傷に至るまでの時間的余裕のない
	めの低圧代替注水系(常設)(復水移 る設計とする。
	低圧注水モード)及び低圧炉心スプ モード名称の相違 失した場合並びに全交流動力電源喪
含む。)機能喪失に 熱除去系(低圧注	冷却水系(原子炉補機冷却海水系を 設備名称の相違 よるサポート系の故障により,残留 水モード)及び低圧炉心スプレイ系 炉の冷却ができない場合の重大事故
ポンプ)は、 復水 の水を残留熱除去	<ul> <li>、低圧代替注水系(常設)(復水移送</li> <li>設計の差異</li> <li>(東海第二は新設設備(常設低圧代替注 ポンプ,代替淡水貯槽)を用いるが、女</li> <li>ちん却できる設計とする。</li> <li>とする。</li> <li>とかする。</li> </ul>
原子炉圧力容器内 炉心を冷却し,原	傷,溶融が発生した場合において, に溶融炉心が存在する場合に,溶融 子炉格納容器の破損を防止するため 設備として,低圧代替注水系(常設) 設備名称の相違
貯蔵タンクの水を 力容器へ注水する	)は、復水移送ポンプにより、復水 酸留熱除去系等を経由して原子炉圧 ことで原子炉圧力容器内に存在する きる設計とする。 設計の差異 (東海第二は新設設備(常設低圧代替注 ポンプ,代替淡水貯槽)を用いるが、女 号は既設設備(復水移送ポンプ,復水貯 ンク)を使用する。)
	<ul> <li>5.6 低圧代替注力</li> <li>5.6 低圧代替注力</li> <li>5.6.1 低圧</li> <li>5.6.1 低圧分析</li> <li>5.6.1 低圧</li> <li>5.6.1 低</li> <li>5.6.1 低圧</li> <li>5.6.1 低圧</li> <li>5.6.1 低</li> <li>5.6.1 低圧</li> <li>5.6.1 低</li> <li>5.6.1 低</li></ul>

: 前回提出時からの変更箇所

 $\sim$ 

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		発電用原子炉停止中において残留熱除去系(原子炉 停止時冷却モード)の機能が喪失した場合及び発電用 原子炉停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉 補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪 失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(原 子炉停止時冷却モード)が起動できない場合の重大事 故等対処設備として,低圧代替注水系(常設)(復水移 送ポンプ)は,復水移送ポンプにより,復水貯蔵タン クの水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ 注水することで炉心を冷却できる設計とする。 【62条48】	モード名称の相違 設備名称の相違 設計の差異 (東海第二は新設設備(常設低圧代替注水系 ポンプ,代替淡水貯槽)を用いるが,女川2 号は既設設備(復水移送ポンプ,復水貯蔵タ ンク)を使用する。)
		低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は,非常 用交流電源設備に加えて,代替所内電気設備を経由し た常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備 からの給電が可能な設計とする。また,系統構成に必 要な電動弁(直流)は,所内常設蓄電式直流電源設備 からの給電が可能な設計とする。 【62条5】	
		低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の流路と して,設計基準対象施設である原子炉圧力容器,炉心 支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故 等対処設備として使用することから,流路に係る機能 について重大事故等対処設備としての設計を行う。 【62条6】	設備名称の相違
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	可能性があるため公開できません。 - 6 -

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

#### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	<u>国別頃日)()基本設計力</u> ) 女川原子力発電所第2号機	備考
		5.6.2 低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系 ポンプ)による原子炉注水 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であっ て,設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷 却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及 び原子炉格納容器の破損を防止するため,発電用原子 炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備とし て,炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない 場合に対応するための低圧代替注水系(常設)(直流駆 動低圧注水系ポンプ)を設ける設計とする。 【62条1】	設計の差異 (女川2号は防潮堤越波を想定した場合,事 象発生直後の可搬型設備を用いた対応は不 確かさがあることから,常設設備として直流 駆動低圧注水系ポンプを設置する。)
		残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合並びに全交流動力電源喪 失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を 含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留 熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系 による発電用原子炉の冷却ができない場合の重大事故 等対処設備として,低圧代替注水系(常設)(直流駆動 低圧注水系ポンプ)は,直流駆動低圧注水系ポンプに より,復水貯蔵タンクの水を高圧炉心スプレイ系等を 経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却 できる設計とする。 【62条7】	
		直流駆動低圧注水系ポンプは、常設代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に 必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設 備又は常設代替直流電源設備からの給電が可能な設計 とする。なお、系統構成に必要な電動弁(交流)は、全 交流動力電源喪失時等、交流電源に期待できない場合 もあることから設置場所にて手動操作できる設計とす る。 【62条8】	

- 7 -

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)	
		の流路として,設計基準対象施設である原子炉圧力容	
		器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を	
		重大事故等対処設備として使用 <mark>することから、流路に</mark>	
		係る機能について重大事故等対処設備としての設計を	
		【62条9】	
			- 8 -

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所		備考
		5.6.3 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉注水 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であっ て,設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷 却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及 び原子炉格納容器の破損を防止するため,発電用原子 炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備とし て,低圧代替注水系(可搬型)を設ける設計とする。 【62条1】	記載方針の相違
		残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合並びに全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却本系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による発電用原子炉の冷却ができない場合の重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプ1)により,代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器に注水することで炉心を冷却できる設計とする。	設備名称の相違 設計の差異
		資料のうち枠囲みの内容け 他社の機密事項を含む	- 9 -

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合において、 原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合に、溶融 炉心を冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するため の重大事故等対処設備として、低圧代替注水系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプI)により、代替淡 水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器 に注水することで原子炉圧力容器内に存在する溶融炉 心を冷却できる設計とする。 【62条37】	設計の差異 (女川 2 号は超過津波を考慮した位置に複 数の代替淡水源を設置しているため、1 水 源、1タイプの可搬型ポンプ車による対策と している。また、東海第二は超過津波を考慮 し2水源、2タイプの可搬型ポンプ車の対策 としている。東海第二は代替淡水貯槽を水源 とし、可搬型代替注水大型ポンプにより原子 炉建屋東側接続口から注水する場合は、低圧 炉心スプレイ系を使用するが、女川2号はい ずれの接続口からも残留熱除去系を経由し ての原子炉注水となる。) 表現の相違
		発電用原子炉停止中において残留熱除去系(原子炉 停止時冷却モード)の機能が喪失した場合及び発電用 原子炉停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉 補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪 失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(原 子炉停止時冷却モード)が起動できない場合の重大事 故等対処設備として,低圧代替注水系(可搬型)は,大 容量送水ポンプ(タイプI)により,代替淡水源の水	<ul> <li>モード名称の相違</li> <li>設備名称の相違</li> <li>設計の差異</li> <li>(女川 2 号は超過津波を考慮した位置に複</li> </ul>
		を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器に注水す ることで炉心を冷却できる設計とする。 【62条49】	数の代替淡水源を設置しているため、1 水 源、1タイプの可搬型ポンプ車による対策と している。また、東海第二は超過津波を考慮 し2水源、2タイプの可搬型ポンプ車の対策 としている。東海第二は代替淡水貯槽を水源 とし、可搬型代替注水大型ポンプにより原子 炉建屋東側接続口から注水する場合は、低圧 炉心スプレイ系を使用するが、女川2号はい ずれの接続口からも残留熱除去系を経由し ての原子炉注水となる。)
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	T能性があろため公園できません。 - 10 -

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	(原士炉行却糸統施設(個別- 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		低圧代替注水系(可搬型)は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ(タイプI)により海を利用できる設計とする。 【62条11】	記載方針の相違 (設置(変更)許可を踏襲し,代替淡水源が
		低圧代替注水系(可搬型)は,非常用交流電源設備 に加えて,代替所内電気設備を経由した常設代替交流 電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可 能な設計とする。 【62条12】	(非常用交流電源からの給電も可能である
		大容量送水ポンプ(タイプI)は、空冷式のディー ゼルエンジンにより駆動できる設計とする。 【62 条 13】	設備名称の相違
		低圧代替注水系(可搬型)に使用するホースの敷設 等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物 質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代 替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.6 低圧代替注水系」の設備として兼用)により行う設計 とする。 【62条15】	(ホース敷設等にホース延長回収車を使用 するため記載している。また,ホース延長回 収車は他施設と兼用するため兼用先につい
		低圧代替注水系(可搬型)の流路として,設計基準 対象施設である原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び 原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備とし て使用することから,流路に係る機能について重大事 故等対処設備としての設計を行う。 【62条16】	
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む™	- 11 -

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	(原于)炉行却杀 就 加 設 (	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.6.4 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散	記載方針の相違 (女川 2 号では低圧代替注水系としての多 様性等をまとめて記載しているため,記載表 現上の相違がある。なお,比較ため必要に応 じて他社の文章を再掲する。)
		低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は,残留 熱除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モー ド)及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時 に機能を損なわないよう,復水移送ポンプを代替所内 電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型 代替交流電源設備からの給電により駆動することで, 非常用所内電気設備を経由した非常用交流電源設備か らの給電により駆動する残留熱除去系ポンプを用いた 残留熱除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却 モード)及び低圧炉心スプレイ系ポンプを用いた低圧 炉心スプレイ系に対して多様性を有する設計とする。 【62条 60】	モード名称の相違 設計の差異 (東海第二は新設設備(常設低圧代替注水系
		低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁 (交流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とする ことで、非常用交流電源設備からの給電による遠隔操 作に対して多様性を有する設計とする。また、低圧代 替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(交流) は、代替所内電気設備を経由して給電する系統におい て、独立した電路で系統構成することにより、非常用 所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性 を有する設計とする。 【62条 61】	表現の相違 (女川 2 号は系統構成にあたり電動弁(直
		低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁 (直流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とする ことで、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電によ る遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(直 流)は、125V 蓄電池から125V 直流主母線盤までの系 統において、独立した電路で系統構成することにより、 非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路	(女川 2 号では低圧代替注水系(常設)(復
		所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性 を有する設計とする。 【62条61】 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁 (直流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とする ことで、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電によ る遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(直 流)は、125V 蓄電池から125V 直流主母線盤までの系 統において、独立した電路で系統構成することにより、	(女川2号では低圧代 水移送ポンプ)の系統 直流電源で作動する弁

: 前回提出時からの変更箇所

 $\mathbf{A}$ 

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	(原丁)沪(元)	女川原子力発電所第2号機	備考
		に対して,独立性を有する設計とする。 【62条79】	
		低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水 貯蔵タンクを水源とすることで、サプレッションチェ ンバを水源とする残留熱除去系(低圧注水モード)及 び低圧炉心スプレイ系に対して異なる水源を有する設 計とする。 【62条 62】	設計の差異 (東海第二は新設設備(代替淡水貯槽)を用
		復水移送ポンプは,原子炉建屋原子炉棟内の残留熱 除去系ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプと異なる 区画に設置することで,共通要因によって同時に機能 を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 【62条63】	
		復水貯蔵タンクは、屋外に設置することで、原子炉 建屋原子炉棟内のサプレッションチェンバと共通要因 によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図 る設計とする。 【62条64】	(女川 2 号の復水貯蔵タンクは屋外設置で
			記載方針の相違 (女川2号では低圧代替注水系全体として, 独立性を多様性等とまとめて「5.6.4 多重 性又は多様性及び独立性,位置的分散」に記 載しており,記載位置が相違している。)
		変料のうた枕囲丸の内容け 他社の機密車頂を今ます	- 13 -

: 前回提出時からの変更箇所

С

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	<u>(原子炉荷却杀税施設 (個別</u> 東海第二発電所	<ul> <li>女川原子力発電所第2号機</li> <li>低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ボンブ)</li> <li>は,残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心ス ブレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわない よう,直流駆動低圧注水系ボンプを常設代替直流電源 設備からの給電により駆動することで,非常用交流電 源設備からの給電により駆動することで、非常用交流電 源設備からの給電により駆動するたで、非常用交流電 源設備からの給電により駆動する残留熱除去系ポンプ</li> <li>を用いた残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉 心スプレイ系ポンプを用いた低圧炉心スプレイ系に対 して多様性を有する設計とする。</li> <li>【62条65】</li> <li>低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ボンブ)の電動弁(直流)は、ハンドルを設けて手動操作を可 能とすることで、所内常設蓄電式直流電源設備又は常 設代替直流電源設備からの給電による遠隔操作に対し て多様性を有する設計とする。また、低圧代替注水系 (常設)(直流駆動低圧注水系ボンブ)の電動弁(直流) は、125V 蓄電池から125V 直流主母線盤までの系統に おいて、独立した電路で系統構成することにより、非 常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路に 対して、独立性を有する設計とする。</li> <li>【62条66】</li> <li>低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ボンブ)</li> <li>は、復水貯蔵タンクを水源とすることで、サブレッシ ョンチェンバを水源とする浅留熱除去系(低圧注水モ ード)及び低圧炉心スプレイ系に対して異なる水源を</li> </ul>	設計の差異
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む	可能性があるため公開できません。 - 14 -

: 前回提出時からの変更箇所

0.

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

# 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	<u>別頃日)の基本設計力計)</u>	備考
i		去系ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプと共通要因 によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図 る設計とする。 【62 条 68】	
		復水貯蔵タンクは,屋外に設置することで,原子炉 建屋原子炉棟内のサプレッションチェンバと共通要因 によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図 る設計とする。 【62条69】	
			記載方針の相違 (女川 2 号では低圧代替注水系としての多 様性等をまとめて記載しているため,記載表 現上の相違がある。)
		低圧代替注水系(可搬型)は,残留熱除去系(低圧注 水モード及び原子炉停止時冷却モード),低圧炉心スプ レイ系及び低圧代替注水系(常設)と共通要因によっ て同時に機能を損なわないよう,大容量送水ポンプ(タ イプI)を空冷式のディーゼルエンジンにより駆動す ることで,電動機駆動ポンプにより構成される残留熱 除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モー ド),低圧炉心スプレイ系及び低圧代替注水系(常設) に対して多様性を有する設計とする。 【62条70】	モード名称の相違 設備名称の相違
		低圧代替注水系(可搬型)の電動弁は,ハンドルを 設けて手動操作を可能とすることで,非常用交流電源 設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有す る設計とする。 【62条71】	
		また,低圧代替注水系(可搬型)の電動弁は,代替所 内電気設備を経由して給電する系統において,独立し 資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む	- 15 -

資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	☐ (原子炉冷却糸統施設(個別) 東海第二発電所	(目)の基本設計力計) 女川原子力発電所第2号機	備考
☆ダウル 10回小小小小 1 八元 电 <b>川</b> オ ℓ ク 1双	不時初一兀电川	女所示了方光電所名25歳     た電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。     【62条72】	על און
		低圧代替注水系(可搬型)は,代替淡水源を水源と することで,サプレッションチェンバを水源とする残 留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ 系並びに復水貯蔵タンクを水源とする低圧代替注水系 (常設)に対して異なる水源を有する設計とする。 【62条73】	設備名称の相違 モード名称の相違 表現の相違 (各プラントで設置しているポンプ及び水 源に対して,それぞれの設計方針を記載して いる。) 設計の差異 (女川 2 号は超過津波を考慮した位置に複 数の代替淡水源を設置しているため、1 水 源、1タイプの可搬型ポンプ車による対策と している。また、東海第二は超過津波を考慮 し2水源、2タイプの可搬型ポンプ車の対策 としている。東海第二は代替淡水貯槽を水源 としている。東海第二は代替淡水貯槽を水源 とし、可搬型代替注水大型ポンプにより原子 炉建屋東側接続口から注水する場合は、低圧 炉心スプレイ系を使用するが、女川2号はい ずれの接続口からも残留熱除去系を経由し ての原子炉注水となる。)
		大容量送水ポンプ(タイプ I)は、原子炉建屋から 離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建屋原 子炉棟内の残留熱除去系ポンプ、低圧炉心スプレイ系 ポンプ及び復水移送ポンプ並びに原子炉建屋付属棟内 の直流駆動低圧注水系ポンプと共通要因によって同時 に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とす る。 【62条74】	設備名称の相違 設計の差異 (低圧代替注水系(常設)で使用するポンプ 設置場所の相違。) 設計の差異 (直流駆動低圧注水系ポンプを設置するた め,その位置的分散について記載している。)
		- 資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	可能性があろため公開できません。 - 16 -

:前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	大容量送水ポンプ(タイプI)の接続口は、共通要	設備名称の相違
	因によって接続できなくなることを防止するため,位 置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。 【62条75】	
		記載方針の相違 (女川 2 号では独立性を多様性等とまとめ て「5.6.4 多重性又は多様性及び独立性, 位置的分散」に記載しており,記載位置が相 違している。)
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び低圧 代替注水系(可搬型)は,残留熱除去系及び低圧炉心 スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわな いよう,水源から残留熱除去系配管との合流点までの 系統について,残留熱除去系に対して独立性を有する 設計とする。 【62条76】	表現の相違 (女川 2 号は常設と可搬型をまとめて記載 していることによる記載表現の差異。) 設備名称の相違 設計の差異 (東海第二は東側接続口を使用する場合,低 圧炉心スプレイ系を使用するが,女川2号で はいずれの接続口からも残留熱除去系を経 由しての原子炉注水となる。)
	低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ) は,残留熱除去系及び低圧炉心スプレイ系と共通要因 によって同時に機能を損なわないよう,流路を独立す ることで独立性を有する設計とする。 資料のうち枠囲みの内容は,他社の機密事項を含むす	(低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注 水系ポンプ)を設置するため、その独立性に ついて記載している。)

 $\infty$ 

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		【62条77】	
		これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散	
		によって、低圧代替注水系(常設)及び低圧代替注水	表現の相違
		系(可搬型)は、設計基準事故対処設備である残留熱	(女川 2 号は常設と可搬型をまとめて
		除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)	
		及び低圧炉心スプレイ系に対して重大事故等対処設備	モード名称の相違
		としての独立性を有する設計とする。 【62 条 78】	記載方針の相違 (低圧代替注水系(常設)(復水移送ポ)
			(低圧代替注水系(高設)(復水移送小、 と低圧代替注水系(可搬型)とで残留熱
			系のラインを兼用している箇所があり,
			は独立していない。)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	 女川原子力発電所第2号機	備考
	5.7 代替循環冷却系 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉 を冷却するための設備として、炉心の著しい損傷及び 溶融が発生した場合において、原子炉圧力容器内に溶 融炉心が存在する場合の重大事故等対処設備として代 替循環冷却系を設ける設計とする。 【62条2】	記載方針の相違
	炉心の著しい損傷及び溶融が発生した場合において、原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合の重大事故等対処設備として代替循環冷却系は、代替循環冷却ポンプにより、残留熱除去系熱交換器にて冷却された、サプレッションチェンバのプール水を残留熱除去系を経由して原子炉圧力容器へ注水することで原子炉圧力容器内に存在する溶融炉心を冷却できる設計とする。 また、本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却冻系を含む。)又は原子炉補機冷却海水系を含む。)又は原子炉補機冷却水系を含む。【62条38】	設備名称の相違 表現の相違 表現の相違 設計の差異 (代替循環冷却系による溶融炉心冷却時の 流路の相違。女川2号は原子炉圧力容器への 注水には残留熱除去系のみを経由する。) 設計の差異 (重大事故等時に使用する原子炉補機代替 冷却水系の相違。女川2号は可搬型の補機代 替冷却水系を使用する。)
	代替循環冷却系は,非常用交流電源設備に加えて, 代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備か らの給電が可能な設計とする。 【62条39】	設計の差異 (女川2号は「溶融炉心・コンクリート相互 作用」に係る有効性評価解析において,非常 用交流電源に期待しているため記載。)
	代替循環冷却系の流路として,設計基準対象施設で ある <mark>残留熱除去系熱交換器,</mark> 原子炉圧力容器、炉心支 持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等 対処設備として使用することから、流路に係る機能に ついて重大事故等対処設備としての設計を行う。 【62条47】	表現の相違

- 19 -

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《名书》拍标则四百了上改要了陈月日继	☐ (原于炉行却糸杭施設(個別項 車海第二形電子		/#± +≠.
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>5.9 残留熱除去系(低圧注水モード)</li> <li>5.9.1 系統構成 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉 を冷却するための設備として,想定される重大事故等 時において,設計基準事故対処設備である残留熱除去 系(低圧注水モード)が使用できる場合は,重大事故 等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計と する。</li> <li>【62条3】</li> </ul>	設備名称の相違 モード名称の相違 表現の相違 (女川 2 号では設備分類として設計基準拡 張を設けているが,東海第二は同分類を設け ず重大事故等対処設備として整理している。 なお,設備分類の相違であり,東海第二と実 質的な違いはない。)
		全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子 炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系 の故障により,残留熱除去系(低圧注水モード)が起 動できない場合の重大事故等対処設備として,常設代 替交流電源設備を使用し,残留熱除去系(低圧注水モ ード)を復旧できる設計とする。残留熱除去系(低圧 注水モード)は,常設代替交流電源設備からの給電に より機能を復旧し,残留熱除去系ポンプによりサプレ ッションチェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水 することで炉心を冷却できる設計とする。本系統に使 用する冷却水は,原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷 却海水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系から供 給できる設計とする。 【62条18】	モード名称の相違 設計の差異 (重大事故等時に使用する原子炉補機代替 冷却水系の相違。女川2号は可搬型の補機代 替冷却水系を使用する。) モード名称の相違
		計基準対象施設である <mark>残留熱除去系熱交換器、</mark> 原子炉 圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構 造物を重大事故等対処設備として使用することから, 流路に係る機能について重大事故等対処設備としての 設計を行う。 【62条26】 資料のうち枠囲みの内容は,他社の機密事項を含む■	表現の相違

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	(床丁炉内和禾桃加設(個別 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.9.2 多様性,位置的分散等	記載方針の相違
		残留熱除去系(低圧注水モード)は、設計基準事故	
		対処設備であるとともに、重大事故等時においても使	(設置 (変更) 許可の記載を踏襲している。)
		用するため,重大事故等対処設備としての基本方針に	
		示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性	
		並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対	
		処設備はないことから,重大事故等対処設備の基本方	
		針のうち「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計	
		方針は適用しない。	
		【62条59】	
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	可能性があろため公開できません。 - 21 -

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	が項日)の基本設計力計) 女川原子力発電所第2号機	備考
		7. 原子炉補機冷却設備	
		7.1 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含	設備名称の相違
		む。)	
		7.1.1 系統構成	記載方針の相違
		原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉	
		を冷却するための設備、最終ヒートシンクへ熱を輸送	
		するための設備、原子炉格納容器内の冷却等のための	
		設備,原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設	
		備又は原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するため	
		の設備として、想定される重大事故等時において、設	
		計基準事故対処設備である原子炉補機冷却水系(原子 炉補機冷却海水系を含む。)が使用できる場合は,重	設備名称の相違
		炉 補機 行 却 御 水 糸 を 呂 む。) か 使 用 ぐ ざ る 場 合 は , 重 大事故等対処設備 (設計基準拡張) として使用できる	表現の相違
		入事政等対処設備(設計基準拡張)として使用できる 設計とする。	衣祝の相違     (女川 2 号では設備分類として設計基準拡
		【62条19】【62条28】【62条40】【62条51】	張を設けているが,東海第二は同分類を設け
		[63 条 2] [64 条 20] [64 条 32] [65 条 3] [66 条 36]	ず重大事故等対処設備として整理している。
			なお、設備分類の相違であり、東海第二と実
			質的な違いはない。)
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	可能性があるため公開できません - 22 -

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

#### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	<u>加頃日)の基本設計力計)</u>	備考
		<ul><li>7.3 原子炉補機代替冷却水系</li><li>7.3.1 系統構成</li></ul>	設備名称の相違 記載方針の相違
		原子炉補機代替冷却水系は,原子炉補機代替冷却水 系熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し, 大容量送水ポンプ(タイプI)により取水口又は海水 ポンプ室から海水を取水し,原子炉補機代替冷却水系 熱交換器ユニットに海水を送水することで,残留熱除 去系熱交換器又は燃料プール冷却浄化系熱交換器で発 生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送でき る設計とする。 【62条21】[62条30][62条42][62条53] 【63条38】[64条22][64条34][65条9][66条39] 【69条58]	設備名称の相違 設計の差異 (女川2号の原子炉補機代替冷却水系は可 搬設備により構成される。東海第二は常設設 備で構成される。)
		原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び大容 量送水ポンプ(タイプI)は、空冷式のディーゼルエ ンジンにより駆動できる設計とする。 【62条22】【62条31】【62条43】【62条54】 【63条39】【64条23】【64条35】【65条10】【66条40】 【69条59】	設計の差異 (女川 2 号の原子炉補機代替冷却水系熱交 換器ユニットは付属空冷式ディーゼルエン ジンにより駆動できる設計としている。東海 第二は常設のポンプを電源供給により駆動 できる設計としている。)
		原子炉補機代替冷却水系に使用するホースの敷設 は、ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質 の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替 注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「7.3 原 子炉補機代替冷却水系」の設備として兼用)により行 う設計とする。 【62条24】[62条33】[62条45]【62条56】 【63条41】[64条25][64条37]【65条12】[66条42] 【69条60】	設計の差異 (ホース敷設にホース延長回収車を使用す るため記載している。また,他施設と兼用す るため兼用について記載している。)

- 23 -

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

25

較表において追記したもの(比較対象外)

\* | 先行審査プラントの記載との比較表(補機駆動用燃料設備の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ol> <li>補機駆動用燃料設備 大容量送水ポンプ(タイプI)のポンプ駆動用燃料 は、大容量送水ポンプ(タイプI)(燃料タンク)に貯 蔵する。 大容量送水ポンプ(タイプII)のポンプ駆動用燃料 は、大容量送水ポンプ(タイプII)(燃料タンク)に貯 蔵する。 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットのポンプ 駆動用燃料は、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニ ット(燃料タンク)に貯蔵する。</li> </ol>	設備名称の相違 設計の差異 (女川 2 号は可搬型の補機代替冷却水系も 使用するため,その燃料設備についても記載 している。)
		非常用ディーゼル発電設備軽油タンク,高圧炉心ス プレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスター ビン発電設備軽油タンクは、大容量送水ポンプ(タイ プI)、大容量送水ポンプ(タイプII)及び原子炉補機 代替冷却水系熱交換器ユニットの燃料を貯蔵できる設 計とする。 大容量送水ポンプ(タイプI)、大容量送水ポンプ(タ イプII)及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニッ トの燃料は、燃料補給設備である非常用ディーゼル発 電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タン クよりタンクローリを用いて補給できる設計とする。	設備構成の差異 (燃料貯蔵設備の相違。女川2号における補 機駆動用燃料の補給は,非常用ディーゼル発 電機による電源供給時にはガスタービン発 電設備軽油タンク,ガスタービン発電機によ る電源供給時にはディーゼル発電設備用軽 油タンクから行う。東海第二は,可搬型設備 用軽油タンクから燃料補給を行う。また,使 用する燃料補給を必要とする補機が相違し ている。) 設備名称の相違 表現の相違
		非常用ディーゼル発電設備軽油タンク,高圧炉心ス プレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスター ビン発電設備軽油タンクからタンクローリへの燃料の 補給は、ホースを用いる設計とする。 [62条14][62条23][62条32][62条44][62条55] [63条21][63条40][64条11][64条24][64条36] [65条11][65条33][66条15][66条29][66条41] [66条56][67条19][69条11][69条22][69条32] [69条41][69条47][69条61][70条3][70条11] [71条17]	記載方針の相違 (電源設備の基本設計方針と記載方針を合 わせ,軽油タンクからタンクローリへの燃料 移送の設計方針を明記。)
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	「能性があるため公開できません。 - 1 -

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(非常用取水設備の基本設計方針)

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び給付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計力針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計力針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別談~1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(原子炉冷却材圧力バウンダリ	坐平旼时刀如 (夜)	<u> </u>	5. 原子炉冷却系統施設	及仍基本取自力對との対比	
低圧時に発電用原子炉を冷却す			5.2 残留熱除去系		
るための設備)			5.2.2 重大事故等時		
			5. 2. 2. 1 概要		
			残留熱除去系の低圧注水モー		
			ド,原子炉停止時冷却モード,格		
			納容器スプレイ冷却モード及び		
			サプレッションプール水冷却モ		
			ードは,想定される重大事故等時		
			において,重大事故等対処設備		
			(設計基準拡張)として使用す		
			る。��(①c③b 重複)		
			5.2.2.2 設計方針		
			残留熱除去系は,「1.1.7 重大		
			事故等対処設備に関する基本方		
			<u>針</u> 」のうち, <u>多様性</u> ,位置的分散		
			を除く <u>設計方針</u> を適用して設計		
			を行う。 <mark>④</mark> a		
			5.2.2.2.1 悪影響防止		
			残留熱除去系の各モードは,設		
			計基準事故対処設備又は設計基		
			準対象施設として使用する場合		
			と同じ系統構成で重大事故等対		
			処設備(設計基準拡張)として使		
			用することで,他の設備に悪影響		
			を及ぼさない設計とする。 ô		
			5.2.2.2.2 容量等		
			残留熱除去系ポンプ及び残留		
			熱除去系熱交換器は,設計基準事		
			故時の非常用炉心冷却機能と兼		
			用しており,設計基準事故時に使		
			用する場合の容量が、重大事故等		
			の収束に必要な容量に対して十		
			分であるため,設計基準事故対処		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本支及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計力針(後)との対比 結은:技術基準規則と基本設計力針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書)別添-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	金平取可力到(因)	平文	設備と同仕様で設計する。	及び盔平取时方町との対比	
			5.2.2.2.3 環境条件等		
			残留熱除去系ポンプ及び残留		
			熱除去系熱交換器は,原子炉建屋		
			原子炉棟内に設置し,想定される		
			重大事故等時における環境条件		
			を考慮した設計とする。残留熱除		
			去系の操作は,想定される重大事		
			故等時において,中央制御室で可		
			能な設計とする。		
			5.2.2.2.4 操作性の確保		
			残留熱除去系は,想定される重		
			大事故等時において,設計基準事		
			故対処設備又は設計基準対象施		
			設として使用する場合と同じ系		
			統構成で重大事故等対処設備(設		
			計基準拡張)として使用する設計		
			とする。残留熱除去系は,中央制		
			御室の操作スイッチにより操作		
			が可能な設計とする。 🧐		
			5.2.2.3 主要設備及び仕様		
			5.2.2.3 主要設備及び任禄 残留熱除去系の主要機器仕様		
			を第5.2−1表に示す。		
			を弗 5.2-1 衣に小り。 🤟		
			5.2.2.4 試験検査		
			残留熱除去系は,発電用原子炉		
			の運転中又は停止中に機能・性能		
			及び漏えいの有無の確認が可能		
			な設計とする。また、残留熱除去		
			系ポンプ及び残留熱除去系熱交		
			換器は、発電用原子炉の停止中に		
			分解及び外観の確認が可能な設		
			計とする。		
			нс7 2° V		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類へからの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 綜色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別談~1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	本平取时万町(仮)	<u> </u>	5.3 非常用炉心冷却系	及0. 坐平政时力到 2 0 对比	
			5.3.2 重大事故等時		
			5.3.2.1 低圧炉心スプレイ系		
			5.3.2.1.1 概要		
			低圧炉心スプレイ系は, 想定さ		
			れる重大事故等時において, 重大		
			事故等対処設備(設計基準拡張)		
			として使用する。 �� (①c③b 重		
			複)		
			5.3.2.1.2 設計方針		
			<u>低圧炉心スプレイ系は,</u> 「1.1.7		
			重大事故等対処設備に関する基		
			<u>本方針</u> 」のうち, <u>多様性,位置的</u>		
			<u>分散</u> を除く <u>設計方針</u> を適用して		
			設計を行う。 ④b		
			5.3.2.1.2.1 悪影響防止		
			低圧炉心スプレイ系は,設計基		
			準事故対処設備として使用する		
			場合と同じ系統構成で重大事故		
			等対処設備(設計基準拡張)とし		
			て使用することで,他の設備に悪		
			影響を及ぼさない設計とする。		
			6		
			5.3.2.1.2.2 容量等		
			低圧炉心スプレイ系ポンプは,		
			設計基準事故時の非常用炉心冷		
			却機能と兼用しており,設計基準		
			事故時に使用する場合の容量が,		
			重大事故等の収束に必要な容量		
			に対して十分であるため, 設計基		
			準事故対処設備と同仕様で設計		
			する。 🏷		
			5.3.2.1.2.3 環境条件等		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び路付書類(からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 総合:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定低拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	200月11-20 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			低圧炉心スプレイ系ポンプは,	2 • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			原子炉建屋原子炉棟内に設置し、		
			想定される重大事故等時におけ		
			る環境条件を考慮した設計とす		
			る。低圧炉心スプレイ系の操作		
			は,想定される重大事故等時にお		
			いて,中央制御室で可能な設計と		
			する。		
			9 ℃。 🥸		
			5.3.2.1.2.4 操作性の確保		
			低圧炉心スプレイ系は,想定さ		
			れる重大事故等時において,設計		
			基準事故対処設備として使用す		
			る場合と同じ系統構成で重大事		
			故等対処設備(設計基準拡張)と		
			して使用する設計とする。低圧炉		
			心スプレイ系は,中央制御室の操		
			作スイッチにより操作が可能な		
			設計とする。 🧐		
			5.3.2.1.3 主要設備及び仕様		
			低圧炉心スプレイ系の主要機		
			器仕様を第 5.3-1 表に示す。 🕸		
			5.3.2.1.4 試験検査		
			低圧炉心スプレイ系は,発電用		
			原子炉の運転中又は停止中に機		
		ロ 発電用原子炉施設の一般構造	能・性能及び漏えいの有無の確認		
		(3) その他の主要な構造	が可能な設計とする。 また, 低圧		
		(i)本発電用原子炉施設は,(1)	炉心スプレイ系ポンプは,発電用		
		耐震構造,(2)耐津波構造に加	原子炉の停止中に分解及び外観		
		え,以下の基本的方針のもとに安	の確認が可能な設計とする。		
		全設計を行う。			
		b.重大事故等対処施設(発電用			
		原子炉施設への人の不法な侵入			
		等の防止,中央制御室,監視測定			
		寺のの立, 中天前御主, 監視例定 設備, 緊急時対策所及び通信連絡			
		1 以開, 米心时内水川及い地に連絡			

赤色:様式-6に関する記載(付番長び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式−1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	金平政可力到(後)	を行うために必要な設備は, a.	你的音想八	及い墨本政可力可との対比	
		設計基準対象施設に記載)			
		(g) 原子炉冷却材圧力バウンダ	5.6 原子炉冷却材圧力バウンダ		
		していた していた した した の に の に の に の 、 の こ の 、 の こ の 、 の こ の 、 の こ の 、 の こ の 、 の こ の 、 の こ の 、 の こ の 、 の こ の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の の 、 、 、 、 、 の 、 、 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 、 の 、 の 、 の の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 、 、 の の 、 の 、 の の の 、 の の の の の の の の の の の の の	リ低圧時に発電用原子炉を冷却		
		り 低圧時に 光電用原丁炉を行却 するための設備	り 低圧時に 光電 用原丁炉を 行却 するための設備		
		9 372000000000000000000000000000000000000	9 372800設備 5.6.1 概要		
第六十二条 発電用原子炉施設	原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	5.0.1 概要 原子炉冷却材圧力バウンダリ	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)
第八「二采 死電用原子炉施設 には、原子炉冷却材圧力バウンダ	が低圧の状態であって,設計基準	が低圧の状態であって,設計基準	が低圧の状態であって,設計基準	向極目の記載であるか, 表現の崖 いによる差異あり	京于炉帘和东航旭設(個別) 5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復
リが低圧の状態であって、設計基	事故対処設備が有する発電用原	事故対処設備が有する発電用原	事故対処設備が有する発電用原	いによる左共のり	5.6.1 (公正代替在示宗(常設)(復 水移送ポンプ)による原子炉注水
単事故対処設備が有する発電用	事政対処設備が有りる先電用原子炉の冷却機能が喪失した場合	<u>事政対処設備が有りる先進用原</u> 子炉の冷却機能が喪失した場合	事成対処設備が有りる先電用原 子炉の冷却機能が喪失した場合		小移送ホンフ)による原子炉在水 5.6.2 低圧代替注水系(常設)(直
単単の対処設備が有りる発電用原子炉の冷却機能が喪失した場					5.6.2 低圧代替在小系(常設)(直 流駆動低圧注水系ポンプ)による
	においても炉心の著しい損傷及	においても炉心の著しい損傷及び原スに物効の理想なない。	においても炉心の著しい損傷及		
合においても炉心の著しい損傷	び原子炉格納容器の破損を防止	び原子炉格納容器の破損を防止	び原子炉格納容器の破損を防止		原子炉注水 5. c. o. (() 国内市)
及び原子炉格納容器の破損を防	するため,発電用原子炉を冷却す	するため,発電用原子炉を冷却す	するため,発電用原子炉を冷却す		5.6.3 低圧代替注水系(可搬型)
止するため、発電用原子炉を冷却	るために必要な重大事故等対処	るために必要な重大事故等対処	るために必要な重大事故等対処		による原子炉注水
するために必要な設備を施設し	設備として、低圧代替注水系(可	<u>設備</u> を設置及び保管する。①a	設備を設置及び保管する。 ①(①		
なければならない。 123456	搬型)を設ける設計とする。また,		a 重複)		
【解釈】	炉心の著しい損傷に至るまでの	ホ 原子炉冷却系統施設の構造及	原子炉冷却材圧力バウンダリ		
1 第62条に規定する「炉心の	時間的余裕のない場合に対応す	び設備	低圧時に発電用原子炉を冷却す		
著しい損傷」を「防止するため、	るための低圧代替注水系(常設)	(3) 非常用冷却設備	るための設備の系統概要図を第		
発電用原子炉を冷却するために	(復水移送ポンプ)及び低圧代替	(ii) 主要な機器及び管の個数及	5.6-1 図から第 5.6-7 図に		
必要な設備」とは、以下に掲げる	注水系(常設)(直流駆動低圧注	び構造	示す。また, <u>想定される重大事故</u>		
措置又はこれらと同等以上の効	<mark>水系ポンプ)</mark> を設ける設計とす	b. 重大事故等対処設備	等時において,設計基準事故対処		
果を有する措置を行うための設	3.	(c) 原子炉冷却材圧力バウンダ	<u>設備である残留熱除去系 (低圧注</u>		
備をいう。	<b>①a②a③a</b> 【62 条 1】	リ低圧時に発電用原子炉を冷却	水モード),残留熱除去系 (原子		②a③a 引用元:P6
(1) 重大事故防止設備		するための設備	炉停止時冷却モード)及び低圧炉		
a)可搬型重大事故防止設備を配	原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	<u>心スプレイ系が使用できる場合</u>	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)
備すること。②	低圧時に発電用原子炉を冷却す	が低圧の状態であって,設計基準	は,重大事故等対処設備(設計基	いによる差異あり	5.7 代替循環冷却系
b) 炉心の著しい損傷に至るまで	るための設備として, 炉心の著し	事故対処設備が有する発電用原	<u>準拡張) として使用する。</u> ①c③b		
の時間的余裕のない場合に対応	い損傷及び溶融が発生した場合	子炉の冷却機能が喪失した場合	残留熱除去系(低圧注水モー		
するため、常設重大事故防止設備	において,原子炉圧力容器内に溶	においても炉心の著しい損傷及	ド) 及び残留熱除去系 (原子炉停		
を設置すること。③	融炉心が存在する場合の重大事	び原子炉格納容器の破損を防止	止時冷却モード) については,		
c)上記a)及びb)の重大事故	故等対処設備として代替循環冷	するため,発電用原子炉を冷却す	「5.2 残留熱除去系」に記載す		
防止設備は、設計基準事故対処設	却系を設ける設計とする。	るために必要な重大事故等対処	る。低圧炉心スプレイ系について		
備に対して、多様性及び独立性を	①b⑥a 【62条2】	設備を設置及び保管する。 1 (①	は,「5.3 非常用炉心冷却系」に		①b⑥a 引用元:P24
有し、位置的分散を図ること。④		a 重複)	記載する。 ③		
			5.6.2 設計方針		

第 62 条-5

32

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び給付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 総合:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)
	低圧時に発電用原子炉を冷却す	が低圧時に発電用原子炉を冷却	が低圧時に発電用原子炉を冷却	いによる差異あり	4.1.2 原子炉停止時冷却モード
	るための設備として,想定される	するための設備のうち, 発電用原	するための設備のうち, 発電用原		5.3.1 系統構成
	重大事故等時において,設計基準	子炉を冷却し, 炉心の著しい損傷	子炉を冷却し, 炉心の著しい損傷		5.9.1 系統構成
	事故対処設備である残留熱除去	及び原子炉格納容器の破損を防	及び原子炉格納容器の破損を防		
	系(低圧注水モード),残留熱除	止するための設備として,低圧代	止するための設備として, 低圧代		
	去系 (原子炉停止時冷却モード)	<u> 替注水系 (可搬型) を設ける。</u> ②	替注水系 (可搬型)を設ける。ま		
	及び低圧炉心スプレイ系が使用	a <u>また, 炉心の著しい損傷に至る</u>	た, 炉心の著しい損傷に至るまで		
	できる場合は,重大事故等対処設	までの時間的余裕のない場合に	の時間的余裕のない場合に対応		
	備(設計基準拡張)として使用で	<u>対応するため,低圧代替注水系</u>	するため,低圧代替注水系(常設)		
	きる設計とする。	<u>(常設)を設ける。</u> ③a	を設ける。��(②a③a 重複)		
	①c③b 【62条3】				①c③b 引用元:P5
		(c-1) 原子炉運転中の場合に用	(1) 原子炉運転中の場合に用い		
		いる設備	る設備		
		(c-1-1) フロントライン系故障	a.フロントライン系故障時に用		
		時に用いる設備	いる設備		
		(c-1-1-1) 低圧代替注水系(常	(a) 低圧代替注水系(常設)(復		
		設)(復水移送ポンプ)による発	水移送ポンプ)による発電用原子		
		電用原子炉の冷却	炉の冷却		
	残留熱除去系(低圧注水モー	残留熱除去系(低圧注水モー	残留熱除去系(低圧注水モー	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)
	ド) 及び低圧炉心スプレイ系の機	<u>ド) 及び低圧炉心スプレイ系の機</u>	ド) 及び低圧炉心スプレイ系の機	いによる差異あり	5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復
	能が喪失した場合並びに全交流	能が喪失した場合の重大事故等	能が喪失した場合の重大事故等		水移送ポンプ) による原子炉注水
	動力電源喪失又は原子炉補機冷	<u>対処設備として,低圧代替注水系</u>	対処設備として,低圧代替注水系		
	却水系(原子炉補機冷却海水系を	(常設)(復水移送ポンプ)は,	(常設)(復水移送ポンプ)を使		
	含む。)機能喪失によるサポート	復水移送ポンプにより,復水貯蔵	用する。		
	系の故障により、残留熱除去系	タンクの水を残留熱除去系等を	低圧代替注水系(常設)(復水		
	(低圧注水モード)及び低圧炉心	経由して原子炉圧力容器へ注水	移送ポンプ)は,復水移送ポンプ,		
	スプレイ系による発電用原子炉	することで炉心を冷却できる設	配管・弁類, 計測制御装置等で構		
	の冷却ができない場合の重大事	<u>計とする。</u>	成し,復水移送ポンプにより,復		
	故等対処設備として,低圧代替注	3c	水貯蔵タンクの水を残留熱除去		
	水系(常設)(復水移送ポンプ)		系等を経由して原子炉圧力容器		
	は,復水移送ポンプにより,復水		へ注水することで炉心を冷却で		
	貯蔵タンクの水を残留熱除去系		きる設計とする。 �� (③c 重複)		
	等を経由して原子炉圧力容器へ				
	注水することで炉心を冷却でき				
	る設計とする。				
	<mark>③c③d</mark> 【62条4】				③d 引用元: P13

 $\mathcal{L}_{\mathcal{U}}^{\mathcal{U}}$ 

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 絵色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定供拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
12附基毕成則• 胜秋	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	111万
	低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水		原子炉冷却系統施設(個別)
	移送ポンプ)は,非常用交流電源	移送ポンプ)は,非常用交流電源	移送ポンプ)は,非常用交流電源		5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復
	設備に加えて,代替所内電気設備	設備に加えて,代替所内電気設備	設備に加えて,代替所内電気設備		水移送ポンプ)による原子炉注水
	を経由した常設代替交流電源設	を経由した常設代替交流電源設	を経由した常設代替交流電源設		
	備又は可搬型代替交流電源設備	備又は可搬型代替交流電源設備	備又は可搬型代替交流電源設備		
	からの給電が可能な設計とする。	からの給電が可能な設計とする。	からの給電が可能な設計とする。		
	また、系統構成に必要な電動弁	また、系統構成に必要な電動弁	また、系統構成に必要な電動弁		
	(直流)は,所内常設蓄電式直流	(直流)は,所内常設蓄電式直流	(直流)は,所内常設蓄電式直流		
	電源設備からの給電が可能な設	電源設備からの給電が可能な設	電源設備からの給電が可能な設		
	計とする。	<u>計とする。</u> ⑦a	計とする。 🗘 (⑦a 重複)		
	⑦a 【62 条 5】		主要な設備は,以下のとおりと		
			する。		
			・復水移送ポンプ		
			・復水貯蔵タンク (5.7 重大事故		
			等の収束に必要となる水の供		
			給設備)		
			・常設代替交流電源設備(10.2		
			代替電源設備)		
			・可搬型代替交流電源設備(10.2		
			代替電源設備)		
			・代替所内電気設備(10.2 代替		
			電源設備)		
			·所内常設蓄電式直流電源設備		
			(10.2 代替電源設備)		
			$\diamond$		
	低圧代替注水系(常設)(復水		本系統の流路として、補給水	設備設計の明確化	同上
	移送ポンプ)の流路として <mark>,設</mark> 計		系,高圧炉心スプレイ系及び残留	(流路として使用する,原子炉圧	
	基準対象施設である原子炉圧力		熱除去系の配管及び弁並びに燃	力容器内部の構造物について明	
	容器, 炉心支持構造物及び原子炉		料プール補給水系の弁を重大事	記)	
	圧力容器内部構造物を重大事故		故等対処設備として使用する。		
	等対処設備として使用 <mark>すること</mark>				
	から,流路に係る機能について重		その他, 設計基準対象施設であ		
	大事故等対処設備としての設計		る原子炉圧力容器を重大事故等		
	<mark>行う</mark> 。		<u>対処設備として使用</u> し, ⑧a 設計		
	<mark>⑧</mark> a 【62条6】		基準事故対処設備である非常用		
			交流電源設備を重大事故等対処		

34

赤色:様式-6に関する記載(付番長及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
			設備(設計基準拡張)として使用			
			する。			
			/ 20 V			
		(c-1-1-2) 低圧代替注水系(常	(b)低圧代替注水系(常設)(直			
		(直流駆動低圧注水系ポンプ)	流駆動低圧注水系ポンプ)による			
			発電用原子炉の冷却			
	残留熱除去系(低圧注水モー	残留熱除去系(低圧注水モー	光電用原丁戸の用却 残留熱除去系(低圧注水モー	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)	
	ド)及び低圧炉心スプレイ系の機	ド)及び低圧炉心スプレイ系の機	ド)及び低圧炉心スプレイ系の機	向座目の記載でのるか, 衣死の崖 いによる差異あり	5.6.2 低圧代替注水系(常設)(直	
	能が喪失した場合並びに全交流	能が喪失した場合の重大事故等	能が喪失した場合の重大事故等	いによる定美のク	流駆動低圧注水ポンプ)による原	
	能が長くした場合並びに主交流 動力電源喪失又は原子炉補機冷	<u>能が長くした場合の重く事故等</u> 対処設備として,低圧代替注水系	能が長くした場合の重く事故寺 対処設備として,低圧代替注水系		流駆動 医上 在 ホ か ク ク か に よ る 床 子 炉 注 水	
	勤力電源長久又は原丁炉補機中 却水系(原子炉補機冷却海水系を	<u>対処設備として, 私工代替在水东</u> (常設)(直流駆動低圧注水系ポ	パル設備として、低圧代替在示示     (常設)(直流駆動低圧注水系ポ)		1 炉 在 小	
	コルホ (床) が 桶 (焼 中 4) 海 ( 赤 2) 含む。)機能喪失によるサポート	<u>(市設)</u> ( <u></u> に 加 影 動 低 圧 注 水 系 ポ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	(市政) (直流感動医生在水赤小ンプ)を使用する。			
	ろひ。) 機能長くによる 9 小 下 系の故障により,残留熱除去系	<u>ンプにより、復水貯蔵タンクの水</u>	(本) を使用する。 低圧代替注水系(常設)(直流			
	※の成準により,残留怒原云宗 (低圧注水モード)及び低圧炉心	<u>シラにより, 後小灯蔵クシクの水</u> を高圧炉心スプレイ系等を経由	駆動低圧注水系ポンプ)は、直流			
	スプレイ系による発電用原子炉	<u>そ間上が心へノレイ宗寺を経由</u> して原子炉圧力容器へ注水する	駆動低圧注水系ポンプ,配管・弁			
	の冷却ができない場合の重大事	ことで炉心を冷却できる設計と	減動低圧圧が宗ホンク, 配官・弁 類, 計測制御装置等で構成し, 直			
	故等対処設備として,低圧代替注	<u>ここで炉心を行却できる設計と</u> する。③e	短, 計例前仰表直寺で構成し, 直 流駆動低圧注水系ポンプにより,			
	成等対処設備として, 低圧代替在 水系(常設)(直流駆動低圧注水	<u>92.</u> 00	流感動低圧在小ボホンクにより, 復水貯蔵タンクの水を高圧炉心			
	系ポンプ)は,直流駆動低圧注水		復小町廠タンクの水を高圧炉心 スプレイ系等を経由して原子炉			
	系ポンプ)は, 直流駆動低圧在小 系ポンプにより, 復水貯蔵タンク		スノレイ 宗等を経由して原子炉 圧力容器へ注水することで炉心			
	ポホンクにより, 復小町 蔵タンク の水を高圧炉心スプレイ系等を		を冷却できる設計とする。 ①(3)			
	終 由して原子炉圧力容器へ注水		を行却できる設計とする。文() e 重複)			
	経由して原子が圧力存益へ 住小 することで 炉心を 冷却できる 設		e 里陵)			
	りることで炉心を行却できる設 計とする。					
	計と9 つ。 ③d③e 【62 条 7】				③d 引用元:P13	
	303/0 [62 条 /]				304 51 用元:P13	
	直流駆動低圧注水系ポンプは,	直流駆動低圧注水系ポンプは,	直流駆動低圧注水系ポンプは,	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上	
	電流感動低圧在水ボホンクは, 常設代替直流電源設備からの給	常設代替直流電源設備からの給	電流感動図上 在示示ホシラな、 常設代替直流電源設備からの給	回避日の記載くのるか,表現の連	121	
	電が可能な設計とする。また、系	電が可能な設計とする。また、系	電が可能な設計とする。また,系	くによる定共のク		
	電が可能な設計とする。よに、 統構成に必要な電動弁(直流)は、	<u>電が可能な設計とりる。よに、</u> 統構成に必要な電動弁(直流)は,	電が可能な設計とする。よに, 示 統構成に必要な電動弁(直流)は,			
	所内常設蓄電式直流電源設備又	<u>机</u> 構成に必要な電動 <u>开</u> ( <u></u> 直流)な, 所内常設蓄電式直流電源設備又	杭梅成に必要な電動弁(置流)な,     所内常設蓄電式直流電源設備又			
	内内市設留電式 置加電源設備からの	<u> 内内市設留電式置流電源設備</u> からの	内内市設留電式 置加電源設備からの			
	は市設代管直, 1 電源設備からの 給電が可能な設計とする。なお,	<u>は常設代替単価単原設備がらの</u> 給電が可能な設計とする。なお,	は常設八沓直加電源設備が600 給電が可能な設計とする。なお,			
	和電が可能な設計とする。 なお, 系統構成に必要な電動弁(交流)	系統構成に必要な電動弁(交流)	<sup>和電が可能な</sup> の可とする。なわ, 系統構成に必要な電動弁(交流)			
	宗紀構成に必要な電動弁(交流) は, 全交流動力電源喪失時等, 交	<u> 示机構成に必要な電動 开(文加)</u> は, 交流電源に 期待できないこと	宗祝梅成に必要な電動弁(又祝) は、交流電源に期待できないこと			
	流電源に期待できない場合もあ	から設置場所にて操作できる設	から設置場所にて操作できる設			
	ることから設置場所にて <mark>手動</mark> 操	から成直場所にて操作できる成 計とする。⑦b	計とする。 (⑦b 重複)			
	◎ここかり砇旦勿川にて <mark>ナ則</mark> 保		町 こ ソ ②。 ♥ \①D 里阪/			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び給付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計力針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計力針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式−1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

安永事項との対比衣							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	生今該計力計(後) 作できる設計とする。 ⑦b【62条8】 低圧代替注水系(常設)(直流 駆動低圧注水系ポンプ)の流路と して,設計基準対象施設である原 子炉圧力容器,炉心支持構造物及 び原子炉圧力容器,炉心支持構造物及 び原子炉圧力容器内部構造物を 重大事故等対処設備として使用 することから,流路に係る機能に ついて重大事故等対処設備とし ての設計を行う。 ⑧b【62条9】	<u>+</u> χ	<ul> <li>主要な設備は、以下のとおりとする。</li> <li>・直流駆動低圧注水系ポンプ</li> <li>・復水貯蔵タンク(5.7 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備)</li> <li>・所内常設蓄電式直流電源設備(10.2 代替電源設備)</li> <li>・常設代替直流電源設備(10.2 代替電源設備)</li> <li>・常設代替直流電源設備(10.2 代替電源設備)</li> <li>・常設代替直流電源設備(10.2 代替電源設備)</li> <li>・常設代替直流電源設備(10.2 代替電源設備)</li> <li>・常設代替直流電源設備(10.2 代替電源設備)</li> <li>・常設代替直流電源設備として</li> <li>・市の流駆動低圧注水系の配管及び</li> <li>弁並びに燃料プール補給水系の</li> <li>弁を重大事故等対処設備として</li> <li>使用する。</li> <li>その他、設計基準対象施設である</li> <li>る原子炉圧力容器を重大事故等</li> <li>対処設備として使用する。(多)</li> </ul>	及び基本設計の明確化 (流路として使用する,原子炉圧 力容器内部の構造物について明 記)	<ul> <li>⑦b 引用元:P8</li> <li>原子炉冷却系統施設(個別)</li> <li>5.6.2 低圧代替注水系(常設)(直 流駆動低圧注水ポンプ)による原 子炉注水</li> </ul>		
	残留熱除去系(低圧注水モー ド)及び低圧炉心スプレイ系の機 能が喪失した場合並びに全交流 動力電源喪失又は原子炉補機冷 却水系(原子炉補機冷却海水系を 含む。)機能喪失によるサポート 系の故障により,残留熱除去系 (低圧注水モード)及び低圧炉心 スプレイ系による発電用原子炉	(c-1-1-3) 低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉の冷却 <u>残留熱除去系(低圧注水モー</u> ド)及び低圧炉心スプレイ系の機 能が喪失した場合の重大事故等 <u>対処設備として,低圧代替注水系</u> (可搬型)は,大容量送水ポンプ (タイプ I)により,代替淡水源 <u>の水を残留熱除去系等を経由し</u> て原子炉圧力容器へ注水するこ <u>とで炉心を冷却できる設計とす</u>	<ul> <li>(c)低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉の冷却 残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(可搬型)を使用する。</li> <li>低圧代替注水系(可搬型)は,大容量送水ポンプ(タイプI),配管・ホース・弁類,計測制御装置等で構成し,大容量送水ポンプ</li> </ul>	同趣旨の記載であるが, 表現の違 いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(個別) 5.6.3 低圧代替注水系(可搬型) による原子炉注水		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書)別添-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

		安水争坦众	この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	の冷却ができない場合の重大事	<u>る。</u> ②b	(タイプ I )により, 代替淡水源		
	故等対処設備として,低圧代替注		の水を残留熱除去系等を経由し		
	水系 (可搬型)は,大容量送水ポ		て原子炉圧力容器へ注水するこ		
	ンプ (タイプ I ) により, 代替淡		とで炉心を冷却できる設計とす		
	水源の水を残留熱除去系等を経		る。��(②b 重複)		
	由して原子炉圧力容器に注水す				
	ることで炉心を冷却できる設計				
	とする。				
	<mark>②b②</mark> c 【62 条 10】				②c 引用元: P13
	低圧代替注水系(可搬型)は,	低圧代替注水系(可搬型)は,	低圧代替注水系(可搬型)は,		原子炉冷却系統施設(個別)
	代替淡水源が枯渇した場合にお	代替淡水源が枯渇した場合にお	代替淡水源が枯渇した場合にお		5.6.3 低圧代替注水系(可搬型)
	いて,重大事故等の収束に必要と	いて,重大事故等の収束に必要と	いて,重大事故等の収束に必要と		による原子炉注水
	なる水の供給設備である大容量	なる水の供給設備である大容量	なる水の供給設備である大容量		
	送水ポンプ (タイプ I ) により海	<u>送水ポンプ (タイプ I ) により海</u>	送水ポンプ (タイプ I ) により海		
	を利用できる設計とする。	<u>を利用できる設計とする。</u> ②d	を利用できる設計とする。 🗘 (②		
	②d 【62 条 11】		d 重複)		
	低圧代替注水系(可搬型)は,	低圧代替注水系(可搬型)は,	低圧代替注水系(可搬型)は,		同上
	非常用交流電源設備に加えて,代	<u>非常用交流電源設備に加えて,代</u>	非常用交流電源設備に加えて,代		
	替所内電気設備を経由した常設	替所内電気設備を経由した常設	替所内電気設備を経由した常設		
	代替交流電源設備又は可搬型代	代替交流電源設備又は可搬型代	代替交流電源設備又は可搬型代		
	替交流電源設備からの給電が可	<u> 替交流電源設備からの給電が可</u>	替交流電源設備からの給電が可		
	能な設計とする。	<u>能な設計とする。</u>	能な設計とする。		
	⑦c 【62 条 12】	⑦c	⑦(⑦c 重複)		
	大容量送水ポンプ(タイプ I )	また, <u>大容量送水ポンプ (タイ</u>	また, 大容量送水ポンプ (タイ		同上
	は,空冷式のディーゼルエンジン	プI)は,空冷式のディーゼルエ	プ I ) は, 空冷式のディーゼルエ		
	により駆動できる設計とする。	ンジンにより駆動できる設計と	ンジンにより駆動できる設計と		
	②e 【62条13】	<u>する。</u> ②e	する。��(②e 重複)		
	大容量送水ポンプ(タイプ I )		燃料は,燃料補給設備である軽	設備設計の明確化	補機駆動用燃料設備
	のポンプ駆動用燃料は,大容量送		油タンク又はガスタービン発電	(大容量送水ポンプ車の燃料貯	1. 補機駆動用燃料設備

36

 $\mathcal{C}$ 

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式−1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

	設工認申請書		との対比表	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	水ポンプ(タイプ I )(燃料タン		<u>設備軽油タンク</u> 及びタンクロー	蔵設備の明確化。なお,機器名称	
	ク)に貯蔵する。		<u>リ</u> により <u>補給できる設計とする。</u>	は工認要目表名称とした)	
	非常用ディーゼル発電設備軽		(9)a		
	油タンク,高圧炉心スプレイ系デ		主要な設備は,以下のとおりと		
	ィーゼル発電設備軽油タンク又		する。		
	はガスタービン発電設備軽油タ		・大容量送水ポンプ(タイプ I )		
	ンクは、大容量送水ポンプ (タイ		・常設代替交流電源設備(10.2		
	プI)の燃料を貯蔵できる設計と		代替電源設備)		
	する。		<ul> <li>可搬型代替交流電源設備(10.2)</li> </ul>		
	大容量送水ポンプ(タイプ I )		代替電源設備)		
	の燃料は,燃料補給設備である非		・代替所内電気設備(10.2 代替		
	常用ディーゼル発電設備軽油タ		電源設備)		
	ンク,高圧炉心スプレイ系ディー		・燃料補給設備(10.2 代替電源		
	ゼル発電設備軽油タンク又はガ		設備) 谷		
	スタービン発電設備軽油タンク				
	よりタンクローリを用いて補給				
	できる設計とする。				
	非常用ディーゼル発電設備軽				
	油タンク,高圧炉心スプレイ系デ				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又				
	はガスタービン発電設備軽油タ				
	ンクからタンクローリへの <mark>燃料</mark>				
	の補給は,ホースを用いる設計と				
	する。				
	<mark>⑨a</mark> 【62 条 14】				
	低圧代替注水系(可搬型)に使			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
	用するホースの敷設等は、ホース			(ホース延長回収車の機能及び	
	延長回収車(台数4(予備1))(核			その兼用先について記載)	による原子炉注水
	燃料物質の取扱施設及び貯蔵施				
	設のうち「4.2 燃料プール代替				
	注水系」の設備を原子炉冷却系統				
	施設のうち「5.6 低圧代替注水				
	系」の設備として兼用)により行				
	う設計とする。				
	② 【62条15】				

赤色:様式-6に関する記載(付番長及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) 前回提出時からの変更箇所

			20対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
	低圧代替注水系(可搬型)の流		本系統の流路として,補給水系		原子炉冷却系統施設(個別)
	路として <mark>, 設</mark> 計基準対象施設であ		及び残留熱除去系の配管及び弁	(流路として使用する,原子炉圧	5.6.3 低圧代替注水系(可搬型)
	る原子炉圧力容器,炉心支持構造		並びにホースを重大事故等対処	力容器内部の構造物について明	による原子炉注水
	物及び原子炉圧力容器内部構造		設備として使用する。 🤣	記)	
	物を重大事故等対処設備として		その他, <u>設計基準対象施設であ</u>		
	使用 <mark>することから, 流路に係る機</mark>		る原子炉圧力容器を重大事故等		
	能について重大事故等対処設備		<u>対処設備として使用</u> し, ⑧c 設計		
	としての設計を行う。		基準事故対処設備である非常用		
	⑧c 【62 条 16】		交流電源設備を重大事故等対処		
			設備(設計基準拡張)として使用		
	非常用取水設備の貯留堰, 取水		する。 🚯		非常用取水設備
	口, 取水路及び海水ポンプ室は,				1. 非常用取水設備の基本設計方
	想定される重大事故等時におい				針
	て,設計基準事故対処設備の一部				
	を流路として使用することから,				
	流路に係る機能について重大事				
	故等対処設備としての設計を行				
	う。				
	⑩a⑩b 【62 条 17】				⑩a⑩b 引用元:P53
		(c-1-2) サポート系故障時に用	b. サポート系故障時に用いる設		
		いる設備	備		
		(c-1-2-1) 低圧代替注水系(常	(a) 低圧代替注水系 (常設) によ		
		設)による発電用原子炉の冷却	る発電用原子炉の冷却		
		全交流動力電源喪失又は原子	全交流動力電源喪失又は原子		
		炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却	炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却		
		海水系を含む。)機能喪失による	海水系を含む。)機能喪失による		
		サポート系の故障により,残留熱	サポート系の故障により,残留熱		
		除去系 (低圧注水モード)及び低	除去系(低圧注水モード)及び低		
		 圧炉心スプレイ系が起動 <u>できな</u>	圧炉心スプレイ系が起動できな		
		い場合の重大事故等対処設備と	い場合の重大事故等対処設備と		
		して使用する低圧代替注水系(常	して使用する低圧代替注水系(常		
		設) は,「ホ(3)(ii)b. (c-1-1-	設)は,「(1) a . (a) 低圧代替注		
	1			1	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び路付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 総合:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別談~1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

			2. 97利比衣	机果款司 计终其继用则	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		1)低圧代替注水系(常設)(復水	水系(常設)(復水移送ポンプ)		
		移送ポンプ)による発電用原子炉	による発電用原子炉の冷却」及び		
		の冷却」及び「ホ(3)(ii)b. (c-	「(1) a. (b) 低圧代替注水系(常		
		1-1-2)低圧代替注水系(常設)(直	設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)		
		流駆動低圧注水系ポンプ)による	による発電用原子炉の冷却 と同		
		発電用原子炉の冷却 と同じであ	による光電力示了が少日本」と向 じである。		
		光电 <b></b>	<ul> <li>(③d 重複)</li> </ul>		
			◇ (③u 重後)		
		(c-1-2-2)低圧代替注水系 (可搬	(b) 低圧代替注水系 (可搬型) に		
		型)による発電用原子炉の冷却	(6) 低江代省在小宗(弓城主)に よる発電用原子炉の冷却		
		全交流動力電源喪失又は原子	全交流動力電源喪失又は原子		
		<u>主交流動力電源丧失又は原于</u> 炉補機冷却水系(原子炉補機冷却	主交流動力電源丧失文は原子 炉補機冷却水系(原子炉補機冷却		
		海水系を含む。)機能喪失による	が補機市却小米 (原子が補機市却 海水系を含む。)機能喪失による		
		サポート系の故障により,残留熱	サポート系の故障により,残留熱		
		除去系(低圧注水モード)及び低	除去系(低圧注水モード)及び低		
		<u> 圧炉心スプレイ系</u> が起動 <u>できな</u> い 坦々の手上声が飲む切割洗洗	圧炉心スプレイ系が起動できな		
		い場合の重大事故等対処設備と	い場合の重大事故等対処設備と		
		して使用する低圧代替注水系(可	して使用する低圧代替注水系(可		
		搬型)は、「ホ(3)(ii)b. (c-1-	搬型)は,「(1)a.(c)低圧代替		
		1-3)低圧代替注水系(可搬型)に	注水系 (可搬型) による発電用原		
		よる発電用原子炉の冷却」と同じ	子炉の冷却」と同じである。		
		である。②c	(②c 重複)		
		(c-1-2-3) 常設代替交流電源設	(c) 常設代替交流電源設備によ		
		備による残留熱除去系(低圧注水	る残留熱除去系(低圧注水モー		
		モード)の復旧	ド)の復旧		
	全交流動力電源喪失又は原子	全交流動力電源喪失又は原子	全交流動力電源喪失又は原子		原子炉冷却系統施設(個別)
	炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却	炉補機冷却水系(原子炉補機冷却	炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却	いによる差異あり	5.9.1 系統構成
	海水系を含む。)機能喪失による	海水系を含む。)機能喪失による	海水系を含む。)機能喪失による		
	サポート系の故障により,残留熱	サポート系の故障により,残留熱	サポート系の故障により,残留熱		
	除去系(低圧注水モード)が起動	除去系(低圧注水モード)が起動	除去系(低圧注水モード)が起動		
	できない場合の重大事故等対処	できない場合の重大事故等対処	できない場合の重大事故等対処		
	設備として,常設代替交流電源設	設備として,常設代替交流電源設	設備として,常設代替交流電源設		
	備を使用し,残留熱除去系(低圧	備を使用し,残留熱除去系(低圧	備を使用し,残留熱除去系(低圧		
	注水モード)を復旧できる設計と	<u>注水モード)を復旧</u> する。	注水モード)を復旧する。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び済付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別談~1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	200月に衣	設置許可,技術基準規則	/++- +*
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	する。残留熱除去系(低圧注水モ	残留熱除去系(低圧注水モー	残留熱除去系(低圧注水モー		
	ード)は,常設代替交流電源設備	ド)は、常設代替交流電源設備か	ド)は、常設代替交流電源設備か		
	からの給電により機能を復旧し,	らの給電により機能を復旧し,残	らの給電により機能を復旧し,残		
	残留熱除去系ポンプによりサプ	留熱除去系ポンプによりサプレ	留熱除去系ポンプによりサプレ		
	レッションチェンバのプール水	<u>ッションチェンバのプール水を</u>	ッションチェンバのプール水を		
	を原子炉圧力容器へ注水するこ	原子炉圧力容器へ注水すること	原子炉圧力容器へ注水すること		
	とで炉心を冷却できる設計とす	で炉心を冷却できる設計とする。	で炉心を冷却できる設計とする。		
	る。本系統に使用する冷却水は,	本系統に使用する冷却水は,原	本系統に使用する冷却水は,原		
	原子炉補機冷却水系(原子炉補機	子炉補機冷却水系(原子炉補機冷	子炉補機冷却水系(原子炉補機冷		
	冷却海水系を含む。)又は原子炉	却海水系を含む。)又は原子炉補	却海水系を含む。)又は原子炉補		
	補機代替冷却水系から供給でき	機代替冷却水系から供給できる	機代替冷却水系から供給できる		
	る設計とする。	設計とする。	設計とする。		
	⑤a 【62 条 18】	5a	��(⑤a 重複)		
			主要な設備は,以下のとおりと		
			する。		
			・常設代替交流電源設備(10.2		
			代替電源設備)		
			・原子炉補機代替冷却水系(5.10		
			最終ヒートシンクへ熱を輸送		
			するための設備)		
			2>		
	原子炉冷却材圧力バウンダリ		その他, <u>設計基準対象施設であ</u>	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)
	低圧時に発電用原子炉を冷却す		る原子炉圧力容器を重大事故等	いによる差異あり	7.1.1 系統構成
	るための設備として,想定される		<u>対処設備として使用</u> し, <u>⑧d</u> 設計		
	重大事故等時において,設計基準		基準事故対処設備である残留熱		
	事故対処設備である原子炉補機		除去系(低圧注水モード)及び <u>原</u>		
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系		子炉補機冷却水系(原子炉補機冷		
	を含む。)が使用できる場合は、		却海水系を含む。)を重大事故等		
	重大事故等対処設備(設計基準拡		対処設備(設計基準拡張)として		
	張)として使用できる設計とす		<u>使用</u> する。⑪a		
	3.				
	<b>①</b> a 【62 条 19】				
	北海田市よ乳畑の時の頃 モリ			回振らの割井云とスジーキロの生	北台田西山凯佛
	非常用取水設備の貯留堰,取水			同趣旨の記載であるが,表現の違	非常用取水設備
	口,取水路及び海水ポンプ室は,			いによる差異あり	1. 非常用取水設備の基本設計方
	想定される重大事故等時におい				金十
	て,設計基準事故対処設備の一部				

+

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び派付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) 前回提出時からの変更箇所

		安水争坦公	この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	を流路として使用することから、				
	流路に係る機能について重大事				
	故等対処設備としての設計を行				
	<b>う</b> 。				
	<b>⑩a⑪b</b> 【62 条 20】				⑩a⑩b 引用元:P53
	原子炉補機代替冷却水系は,原			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
	子炉補機代替冷却水系熱交換器			(サポート系故障時に使用する	7.3.1 系統構成
	ユニットを原子炉補機冷却水系			原子炉補機代替冷却水系の具体	
	に接続し、大容量送水ポンプ(タ			的な設計方針について記載)	
	イプ I ) によ <mark>り取</mark> 水 <mark>口又は</mark> 海水ポ				
	ンプ室 <mark>から</mark> 海水を取水し, 原子炉				
	補機代替冷却水系熱交換器ユニ				
	ットに海水を送水することで,残				
	留熱除去系熱交換器で発生した				
	熱を最終的な熱の逃がし場であ				
	る海へ輸送できる設計とする。				
	⑪ 【62条21】				
	原子炉補機代替冷却水系熱交			設備設計の明確化	同上
	換器ユニット及び大容量送水ポ			(大容量送水ポンプの駆動源を	
	ンプ (タイプ I ) は, 空冷式のデ			明確化)	
	ィーゼルエンジンにより駆動で				
	きる設計とする。				
	11 【62 条 22】				
	大容量送水ポンプ(タイプI)			設備設計の明確化	補機駆動用燃料設備
	のポンプ駆動用燃料は,大容量送			(大容量送水ポンプ車の燃料貯	1. 補機駆動用燃料設備
	水ポンプ(タイプI)(燃料タン			蔵設備の明確化,機器名称は工認	
	ク)に貯蔵する。			要目表名称とした)	
	原子炉補機代替冷却水系熱交				
	換器ユニットのポンプ駆動用燃				
	料は,原子炉補機代替冷却水系熱				
	交換器ユニット (燃料タンク) に				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色.設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

 ・様示二1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定供拠に関する説明書 別添-1)
 : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	貯蔵する。				
	非常用ディーゼル発電設備軽				
	油タンク,高圧炉心スプレイ系デ				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又				
	はガスタービン発電設備軽油タ				
	ンクは、大容量送水ポンプ (タイ				
	プI)及び原子炉補機代替冷却水				
	系熱交換器ユニットの燃料を貯				
	蔵できる設計とする。				
	大容量送水ポンプ(タイプI)				
	及び原子炉補機代替冷却水系熱				
	交換器ユニットの燃料は,燃料補				
	給設備である非常用ディーゼル				
	発電設備軽油タンク,高圧炉心ス				
	プレイ系ディーゼル発電設備軽				
	油タンク又はガスタービン発電				
	設備軽油タンクよりタンクロー				
	リを用いて補給できる設計とす				
	る。				
	非常用ディーゼル発電設備軽				
	油タンク,高圧炉心スプレイ系デ				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又				
	はガスタービン発電設備軽油タ				
	ンクからタンクローリへの <mark>燃料</mark>				
	の補給は、ホースを用いる設計と				
	する。				
	<b>⑨b</b> 【62 条 23】				⑨b 引用元: P53
	原子炉補機代替冷却水系に使			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
	用するホースの敷設は,ホース延			(ホース延長回収車の機能及び	7.3.1 系統構成
	長回収車(台数4(予備1))(核			その兼用先について記載)	
	燃料物質の取扱施設及び貯蔵施				
	設のうち「4.2 燃料プール代替				
	注水系」の設備を原子炉冷却系統				
	施設のうち「7.3 原子炉補機代				
	替冷却水系」の設備として兼用)				

赤色:様式-6に関する記載(付番及	.び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書	類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針	(後) との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針	<ul><li>(後) との対比</li></ul>

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式−1 への展開表 ・技術基準要求機器リスト (設定機批に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

		女小ず只(	この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	により行う設計とする。 ① 【62条24】				
	非常用取水設備の貯留堰, 取水 口, 取水路及び海水ポンプ室は, 想定される重大事故等時におい て, 設計基準事故対処設備の一部 を流路として使用することから, 流路に係る機能について重大事 故等対処設備としての設計を行 う。			同趣旨の記載であるが, 表現の違 いによる差異あり	非常用取水設備 1. 非常用取水設備の基本設計方 針
	<b>⑩a⑩b</b> 【62 条 25】				⑩a⑩b 引用元:P53
	残留熱除去系(低圧注水モード)の流路として,設計基準対象 施設である <mark>残留熱除去系熱交換</mark> 器,原子炉圧力容器,炉心支持構 造物及び原子炉圧力容器内部構 造物を重大事故等対処設備とし て使用することから,流路に係る 機能について重大事故等対処設 備としての設計を行う。 ⑧d【62条26】			設備設計の明確化 (流路として使用する,原子炉圧 力容器内部の構造物について明 記)	原子炉冷却系統施設(個別) 5.9.1 系統構成 ⑧d 引用元: P14
	全交流動力電源喪失又は原子 炉補機冷却水系(原子炉補機冷却 海水系を含む。)機能喪失による サポート系の対院により、低圧に	(c-1-2-4) 常設代替交流電源設備による低圧炉心スプレイ系の 復旧 全交流動力電源喪失又は原子 炉補機冷却水系(原子炉補機冷却 海水系を含む。)機能喪失による	<ul> <li>(d)常設代替交流電源設備による低圧炉心スプレイ系の復旧</li> <li>全交流動力電源喪失又は原子</li> <li>炉補機冷却水系(原子炉補機冷却 海水系を含む。)機能喪失による</li> </ul>	同趣旨の記載であるが, 表現の違 いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(個別) 5.3.1 系統構成
	サポート系の故障により,低圧炉 心スプレイ系が起動できない場 合の重大事故等対処設備として, 常設代替交流電源設備を使用し, 低圧炉心スプレイ系を復旧でき る設計とする。低圧炉心スプレイ	サポート系の故障により,低圧炉 心スプレイ系が起動できない場 合の重大事故等対処設備として, 常設代替交流電源設備を使用し, 低圧炉心スプレイ系を復旧する。 低圧炉心スプレイ系は,常設代	サポート系の故障により,低圧炉 心スプレイ系が起動できない場 合の重大事故等対処設備として, 常設代替交流電源設備を使用し, 低圧炉心スプレイ系を復旧する。 低圧炉心スプレイ系は,常設代		

44



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	机工物中转击			机墨新司 计终其继相时	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	系は、常設代替交流電源設備から	春交流電源設備からの給電によ	替交流電源設備からの給電によ		
	の給電により機能を復旧し,低圧	り機能を復旧し,低圧炉心スプレ	り機能を復旧し,低圧炉心スプレ		
	炉心スプレイ系ポンプによりサ	イ系ポンプによりサプレッショ	イ系ポンプによりサプレッショ		
	プレッションチェンバのプール	ンチェンバのプール水を原子炉	ンチェンバのプール水を原子炉		
	水を原子炉圧力容器へスプレイ	圧力容器へスプレイすることで	圧力容器へスプレイすることで		
	することで炉心を冷却できる設	炉心を冷却できる設計とする。	炉心を冷却できる設計とする。		
	計とする。本系統に使用する冷却	本系統に使用する冷却水は,原	本系統に使用する冷却水は,原		
	水は,原子炉補機冷却水系(原子	子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷	子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷		
	炉補機冷却海水系を含む。)又は	却海水系を含む。)又は原子炉補	却海水系を含む。)又は原子炉補		
	原子炉補機代替冷却水系から供	機代替冷却水系から供給できる	機代替冷却水系から供給できる		
	給できる設計とする。	設計とする。	設計とする。		
	<b>⑤</b> b 【62条27】	5b			
	原子炉冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備として,想定される 重大事故等時において,設計基準 事故対処設備である原子炉補機 冷却水系(原子炉補機冷却海水系 を含む。)が使用できる場合は, 重大事故等対処設備(設計基準拡 張)として使用できる設計とす る。 ①b 【62条28】		主要な設備は,以下のとおりと する。 ・常設代替交流電源設備(10.2 代替電源設備) ・原子炉補機代替冷却水系(5.10 最終ヒートシンクへ熱を輸送 するための設備)	同趣旨の記載であるが, 表現の違 いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(個別) 7.1.1 系統構成
	非常用取水設備の貯留堰,取水 口,取水路及び海水ポンプ室は, 想定される重大事故等時におい て,設計基準事故対処設備の一部			同趣旨の記載であるが, 表現の違 いによる差異あり	非常用取水設備 1. 非常用取水設備の基本設計方 針

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式−1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈     設工認申請書 基本設計方針(後)     設置許可申請書 本文     設置許可申請書 添付書類八     設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比     備考       を流路として使用することから, 流路に係る機能について重大事 故等対処設備としての設計を行 う。 [0a@b 【62条29]     を流路として使用することから, 流路に係る機能について重大事 故等対処設備としての設計を行 う。     「のa@b 引用元: P53       原子炉補機代替冷却水系は,原     原子炉補機代替冷却水系は,原     原子炉冷却系統施設	
流路に係る機能について重大事 故等対処設備としての設計を行 う。 個a@b【62条29】   <	
故等対処設備としての設計を行う。     0a@b 【62条29】     0a@b 引用元:P53       原子炉補機代替冷却水系は,原     設備設計の明確化     原子炉冷却系統施設	
う。     ・	
⑩a⑩b【62条29】     ⑩a⑪b【62条29】     ⑩a⑪b引用元:P53       原子炉補機代替冷却水系は,原     節a⑪b引用元:P53	
原子炉補機代替冷却水系は、原	
	と (個別)
子炉補機代替冷却水系熱交換器 (サポート系故障時に使用する 7.3.1 系統構成)	
ユニットを原子炉補機冷却水系 原子炉補機代替冷却水系の具体	
に接続し、大容量送水ポンプ(タ 的な設計方針について記載)	
イプ I ) によ <mark>り取</mark> 水 <mark>ロ又は</mark> 海水ポ	
ンプ室 <mark>から</mark> 海水を取水し,原子炉	
補機代替冷却水系熱交換器ユニ	
ットに海水を送水することで,残	
留熱除去系熱交換器で発生した	
熱を最終的な熱の逃がし場であ	
る海へ輸送できる設計とする。	
① 【62 条 30】	
原子炉補機代替冷却水系熱交 同上 おおお おお おお おお お お お お お か う の り 確化 同上	
換器ユニット及び大容量送水ポ (大容量送水ポンプの駆動源を	
ンプ (タイプ I) は、空冷式のデ 明確化)	
ィーゼルエンジンにより駆動で	
きる設計とする。	
⑪ 【62条31】	
大容量送水ポンプ(タイプI) 設備設計の明確化 補機駆動用燃料設備	t. I
のポンプ駆動用燃料は、大容量送 1. 補機駆動用燃料は	
水ポンプ(タイプ I)(燃料タン	*
ク)に貯蔵する。 要目表名称とした)	
原子炉補機代替冷却水系熱交	
換器ユニットのポンプ駆動用燃	
料は,原子炉補機代替冷却水系熱	
交換器ユニット (燃料タンク) に	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

 ・様示二1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定供拠に関する説明書 別添-1)
 : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	貯蔵する。				
	非常用ディーゼル発電設備軽				
	油タンク,高圧炉心スプレイ系デ				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又				
	はガスタービン発電設備軽油タ				
	ンクは、大容量送水ポンプ (タイ				
	プI)及び原子炉補機代替冷却水				
	系熱交換器ユニットの燃料を貯				
	蔵できる設計とする。				
	大容量送水ポンプ(タイプ I )				
	及び原子炉補機代替冷却水系熱				
	交換器ユニットの燃料は,燃料補				
	給設備である非常用ディーゼル				
	発電設備軽油タンク,高圧炉心ス				
	プレイ系ディーゼル発電設備軽				
	油タンク又はガスタービン発電				
	設備軽油タンクよりタンクロー				
	リを用いて補給できる設計とす				
	る。				
	非常用ディーゼル発電設備軽				
	油タンク,高圧炉心スプレイ系デ				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又				
	はガスタービン発電設備軽油タ				
	ンクからタンクローリへの <mark>燃料</mark>				
	の補給は、ホースを用いる設計と				
	する。				
	<b>⑨</b> b 【62 条 32】				⑨b 引用元:P53
	原子炉補機代替冷却水系に使			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
	用するホースの敷設は、ホース延			(ホース延長回収車の機能及び	7.3.1 系統構成
	長回収車(台数4(予備1))(核			その兼用先について記載。)	
	燃料物質の取扱施設及び貯蔵施				
	設のうち「4.2 燃料プール代替				
	注水系」の設備を原子炉冷却系統				
	施設のうち「7.3 原子炉補機代				
	替冷却水系」の設備として兼用)				

47

赤色:様式-6に関する記載(付番及	.び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書	類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針	(後) との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針	<ul><li>(後) との対比</li></ul>

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式−1 への展開表 ・技術基準要求機器リスト (設定機批に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表
-----------

安米争項との対比衣						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
	<ul> <li>により行う設計とする。</li> <li>① 【62 条 33】</li> </ul>	TA		XU BANKII / SI CUAIN		
	非常用取水設備の貯留堰, 取水 ロ, 取水路及び海水ポンプ室は, 想定される重大事故等時におい て,設計基準事故対処設備の一部 を流路として使用することから, 流路に係る機能について重大事 故等対処設備としての設計を行			同趣旨の記載であるが, 表現の違 いによる差異あり	非常用取水設備 1. 非常用取水設備の基本設計方 針	
	000000000000000000000000000000000000				⑩a⑩b 引用元:P53	
	低圧炉心スプレイ系の流路と して,設計基準対象施設である原 子炉圧力容器,炉心支持構造物及 び原子炉圧力容器内部構造物を 重大事故等対処設備として使用 することから,流路に係る機能に ついて重大事故等対処設備とし			設備設計の明確化 (流路として使用する原子炉圧 力容器内部の構造物を明記)	原子炉冷却系統施設(個別) 5.3.1 系統構成	
	<mark>ての設計を行う</mark> 。 ⑧e 【62 条 35】				⑧e 引用元:P18	
		<ul> <li>(c-1-3) 溶融炉心が原子炉圧力</li> <li>容器内に残存する場合に用いる</li> <li>設備</li> <li>(c-1-3-1) 低圧代替注水系(常</li> <li>設)(復水移送ポンプ)による残</li> <li>留溶融炉心の冷却</li> </ul>	c.溶融炉心が原子炉圧力容器内 に残存する場合に用いる設備 (a)低圧代替注水系(常設)(復 水移送ポンプ)による残留溶融炉 心の冷却			
	炉心の著しい損傷,溶融が発生 した場合において,原子炉圧力容 器内に溶融炉心が存在する場合 に,溶融炉心を冷却し,原子炉格 納容器の破損を防止するための 重大事故等対処設備として,低圧	炉心の著しい損傷,溶融が発生 した場合において,原子炉圧力容 器内に溶融炉心が存在する場合 に,溶融炉心を冷却し,原子炉格 納容器の破損を防止するための 重大事故等対処設備として,低圧	炉心の著しい損傷,溶融が発生 した場合において,原子炉圧力容 器内に溶融炉心が存在する場合 に,溶融炉心を冷却し,原子炉格 納容器の破損を防止するための 重大事故等対処設備として,低圧		原子炉冷却系統施設(個別) 5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復 水移送ポンプ)による原子炉注水	



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	200 対 に 衣 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	設置許可,技術基準規則	供去
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	代替注水系(常設)(復水移送ポ	代替注水系 (常設) (復水移送ポ	代替注水系(常設)(復水移送ポ		
	ンプ)は,復水移送ポンプにより,	<u>ンプ)は,復水移送ポンプにより,</u>	ンプ)を使用する。		
	復水貯蔵タンクの水を残留熱除	<u>復水貯蔵タンクの水を残留熱除</u>	低圧代替注水系(常設)(復水		
	去系等を経由して原子炉圧力容	去系等を経由して原子炉圧力容	移送ポンプ)は,復水移送ポンプ,		
	器へ注水することで原子炉圧力	器へ注水することで原子炉圧力	配管・弁類, 計測制御装置等で構		
	容器内に存在する溶融炉心を冷	容器内に存在する溶融炉心を冷	成し,復水移送ポンプにより,復		
	却できる設計とする。	<u>却できる設計とする。</u> ⑥b	水貯蔵タンクの水を残留熱除去		
	<b>⑥b</b> 【62 条 36】		系等を経由して原子炉圧力容器		
			へ注水することで原子炉圧力容		
			器内に存在する溶融炉心を冷却		
			できる設計とする。 🗘 (⑥b 重複)		
		低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水		
		移送ポンプ)は,非常用交流電源	移送ポンプ)は,非常用交流電源		
		設備に加えて,代替所内電気設備	設備に加えて,代替所内電気設備		
		を経由した常設代替交流電源設	を経由した常設代替交流電源設		
		備又は可搬型代替交流電源設備	備又は可搬型代替交流電源設備		
		からの給電が可能な設計とする。	からの給電が可能な設計とする。		
		また、系統構成に必要な電動弁	また、系統構成に必要な電動弁		
		(直流)は,所内常設蓄電式直流	(直流)は,所内常設蓄電式直流		
		電源設備からの給電が可能な設	電源設備からの給電が可能な設		
		計とする。 <u>1</u> (⑦a 重複)	計とする。 (⑦a 重複)		
		本系統の詳細については、「ホ	本系統の詳細については,「(1)		
		(3)(ii)b. (c-1-1-1)低圧代替	a. (a) 低圧代替注水系(常設)		
		注水系(常設)(復水移送ポンプ)	(復水移送ポンプ)による発電用		
		による発電用原子炉の冷却」に記	原子炉の冷却」に記載する。 🕉		
		載する。3			
		(c-1-3-2)低圧代替注水系(可搬	(b) 低圧代替注水系 (可搬型) に		
		型)による残留溶融炉心の冷却	よる残留溶融炉心の冷却		
	炉心の著しい損傷,溶融が発生	炉心の著しい損傷,溶融が発生	炉心の著しい損傷,溶融が発生		原子炉冷却系統施設(個別)
	した場合において,原子炉圧力容	した場合において,原子炉圧力容	した場合において,原子炉圧力容		5.6.3 低圧代替注水系(可搬型)
	器内に溶融炉心が存在する場合	器内に溶融炉心が存在する場合	器内に溶融炉心が存在する場合		による原子炉注水
	に,溶融炉心を冷却し,原子炉格	<u>に, 溶融炉心を冷却し, 原子炉格</u>	に,溶融炉心を冷却し,原子炉格		
	納容器の破損を防止するための	<u>納容器の破損を防止するための</u>	納容器の破損を防止するための		
	重大事故等対処設備として,低圧	重大事故等対処設備として,低圧	重大事故等対処設備として,低圧		
	代替注水系(可搬型)は,大容量	代替注水系(可搬型)は, 大容量	代替注水系(可搬型)を使用する。		
	送水ポンプ(タイプ I )により,	<u>送水ポンプ(タイプ I )により,</u>	低圧代替注水系(可搬型)は,		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本支及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計力針(後)との対比 結은:技術基準規則と基本設計力針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定低拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		女小手"员(	200対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	代替淡水源の水を残留熱除去系	代替淡水源の水を残留熱除去系	大容量送水ポンプ(タイプ I),		
	等を経由して原子炉圧力容器に	等を経由して原子炉圧力容器へ	配管・ホース・弁類, 計測制御装		
	注水することで原子炉圧力容器	注水することで原子炉圧力容器	置等で構成し,大容量送水ポンプ		
	内に存在する溶融炉心を冷却で	内に存在する溶融炉心を冷却で	(タイプI)により, 代替淡水源		
	きる設計とする。		の水を残留熱除去系等を経由し		
	<u>⑥</u> c 【62 条 37】		て原子炉圧力容器へ注水するこ		
			とで原子炉圧力容器内に存在す		
			る溶融炉心を冷却できる設計と		
			する。��(⑥c 重複)		
		低圧代替注水系(可搬型)は、	低圧代替注水系(可搬型)は、		
		代替淡水源が枯渇した場合にお	代替淡水源が枯渇した場合にお		
		いて,重大事故等の収束に必要と	いて,重大事故等の収束に必要と		
		なる水の供給設備である大容量	なる水の供給設備である大容量		
		送水ポンプ (タイプ I) により海	送水ポンプ (タイプ I ) により海		
		を利用できる設計とする。1(2)	を利用できる設計とする。 🗘 (②		
		d 重複)	d 重複)		
		低圧代替注水系(可搬型)は,	低圧代替注水系(可搬型)は,		
		非常用交流電源設備に加えて,代	非常用交流電源設備に加えて,代		
		替所内電気設備を経由した常設	替所内電気設備を経由した常設		
		代替交流電源設備又は可搬型代	代替交流電源設備又は可搬型代		
		替交流電源設備からの給電が可	替交流電源設備からの給電が可		
		能な設計とする。 <u>1</u> (⑦c 重複)	能な設計とする。 <mark>(⑦c 重複)</mark>		
		また,大容量送水ポンプ (タイ	また, 大容量送水ポンプ (タイ		
		プI)は,空冷式のディーゼルエ	プI)は,空冷式のディーゼルエ		
		ンジンにより駆動できる設計と	ンジンにより駆動できる設計と		
		する。 🔟 (②e 重複)	する。��(②e 重複)		
			燃料は, 燃料補給設備である軽		
			油タンク又はガスタービン発電		
			設備軽油タンク及びタンクロー		
			リにより補給できる設計とする。		
			�(⑨a 重複)		
		本系統の詳細については、「ホ	本系統の詳細については,「(1)		
		(3)(ii)b. (c-1-1-3)低圧代替	a.(c) 低圧代替注水系(可搬型)		
		注水系 (可搬型)による発電用原	による発電用原子炉の冷却」に記		
		子炉の冷却」に記載する。 3	載する。🔇		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び話付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 総合:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書)別添-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表 <u></u>							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	炉心の著しい損傷及び溶融が 発生した場合において,原子炉圧 力容器内に溶融炉心が存在する 場合の重大事故等対処設備とし て代替循環冷却系は,代替循環冷 却ポンプにより,残留熱除去系熱 交換器にて冷却された,サプレッ ションチェンバのプール水を残 留熱除去系を経由して原子炉圧 力容器へ注水することで原子炉 圧力容器内に存在する溶融炉心 を冷却できる設計とする。 また,本系統に使用する冷却水 は,原子炉補機冷却水系を含む。)又は原 子炉補機代替冷却水系から供給 できる設計とする。	(c-1-3-3) 代替循環冷却系によ る残留溶融炉心の冷却 <u>炉心の著しい損傷,溶融が発生</u> した場合において,原子炉圧力容 器内に溶融炉心が存在する場合 の重大事故等対処設備として代 替循環冷却系①b⑥a は,代替循 環冷却ポンプにより,残留熱除去 系熱交換器にて冷却された,サプ レッションチェンバのプール水 を残留熱除去系を経由して原子 炉圧力容器へ注水することで原 子炉圧力容器内に存在する溶融 炉心を冷却できる設計とする。 ⑥d	<ul> <li>(c) 代替循環冷却系による残留 溶融炉心の冷却 炉心の著しい損傷,溶融が発生 した場合において,原子炉圧力容 器内に溶融炉心が存在する場合 の重大事故等対処設備として,代 替循環冷却系を使用する。</li> <li>代替循環冷却系を使用する。</li> <li>代替循環冷却系は,代替循環冷 却ポンプ,残留熱除去系熱交換 器,配管・弁類,計測制御装置等 で構成し,代替循環冷却ポンプに より,残留熱除去系熱交換器にて 冷却された,サプレッションチェ ンバのプール水を残留熱除去系 を経由して原子炉圧力容器へ注 水することで原子炉圧力容器内 に存在する溶融炉心を冷却でき る設計とする。◆(1)b⑥a⑥d重 複)</li> </ul>	同趣旨の記載であるが,表現の違いによる差異あり	5.7 代替循環冷却系		
	<ul> <li>③f⑥d【62条38】</li> <li>代替循環冷却系は,非常用交流</li> <li>電源設備に加えて,代替所内電気</li> <li>設備を経由した常設代替交流電</li> <li>源設備からの給電が可能な設計</li> <li>とする。</li> <li>⑦d【62条39】</li> </ul>	本系統の詳細については,「リ (3)(ii)b. 原子炉格納容器の過 圧破損を防止するための設備」に 記載する。3	本系統の詳細については,「9.3 原子炉格納容器の過圧破損を防 止するための設備」に記載する。		③f 引用元: P51 同上 ⑦d 引用元: P51		
	原子炉冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備として,想定される			同趣旨の記載であるが, 表現の違 いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(個別) 7.1.1 系統構成		

 $\mathbb{C}^{2}$ 

赤色:	: 様式-6 に関する記載(付番及び下線)
青色:	: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:	: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:	技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式−1 への展開表 ・技術基準要求機器リスト (設定機批に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

		安小ず穴(	- の対比衣		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	重大事故等時において,設計基準				
	事故対処設備である原子炉補機				
	冷却水系 (原子炉補機冷却海水系				
	を含む。)が使用できる場合は、				
	重大事故等対処設備(設計基準拡				
	張)として使用できる設計とす				
	る。				
	①c 【62条40】				⑪c 引用元:P52
	非常用取水設備の貯留堰, 取水			   同趣旨の記載であるが,表現の違	非常用取水設備
	口,取水路及び海水ポンプ室は,			いによる差異あり	1. 非常用取水設備の基本設計方
	想定される重大事故等時におい				針
	て,設計基準事故対処設備の一部				26-1
	を流路として使用することから、				
	流路に係る機能について重大事				
	故等対処設備としての設計を行				
	5.				
	<b>⑩a⑩b</b> 【62条41】				⑩a⑩b 引用元:P53
	原子炉補機代替冷却水系は,原			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
	子炉補機代替冷却水系熱交換器			(海水の取水流路を具体的に記	原于炉帘却采航旭設(個別) 7.3.1 系統構成
	ユニットを原子炉補機冷却水系			(海小の取小加路を具体的に記載)	1.3.1 示心的的
	に接続し、大容量送水ポンプ(タ			単文 /	
	イプI)により取水口又は海水ポ				
	ンプ室 <mark>から</mark> 海水を取水し,原子炉				
	補機代替冷却水系熱交換器ユニ				
	ットに海水を送水することで,残				
	留熱除去系熱交換器で発生した				
	熱を最終的な熱の逃がし場であ				
	る海へ輸送できる設計とする。				
	①d 【62条42】				⑪d 引用元:P51
	原子炉補機代替冷却水系熱交			設備設計の明確化	同上
	換器ユニット及び大容量送水ポ			(可搬型設備の駆動源を明記)	
	ンプ (タイプ I ) は, 空冷式のデ				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色.設置変更許可本文及び派付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式−1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

		安水争頃と	:の対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	ィーゼルエンジンにより駆動で				
	きる設計とする。				
	(1) 【62条43】				
	大容量送水ポンプ(タイプI)			設備設計の明確化	補機駆動用燃料設備
	のポンプ駆動用燃料は、大容量送			(大容量送水ポンプ車での燃料	<ol> <li>in it is a second matrix in the second matrix in the second matrix is a second matrix in the second matrix in the second matrix in the second matrix is a second matrix in the second matrix i</li></ol>
	水ポンプ (タイプ I) (燃料タン			貯蔵先の明確化,機器名称は工認	
	ク)に貯蔵する。			要目表名称とした)	
	原子炉補機代替冷却水系熱交				
	換器ユニットのポンプ駆動用燃				
	料は,原子炉補機代替冷却水系熱				
	交換器ユニット (燃料タンク) に				
	貯蔵する。				
	非常用ディーゼル発電設備軽				
	油タンク,高圧炉心スプレイ系デ				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又				
	はガスタービン発電設備軽油タ				
	ンクは、大容量送水ポンプ(タイ				
	プI)及び原子炉補機代替冷却水				
	系熱交換器ユニットの燃料を貯				
	蔵できる設計とする。				
	大容量送水ポンプ(タイプ I )				
	及び原子炉補機代替冷却水系熱				
	交換器ユニットの燃料は,燃料補				
	給設備である非常用ディーゼル				
	発電設備軽油タンク,高圧炉心ス				
	プレイ系ディーゼル発電設備軽				
	油タンク又はガスタービン発電				
	設備軽油タンクよりタンクロー				
	リを用いて補給できる設計とす				
	る。				
	非常用ディーゼル発電設備軽				
	油タンク,高圧炉心スプレイ系デ				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又				
	はガスタービン発電設備軽油タ				
	ンクからタンクローリへの <mark>燃料</mark>				
	の補給は,ホースを用いる設計と				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) 前回提出時からの変更箇所

	安水事項との対比衣						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	する。 ③c【62条44】 原子炉補機代替冷却水系に使用するホースの敷設は、ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2燃料プール代替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「7.3原子炉補機代替冷却水系」の設備として兼用)			設備設計の明確化 (ホース延長回収車の機能及び その兼用先について記載)	<ul> <li>③c 引用元: P51</li> <li>原子炉冷却系統施設(個別)</li> <li>7.3.1 系統構成</li> </ul>		
	により行う設計とする。 ① 【62条45】 非常用取水設備の貯留堰,取水 ロ,取水路及び海水ポンプ室は, 想定される重大事故等時におい て,設計基準事故対処設備の一部 を流路として使用することから, 流路に係る機能について重大事 故等対処設備としての設計を行 う。 <b>①</b> a①b【62条46】			同趣旨の記載であるが, 表現の違 いによる差異あり	非常用取水設備 1. 非常用取水設備の基本設計方 針 ( <b>御a①</b> b 引用元: P53		
	代替循環冷却系の流路として, 設計基準対象施設である残留熱 除去系熱交換器,原子炉圧力容 器,炉心支持構造物及び原子炉圧 力容器内部構造物を重大事故等 対処設備として使用することか ら,流路に係る機能について重大 事故等対処設備としての設計を 行う。 ⑧f⑧g【62条47】			設備設計の明確化 (流路として使用する原子炉圧 力容器内部の構造物を明記,機器 名称は工認要目表名称とした)	原子炉冷却系統施設(個別) 5.7 代替循環冷却系 ⑧f ⑧g 引用元: P52		
	<mark>行う</mark> 。				⑧f⑧g 引用元:P52		

54

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び路付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書)別添-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	発電用原子炉停止中において 残留熱除去系(原子炉停止時冷却 モード)の機能が喪失した場合及 び発電用原子炉停止中において 全交流動力電源喪失又は原子炉 補機冷却水系(原子炉補機冷却海 水系を含む。)機能喪失によるサ ポート系の故障により,残留熱除 去系(原子炉停止時冷却モード) が起動できない場合の重大事故	(c-2) 原子炉停止中の場合に用 いる設備 (c-2-1) フロントライン系故障 時に用いる設備 (c-2-1-1) 低圧代替注水系(常 設)による発電用原子炉の冷却 発電用原子炉停止中において 残留熱除去系(原子炉停止時冷却 モード)の機能が喪失した場合の 重大事故等対処設備として使用 する低圧代替注水系(常設)は, 「ホ(3)(ii)b.(c-1-1-1)低圧 代替注水系(常設)(復水移送ポ ンプ)による発電用原子炉の冷 却」と同じである。(3)g	(2) 原子炉停止中の場合に用い る設備 a.フロントライン系故障時に用 いる設備 (a) 低圧代替注水系(常設)によ る発電用原子炉の冷却 発電用原子炉停止中において 残留熱除去系(原子炉停止時冷却 モード)の機能が喪失した場合の 重大事故等対処設備として使用 する低圧代替注水系(常設)は、 「(1) a.(a) 低圧代替注水系(常 設)(復水移送ポンプ)による発 電用原子炉の冷却」と同じであ る。 ◆(3g 重複)	及び基本設計万町との対比 設備設計の明確化 (系統構成等の設計方針につい て,具体的に記載)	原子炉冷却系統施設(個別) 5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復 水移送ポンプ)による原子炉注水
	か起動できない場合の重入事故 等対処設備として,低圧代替注水 系(常設)(復水移送ポンプ)は, 復水移送ポンプにより,復水貯蔵 タンクの水を残留熱除去系等を 経由して原子炉圧力容器へ注水 することで炉心を冷却できる設 計とする。 ③g③h【62条48】 発電用原子炉停止中において 残留熱除去系(原子炉停止時冷却 モード)の機能が喪失した場合及 び発電用原子炉停止中において 全交流動力電源喪失又は原子炉 補機冷却水系(原子炉補機冷却海 水系を含む。)機能喪失によるサ ポート系の故障により,残留熱除 去系(原子炉停止時冷却モード) が起動できない場合の重大事故	<ul> <li>(c-2-1-2) 低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉の冷却 発電用原子炉停止中において 残留熱除去系(原子炉停止時冷却 モード)の機能が喪失した場合の 重大事故等対処設備として使用 する低圧代替注水系(可搬型)は、「ホ(3)(ii)b.(c-1-1-3)低圧 代替注水系(可搬型)による発電 用原子炉の冷却」と同じである。</li> <li>③ji</li> </ul>	(b)低圧代替注水系(可搬型)に よる発電用原子炉の冷却 発電用原子炉停止中において 残留熱除去系(原子炉停止時冷却 モード)の機能が喪失した場合の 重大事故等対処設備として使用 する低圧代替注水系(可搬型)は, 「(1) a. (c)低圧代替注水系(可 搬型)による発電用原子炉の冷 却」と同じである。①(③i 重複)	設備設計の明確化 (系統構成等の設計方針につい て,具体的に記載)	<ul> <li>③h 引用元: P29</li> <li>原子炉冷却系統施設(個別)</li> <li>5.6.3 低圧代替注水系(可搬型)</li> <li>による原子炉注水</li> </ul>

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び派付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料>
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別談~1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
	等対処設備として、低圧代替注水	(c-2-2) サポート系故障時に用	b. サポート系故障時に用いる設		
	系(可搬型)は、大容量送水ポン	いる設備			
	プ(タイプI)により、代替淡水	(c-2-2-1) 低圧代替注水系(常	(a) 低圧代替注水系(常設)によ		
	源の水を残留熱除去系等を経由	設)による発電用原子炉の冷却	る発電用原子炉の冷却		
	して原子炉圧力容器に注水する	発電用原子炉停止中において	発電用原子炉停止中において		
	ことで炉心を冷却できる設計と	全交流動力電源喪失又は原子炉	全交流動力電源喪失又は原子炉		
	する。	補機冷却水系(原子炉補機冷却海	補機冷却水系 (原子炉補機冷却海		
	③i③j 【62 条 49】	水系を含む。)機能喪失によるサ	水系を含む。)機能喪失によるサ		③i 引用元: P28
		ポート系の故障により,残留熱除	ポート系の故障により,残留熱除		
		去系 (原子炉停止時冷却モード)	去系(原子炉停止時冷却モード)		
		が起動できない場合の重大事故	が起動できない場合の重大事故		
		等対処設備として使用する低圧	等対処設備として使用する低圧		
		代替注水系(常設)は,「ホ(3)(ii)	代替注水系(常設)は,「(1) a.		
		b. (c-1-1-1) 低圧代替注水系	(a) 低圧代替注水系(常設)(復		
		(常設)(復水移送ポンプ)によ	水移送ポンプ)による発電用原子		
		る発電用原子炉の冷却」と同じで	炉の冷却」と同じである。		
		ある。 <mark>③h</mark>	(③h 重複)		
		(c-2-2-2)低圧代替注水系(可搬	(b) 低圧代替注水系 (可搬型) に		
		型)による発電用原子炉の冷却	よる発電用原子炉の冷却		
		<u>発電用原子炉停止中において</u>	発電用原子炉停止中において		
		全交流動力電源喪失又は原子炉	全交流動力電源喪失又は原子炉		
		補機冷却水系(原子炉補機冷却海	補機冷却水系 (原子炉補機冷却海		
		水系を含む。)機能喪失によるサ	水系を含む。)機能喪失によるサ		
		ポート系の故障により,残留熱除	ポート系の故障により,残留熱除		
		<u>去系(原子炉停止時冷却モード)</u>	去系(原子炉停止時冷却モード)		
		が起動できない場合の重大事故	が起動できない場合の重大事故		
		<u>等対処設備として</u> 使用する低圧	等対処設備として使用する低圧		
		代替注水系(可搬型)は,「ホ	代替注水系 (可搬型)は,「(1)a.		
		(3)(ii)b. (c-1-1-3) 低圧代替	(c) 低圧代替注水系 (可搬型) に		
		注水系 (可搬型) による発電用原	よる発電用原子炉の冷却」と同じ		
		子炉の冷却」と同じである。③j	である。��(③j 重複)		
		(c-2-2-3) 常設代替交流電源設	(c) 常設代替交流電源設備によ		
		備による残留熱除去系 (原子炉停	る残留熱除去系 (原子炉停止時冷		
		止時冷却モード)の復旧	却モード)の復旧		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	and the state of the state of the				1
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	発電用原子炉停止中において	発電用原子炉停止中において	発電用原子炉停止中において	設備記載の適正化	原子炉冷却系統施設(個別)
	全交流動力電源喪失又は原子炉	全交流動力電源喪失又は原子炉	全交流動力電源喪失又は原子炉	(機器名称は工認要目表名称と	4.1.2 原子炉停止時冷却モード
	補機冷却水系 (原子炉補機冷却海	補機冷却水系(原子炉補機冷却海	補機冷却水系 (原子炉補機冷却海	した)	
	水系を含む。)機能喪失によるサ	水系を含む。)機能喪失によるサ	水系を含む。)機能喪失によるサ		
	ポート系の故障により,残留熱除	ポート系の故障により,残留熱除	ポート系の故障により,残留熱除		
	去系(原子炉停止時冷却モード)	去系(原子炉停止時冷却モード)	去系 (原子炉停止時冷却モード)		
	が起動できない場合の重大事故	が起動できない場合の重大事故	が起動できない場合の重大事故		
	等対処設備として,常設代替交流	等対処設備として,常設代替交流	等対処設備として,常設代替交流		
	電源設備を使用し,残留熱除去系	電源設備を使用し,残留熱除去系	電源設備を使用し, 残留熱除去系		
	(原子炉停止時冷却モード)を復	(原子炉停止時冷却モード)を復	(原子炉停止時冷却モード)を復		
	旧できる設計とする。残留熱除去	旧する。	旧する。		
	系(原子炉停止時冷却モード)は,	残留熱除去系 (原子炉停止時冷	残留熱除去系 (原子炉停止時冷		
	常設代替交流電源設備からの給	却モード)は,常設代替交流電源	却モード)は,常設代替交流電源		
	電により機能を復旧し,原子炉冷	設備からの給電により機能を復	設備からの給電により機能を復		
	却材を原子炉圧力容器から残留	旧し,冷却材を原子炉圧力容器か	旧し,冷却材を原子炉圧力容器か		
	熱除去系ポンプ及び残留熱除去	ら残留熱除去系ポンプ及び熱交	ら残留熱除去系ポンプ及び熱交		
	系熱交換器を経由して原子炉圧	換器を経由して原子炉圧力容器	換器を経由して原子炉圧力容器		
	力容器に戻すことにより炉心を	に戻すことにより炉心を冷却で	に戻すことにより炉心を冷却で		
	冷却できる設計とする。本系統に	きる設計とする。	きる設計とする。		
	使用する冷却水は,原子炉補機冷	本系統に使用する冷却水は,原	本系統に使用する冷却水は,原		
	却水系 (原子炉補機冷却海水系を	子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷	子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷		
	含む。)又は原子炉補機代替冷却	<u>却海水系を含む。)又は原子炉補</u>	却海水系を含む。)又は原子炉補		
	水系から供給できる設計とする。	機代替冷却水系から供給できる	機代替冷却水系から供給できる		
	<u>⑤</u> c 【62 条 50】	<u>設計とする。</u>	設計とする。		
		(5)c			
			主要な設備は, 以下のとおりと		
			する。		
			・常設代替交流電源設備(10.2		
			代替電源設備)		
			・原子炉補機代替冷却水系(5.10		
			最終ヒートシンクへ熱を輸送		
			するための設備)		
			$\diamond$		
	原子炉冷却材圧力バウンダリ		その他, <u>設計基準対象施設であ</u>	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)
	低圧時に発電用原子炉を冷却す		る原子炉圧力容器を重大事故等	いによる差異あり	7.1.1 系統構成
	るための設備として,想定される		<u>対処設備として使用</u> し, <u>⑧h</u> 設計		
	重大事故等時において,設計基準		基準事故対処設備である残留熱		

57

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 総色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書)別添-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/#* #*
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	事故対処設備である原子炉補機		除去系(原子炉停止時冷却モー		
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系		ド)及び <u>原子炉補機冷却水系(原</u>		
	を含む。)が使用できる場合は、		子炉補機冷却海水系を含む。)を		
	重大事故等対処設備(設計基準拡		重大事故等対処設備(設計基準拡		
	張)として使用できる設計とす		<u>張)として使用</u> する。 <mark>⑪</mark> e		
	る。		原子炉圧力容器については,		
	<del>1</del> 〕e 【62 条 51】		「5.1 原子炉圧力容器及び一次		
			冷却材設備」に記載する。		
	非常用取水設備の貯留堰, 取水		残留熱除去系については,「5.2	同趣旨の記載であるが,表現の違	非常用取水設備
	口, 取水路及び海水ポンプ室は,		残留熱除去系」に記載する。	いによる差異あり	1. 非常用取水設備の基本設計方
	想定される重大事故等時におい		低圧炉心スプレイ系については,		針
	て,設計基準事故対処設備の一部		「5.3 非常用炉心冷却系」に記載		
	を流路として使用することから、		する。		
	流路に係る機能について重大事		復水貯蔵タンク及びサプレッ		
	故等対処設備としての設計を行		ションチェンバについては, 「5.7		
	う。		重大事故等の収束に必要となる		
	<b>⑩a⑩b</b> 【62 条 52】		水の供給設備」に記載する。		⑩a⑩b 引用元:P53
			原子炉補機冷却水系 (原子炉補		
	原子炉補機代替冷却水系は,原		機冷却海水系を含む。)について	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
	子炉補機代替冷却水系熱交換器		は,「5.9 原子炉補機冷却系」に	(サポート系故障時に使用する	7.3.1 系統構成
	ユニットを原子炉補機冷却水系		記載する。	原子炉補機代替冷却水系の具体	
	に接続し、大容量送水ポンプ (タ		原子炉補機代替冷却水系につ	的な設計方針について記載)	
	イプ I ) によ <mark>り取</mark> 水 <mark>口又は</mark> 海水ポ		いては,「5.10 最終ヒートシンク		
	ンプ室 <mark>から</mark> 海水を取水し, 原子炉		へ熱を輸送するための設備」に記		
	補機代替冷却水系熱交換器ユニ		載する。		
	ットに海水を送水することで,残		非常用交流電源設備について		
	留熱除去系熱交換器で発生した		は,「10.1 非常用電源設備」に記		
	熱を最終的な熱の逃がし場であ		載する。		
	る海へ輸送できる設計とする。	常設代替交流電源設備,可搬型	常設代替交流電源設備,可搬型		
	⑪ 【62条53】	代替交流電源設備,代替所内電気	代替交流電源設備,代替所内電気		
		設備,所内常設蓄電式直流電源設	設備,所内常設蓄電式直流電源設		
	原子炉補機代替冷却水系熱交	備及び常設代替直流電源設備に	備,常設代替直流電源設備及び燃	設備設計の明確化	同上
	換器ユニット及び大容量送水ポ	ついては,「ヌ(2)(iv) 代替電源	料補給設備については,「10.2 代	(大容量送水ポンプの駆動源を	
	ンプ (タイプ I ) は, 空冷式のデ	設備」に記載する。 3	替電源設備」に記載する。	明確化)	
	ィーゼルエンジンにより駆動で		الله الله الله الله الله الله الله ال		
	きる設計とする。				
	⑪ 【62条54】				

第62条-31

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) 前回提出時からの変更箇所

		女小书识(	- の対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	大容量送水ポンプ(タイプ I )			設備設計の明確化	補機駆動用燃料設備
	のポンプ駆動用燃料は、大容量送			(大容量送水ポンプ車での燃料	1. 補機駆動用燃料設備
	水ポンプ(タイプI)(燃料タン			貯蔵先の明確化,機器名称は工認	1. 1111及词位到7717211120月
	ク)に貯蔵する。			要目表名称とした)	
	原子炉補機代替冷却水系熱交			安日秋石がとした	
	換器ユニットのポンプ駆動用燃				
	料は、原子炉補機代替冷却水系熱				
	交換器ユニット(燃料タンク)に				
	文瑛福二二シーで「無料チンシン)に				
1	れ風 9 る。 非常用ディーゼル発電設備軽				
	油タンク,高圧炉心スプレイ系デ				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又				
	1 ビル光電設備軽加ノシノス はガスタービン発電設備軽油タ				
	ンクは、大容量送水ポンプ(タイ				
	プI)及び原子炉補機代替冷却水				
	系熱交換器ユニットの燃料を貯				
	蔵できる設計とする。				
	大容量送水ポンプ(タイプI)				
	及び原子炉補機代替冷却水系熱				
	交換器ユニットの燃料は,燃料補				
	2000年10月前日である非常用ディーゼル				
	発電設備軽油タンク,高圧炉心ス				
	プレイ系ディーゼル発電設備軽				
	油タンク又はガスタービン発電				
	設備軽油タンクよりタンクロー				
	リを用いて補給できる設計とす				
	3.				
	る。 非常用ディーゼル発電設備軽				
1	油タンク,高圧炉心スプレイ系デ				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又				
	はガスタービン発電設備軽油タ				
1	ンクからタンクローリへの燃料				
1	の補給は、ホースを用いる設計と				
1	する。				
1	9 50。 ⑨b 【62 条 55】				⑨b 引用元:P53
	<b>00</b> 102 木 00				00 JUIJE - 100

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) 前回提出時からの変更箇所

	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	成世前 5 平明音 本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	原子炉補機代替冷却水系に使 用するホースの敷設は,ホース延 長回収車(台数4(予備1))(核 燃料物質の取扱施設及び貯蔵施 設のうち「4.2 燃料プール代替 注水系」の設備を原子炉冷却系統 施設のうち「7.3 原子炉補機代 替冷却水系」の設備として兼用) により行う設計とする。 ① [62条56]			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別) 7.3.1 系統構成
	非常用取水設備の貯留堰, 取水 ロ, 取水路及び海水ポンプ室は, 想定される重大事故等時におい て,設計基準事故対処設備の一部 を流路として使用することから, 流路に係る機能について重大事 故等対処設備としての設計を行 う。 <b>⑩</b> a <b>①</b> b 【62条57】			同趣旨の記載であるが, 表現の違 いによる差異あり	非常用取水設備 1. 非常用取水設備の基本設計方 針 ( <b>御</b> a <b>⑩</b> b 引用元: P53
	残留熱除去系(原子炉停止時冷 却モード)の流路として,設計基 準対象施設である原子炉圧力容 器,炉心支持構造物及び原子炉圧 力容器内部構造物を重大事故等 対処設備として使用することか ら,流路に係る機能について重大 事故等対処設備としての設計を 行う。 ⑧h 【62条58】			設備設計の明確化 (流路として使用する,原子炉圧 力容器内部の構造物について明 記)	原子炉冷却系統施設(個別) 4.1.2 原子炉停止時冷却モード ⑧h 引用元:P30

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計力針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計力針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表
XIII XC MILK

			安水争坦公	との対比表		
P)、残空服地支援(留子使型) 特殊部一+1)及び担圧日なス レイ派は、設計進中核対地設備 であるとともに、並大常検空時に おいてでも用するため、意大型 等対処理像としての基本力能に ポーナ設計対する提供する。たかし、 された数式学校式設備した。たか、 日本数計が有く数量のないととよ も、武大常校学校空服のしたす。 からかなるまして、近大常な学校空の通いたま の分数なるまして、立大能に オージログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ	技術基準規則・解釈					備考
<ul> <li>         ・中介理(一) 可及び使生町(シマング レイスは、就計量値で放け込気増 であるとともに、点火キ型と時に、 はいても提供するため、電大市会 もいても差しかれ、 ・ただし、 ・か用でして認知した。 ・ただし、 ・か用でして認知した。 ・ただし、 ・か用でして認知した。 ・ただし、 ・か用でして認知した。 ・ただし、 ・か用でして認知した。 ・ただし、 ・か用でして認知した。 ・ただし、 ・か用でして認知した。 ・ただし、 ・か用でして認知した。 ・ただし、 ・か用でして認知した。 ・ただし、 ・か用でして認知した。 ・ただし、 ・かのの意味により思想が知られていてに、 ・ただし、 ・ただし、 ・ただし、 ・ただし、 ・ただし、 ・たが、 ・ ・たが、 ・たいの増売がり、 ・ ・たいの増売がり、 ・ ・ ・</li></ul>		残留熱除去系(低圧注水モー			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
		ド),残留熱除去系(原子炉停止			(重大事故等対処設備(設計基準	4.1.2 原子炉停止時冷却モード
<ul> <li>         であるとともに、重大事等等時に はいても使用するとか。広大事故 学校設置催しての基本力計に についたの業力がに についた改審的設計 選作事業な使設置確認でした。すべきが多の設計 選作事業な使設置確認でした。 のう飲きを見まれといこご説 のう飲きを見まれといこご説 のう飲きを見まれといこご説 のう飲きを見まれといこご説 のう飲きを見まれといこご説 のう飲きしての基本力計に についてきれたがはご用 のう飲きしてのまた力計で についてきれたがはご用 のう飲きしてのまた力計で についてきれたがはご用 のういたのできなかかた のういたのできなかかた のういたのできなかかた のういたのできなかかた のういたのできなかられた のういたのできなかかた のういたのできなかかた のういたのできなかかた のういたのできなかかた のういたのできなかかた のういたのできなかかた のういたのできなかかた のういたのできなかかた のういたのできなかかた のういたのできなかかた のういたのできなかかた のういたのできなかかた のういたのできなかた のういたのできなかかた のういたのできなからかる のういたのできないたか のういたのできないたか のういたのできないたか のういたのできないたか のういたのできないたか のういたのできないたか のういたのできないたか のういたのできないたか のういたのできないたか のういたのできないたか のういたのできなかかた のういたのできないたか のういたのでき のういたのできないたか のういたか のういたのできないたか のういたかでか のういたのできか のういたのできか のういたか のういたのできないたか のういたいたか のうのか のういたか のういたか のうのでき のういたかで のういたか のういたか のういたか のういたかで のういたかで のかか のういたか のういたか のういたか のかた のういたか のうの のういたか のか のういたか のかか のういたか</li></ul>		時冷却モード)及び低圧炉心スプ			拡張)の設備について,多様性,	5.3.2 多様性, 位置的分散等
<ul> <li></li></ul>		レイ系は,設計基準事故対処設備			位置的分散等を考慮するものは	5.9.2 多様性, 位置的分散等
<ul> <li>学科処理保生してのあより分に 示す設計方針を運用する。ただし、 も、数件た反び感じ住立いに心面 的分散を受慮すべき対象の認知 基準者処別処理保はないことか も、近ず事故等別処理(のはあたう 分してす故等別処理(のはあた) 分(の) 数学した」では数計方的は通用 しない。</li> <li>(金の引用た:P1 (金の引用た:P1 (金の引用た:P1 (金の引用た:P1)</li> <li>(金の引用た:P1 (金の引用た:P1)</li> <li>(金の引用た:P1 (金の引用た:P1)</li> <li>(金の引用た:P1 (金の引用た:P1)</li> <li>(金の引用た:P1)</li> <!--</td--><td></td><td>であるとともに, 重大事故等時に</td><td></td><td></td><td>なく,技術基準 54 条の適用外で</td><td></td></ul>		であるとともに, 重大事故等時に			なく,技術基準 54 条の適用外で	
<ul> <li>第十部計 方針を適用する。ただ し、多健性友び返住並びに400 的分散を考慮ができが象の設計 基準事政対数は備にないことか 、 なして教特社友び第20年後の1400 的分散を考慮がすきが象の設計 基準事政対数は備にないことか 、 ない 、 な</li></ul>		おいても使用するため, 重大事故			ある旨を具体化して記載)	
<ul> <li>1.多報性及び強立性並びに位置 的分散な考慮すべき対象の設計 方。近子整体外処理傾ひないことか 方。近子整体外処理傾の基本方 計のうう 5.1.2 多様性、位置 的分散常:1.7************************************</li></ul>		等対処設備としての基本方針に				
<ul> <li>         的分散を考慮すべき対象の設計 左叩車式な対象設置はいこことか からした。広大電数客料設置(の高本方 からした) 2 多様性、位置 的分散等)に示す設計が当出 しない。         <ul> <li>             の金砂 【62 条 59】             </li> <li>             低圧代替注水系(常意)(低木 移送ホンプ)は、残留熱除去系(低 圧注水モード及び原子炉停止時 おした。空調(大本) を生ごく登述にクロジマは、(1,1,7,1) 多様性、位配的分散、高彩都形は 本方針については、(1,1,7,1) 多様性、位配的分散、高彩都によりに、(1,1,7,1) 多様性、位配的分散、高彩都には、(1,1,1,7,1) 多様性、近似日分分使、高彩電池(低 正注水モード及び原子炉停止時 お上でしたの変化時かっなスシレ イズ・シンマを代替所内電気気酸(金属) はの情報の代表交流電源設成確如 にた常設代替交流電源設成確如 にはた空に大変電源設成確如 のの目用元:P1 のの目用元:P1 のの引用元:P1 のか のの引用元:P1 のの引用元:P1 のの引用元:P1 のか のか</li></ul></li></ul>		示す設計方針を適用する。ただ				
<ul> <li>基準事故分処設備はないことから、成本支援等対処設備の基本方針のあるた方 好のうちらこ2の奏性、位置 的分散等)に示す設計方針は適用 しない Ga@b [62条69] 低圧代替注水系(常設)(復水 形法がンプに大客留熟除去系(位置、 方却モード)及び低圧炉心スブレ イ系と失通要図に上って回時に 機能を損なわないより。(我本と)工業の工業の生産のないによっ、(我を送 ボンブを代告所内燃気電備を経 由した常設代替交流電電源価から の給電により駆動するたどで非 常用所内電気設備を経由した非 常用所内電気設備を経由した非 常用所内電気設備を経由した非 常用が内電気設備を経由いたれ、 本モード及び原子炉使い時冷却</li> <li> <ul> <li> 年上の支援電力修正に たことでの設計</li></ul></li></ul>		し,多様性及び独立性並びに位置				
<ul> <li>5. 重大事務等対処設備の基本方 許のうち「5.1.2 多程化、位置 的分散等」に示す設計方針は適用 しない、</li> <li>④ ④ ⑤ [62 条 69]</li> <li>低圧代替注水系(常設)(復水 務送ボンプ)は、疫留熱除え系低</li> <li>低圧代替注水系(常設)(復水 務送ボンプ)は、疫留熱除え系低</li> <li>株正代替注水系(常認)(復水 務送ボンプ)は、疫留熱除え系低</li> <li>株正代替注水系(常認)(復水 務送ボンプ)は、疫留熱除え系低</li> <li>株正代替注水系(常認)(復水 務送ボンプ)は、疫留熱除え系低</li> <li>株正代費注水系(常認)(復水 常送水モード及び原子炉停止時 常地モード)及び低圧レジスプレ、 本生生及び原子炉停止時 電力と常認大得支交流電源設備から の給電により変動するたどで非 常用所の確認気能量を完確に 定式、空気化管理が強大な 定式、空気化管理が強大なで目時に 電力を完留大得支流電源設備から の給電により変動するためにもた。 二丁酸型化子を洗電源設備から の給電により変動するためにまう、 二丁酸型化子を洗電源設備から の給電により変動するためにまう、 二丁酸型化子を洗電源設備から の給電により変動するために、 二丁酸型化子を洗電源設備から の給電により変動するためにまう、 二丁酸型化子を洗電源設備から 小型型(1) たび感気が得全交流電源設備から 小量電子の洗電源設備から 小量型(1) たび感気が完全化</li> <li>(1) 第一</li> <li>(2) 第一</li> <li>(1) 第一</li> <li>(2) 第一</li> <li>(3) 第</li> <li>(4) 第<!--</td--><td></td><td>的分散を考慮すべき対象の設計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></li></ul>		的分散を考慮すべき対象の設計				
		基準事故対処設備はないことか				
<ul> <li>         的分散等」に示す設計方針は適用 しない。         <ul> <li>             の通びしてきまき3         </li> <li>             の通びしてきまき3         </li> </ul> </li> <li>             がの通びしてきまき3         <ul> <li>             の通び原子で使いたります。</li> <li>             の上でな空気を運動設備のたます。</li> <li>             の上で変型が高いたき、</li> <li>             の上の空気の検索を</li> <li>             の上のでしたままが、</li> <li>             の上の空気の検索を</li> <li>             の上の空気の検索を</li> <li>             の上の空気の検索を</li> <li>             の上の空気の検索を</li> <li>             の上の空気の検索を</li> <li>             の主要になっていたままが、</li> <li>             の上の空気の検索を</li> <li>             の上の空気の検索を</li> <li>             の主な空気の後のかまま</li> <li>             の上の空気の検索を</li> <li>             の上の空気の検索を</li> <li>             の上の空気の検索を</li> <li>             の上の空気の検索を</li> <li>             の上の空気の検索を</li> <li>             の上の空気の検索を</li> <li>             の主な空気の後のかま</li> <li>             の上の空気の検索を</li> <li>             の上の空気電気の後の後</li> <li>             の主の空気の後の後のににたが、</li> <li>             のにかっての後の検索を</li> <li>             のにかっての後の後のを</li> <li>             の上の空気で気気の後のを</li> <li>             の上の空気電気の後の後の</li> <li>             の上の空気で気気の後のを</li> <li>             のがかるのを</li> <li>             のが加速でにより変の後のからの</li> <li>             のが加速でにより変の後のからの後の</li> <li>             のが加速でにより変の後のからの参</li> <li>             のが加速でにより変の後のからの</li> <li>             のが加速でにより変の後のからの</li> <li>             のが加速でにより変の後のからの</li> <li>             のが加速でになり変の後のからの</li> <li>             のが加速でにはの変のからの</li> <li>             のが加速でにはの変のからの</li></ul></li></ul>		ら, 重大事故等対処設備の基本方				
しない。       ④a 引用元:P1         ④a 引用元:P1       ④b 引用元:P1         ③b 引用元:P3       5.6.2.1 多様性及び強立性,位置的分散。         低圧代替注水系(常設)(復水       医正代替注水系(常設)(復水         修差ボンプ)は、残留熱体表系(低       医正代替注水系(常設)(復水         修造ボンプ)は、残留熱体表系(低       医正化、管注水モード及び原子停止時         冷却モード)及び原子停止       一当生、ドン及び原子停止         冷却モード)及び原子停止       一二素設代書交流電源設備からの絵電により駆動することで、非         常用所内電気設備を経       山と常設代替交流電源設備からの絵電により駆動することで、非         加した常設代替交流電源設備からの絵電により駆動することで、非       第二所内電気設備を経由した非         常用方内電気設備を経由した非       常用方内電気設備を経由した非         第二方式電源設備からの絵電には、       219駆動することで、非         第二方式電源設備からの絵電に       219駆動することで、非         第二方式電源設備がらの金属により       アン市の電気設備を経         中した光度び原子炉使止時冷却       第一方次電解読券主人工         第二方式電源設備を経       10.た常数         第二方式電源設備がらの絵電に       219         第二方式電源設備がらの絵画は       219         第二方式電源設備       210 <t< td=""><td></td><td>針のうち「5.1.2 多様性, 位置</td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>		針のうち「5.1.2 多様性, 位置				
<ul> <li>● 小● 【62 条 59】</li> <li>● か●】【62 条 59】</li> <li>● か●】【62 条 59】</li> <li>● か●】【62 条 59】</li> <li>● か●】【5.6.2.1 多様性及び独立性,位置 6分k</li> <li>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止 (5) に示す。</li> <li>● 広告、21 多様性及び独立性,位置 6分k</li> <li>● 本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止 (5) に示す。</li> <li>● 広告、21 多様性及び独立性,位置</li> <li>● 本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置の分散、悪影響防止 (5) に示す。</li> <li>● 本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置の分散、悪影響防止 (5) に示す。</li> <li>● 本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置の分散、悪影響防止 (5) に示す。</li> <li>● 本方針につい及び低上行ルユンプ (本名と共通変因によって同時に 機能を損なわないよう、20 K型長でのユンプ イ系と共通変因によって同時に 機能を損なわないよう、20 K型長でのユンマ イ系と共通変因によって同時に 機能を損なわないよう、20 K型長でのユンマ イ系と共通変因によって同時に して常型(1を交流電源設備のため、 の給電により変動することで、非 常用交流電源設備からの給電に より駆動する後置解除主系が、 (5) 配動する後置解除主系が、 (5) 配動する後置解除主系が、 (5) 配動する後置解除主系が、 (5) 配動する後置解除主系が、 (5) 配動する後置解除主系が、 (5) 配動する後置解除主系が、 (5) 配動する後置解除する(低上社 水モード及び原子炉停止時冷却</li> </ul>		的分散等」に示す設計方針は適用				
低圧代替注水系(常設)(復水       低 <u>に代替注水系(常設)(復水       馬子戸冷泊系総施設(個別)</u> 低圧代替注水系(常設)(復水       低 <u>に代替注水系(常設)(復水       馬子戸冷泊系総施設(個別)</u> 移送ボンブ)は,残留熱除去系(低       移送ボンブ)は,残留熱除去系(低       びビバ告注たろ(富設)(復水         店注水モード及び原子炉停止時 <u>「注水モード及び原子炉停止時</u> 冷却モード)及び低圧炉心スブレ       六人主要型図によって同時に         イ系と共通要因によって同時に       イ系と共通要因によって同時に         機能を損なわないよう,復水移送       ボンブを代替所内電気設備を経         ボンブを代替所内電気設備を経由したよ常設代替交流電源設備から       由した常設代替交流電源設備から         (1可難型代替交流電源設備からの給電に       空加支売電量設置価からの総電にに対撃動するとで,非         常用所内電気設備を経由した非       常用所内電気設備を経由した非         常用交流電源設備からの給電に       ご力交配合量協会 絵玉水水         大手の電気設備を経由した非       常用方の電気設備を経由した非         常用交流電源設備からの給電に       ブを用いた炭留熱除去系(低圧注         水モード及び原子炉停止時冷却       水モード及び原子炉停止時冷却		しない。				④a 引用元:P1
<ul> <li>協圧代替注水系(常設)(復水</li> <li>施圧代替注水系(常設)(復水</li> <li>移送ボンブ)は、残留熱除去系(低</li> <li>圧注水モード及び原子炉停止時</li> <li>冷却モード)及び低厂炉のスレレ</li> <li>イ系と共通要因によって同時に</li> <li>機能を損なわないよう,復水移送</li> <li>ボンブを代替方向電気設備を経 由した常設代替交流電源設備からの給電に より駆動する民留設備からの給電に</li> <li>より駆動する民留熱除去系(低</li> <li>ご上がた残留熟除去系(低</li> <li>ご上がた残留熟除式</li> <li>(近前型の市の気留熱除去系(低</li> <li>(正代替注水系(常設)(復水</li> <li>(21)</li> <li>(22)</li> <li>(23)</li> <li>(24)</li> <li>(24)</li> <li>(25)</li> <li>(25)</li></ul>		④a④b 【62条59】				④b 引用元:P3
低圧代替注水系(常設)(復水 移送ボンブは,残留熱除去系(低低圧代替注水系(常設)(復水 多味性,位置的分散,悪影響防止 等」に示す。③原子炉冷却系統施設(個別)後送ボンブは,残留熱除去系(低 圧注水モード及び原子炉停止時 冷却モード)及び低圧炉心スブレ イ系と共通要因によって同時に 機能を損なわないよう,復水移送 ボンブを代替所内電気設備を経 由した常設代替交流電源設備の の給電により駆動することで、非 常用所内電気設備を経由した非 常用所内電気設備を経由した非 常用所内電気設備を経由した非 常用所内電気設備を経由した非 常用所内電気設備から 方を用いた残留熱除去系(低 上可燃型小方の電気器除去系(低 上可燃型小方の電気器 水モード及び原子炉停止時冷却原子炉冷却系統施設(個別)5.6.4 多重性又は多様性及び強 が加モード)及び低圧炉心スブレ イ系と共通要因によって同時に 機能を損なわないよう,復水移送 ボンブを代替所内電気設備を経 由した常設代替交流電源設備のち の給電により駆動することで、非原子炉冷却系統施設(個別)5.6.4 多重性又は多様性及び強 が加モード)及び低圧炉心スブレ イ系と共通要因によって同時に 増能を損なわないよう,復水移送 ボンブを代替所内電気設備を経 自した常設代替交流電源設備のち の給電により駆動することで、非原子炉冷却系統施設(個別)6101010720101072010107211010721101072110107211010721101072110107211010721101072110107211010721101072110101010101010101110101210101310101410151016101710181019101010				5.6.2.1 多様性及び独立性,位置		
AU         多株性、位置的分散,悪影響防止 与」に示す。         の           低圧代替注水系(常設)(復水         低圧代替注水系(常設)(復水         原子炉冷却系統施設(個別)           移送ボンプ)は,残留熱除去系(低 臣注水モード及び原子炉停止時 冷却モード)及び低圧炉へスプレ         超送ボンプ)は,残留熱除去系(低 正注水モード及び原子炉停止時         原子炉冷却系統施設(個別)           イ系と共通要因によって同時に 機能を損なわないよう,復水移送         超速ボンプ)は,残留熱除去系(低 法         日上水・水・ド及び低圧炉へスプレ           イ系と共通要因によって同時に 機能を損なわないよう,復水移送         地市         イ系と共通要因によって同時に 機能を損なわないよう,復水移送         市業・大事運要因によって同時に 機能を損なわないよう,復水移送           ロした常設代替交流電源設備を経 自した常設代替交流電源設備から の給電により駆動することで,非 常用所内電気設備を経由した非 常用所内電気設備を経由した非 常用所内電気設備を経由した非 方を用いた残留熱除去系(低圧 大モード及び原子炉停止時冷却         ロした常設代特交流電源設備からの給電に コ脚動する役留熱除去系(低圧 大モード及び原子炉停止時冷却         ロした				的分散		
<ul> <li>低圧代替注水系(常設)(復水</li> <li>低圧代替注水系(常設)(復水</li> <li>移送ボンプ)は,残留熱除去系(低</li> <li>移送ボンプ)は,残留熱除去系(低</li> <li>移送ボンプ)は,残留熱除去系(低</li> <li>びボナプ)は,残留熱除去系(低</li> <li>びボナプ)は,残留熱除去系(低</li> <li>びボナプ)は,残留熱除去系(低</li> <li>ビ注水モード及び原子炉停止時</li> <li>(注水モード及び原子炉停止時</li> <li>(注水モード及び原子炉停止時</li> <li>(注水モード及び原子炉停止時</li> <li>(二水モード及び原子炉停止時</li> </ul>				基本方針については,「1.1.7.1		
<ul> <li>低圧代替注水系(常設)(復木</li> <li>移送ボンプ)は,残留熟除去系(低</li> <li>存送ホンア)は,残留熟除去系(低</li> <li>方.6.4 多重性又は多様性及び独</li> <li>方.6.4 多重性又は多様性及び独</li> <li>方.6.4 多重性又は多様性及び独</li> <li>方.6.4 多重性又は多様性及び独</li> <li>方.6.4 多重性又は多様性及び独</li> <li>立性,位置的分散</li> <li>立住,位置的分散</li> <li>二注水モード及び原子炉停止時</li> <li>冷却モード)及び低圧炉へスプレ</li> <li>イ系と共通要因によって同時に</li> <li>機能を損なわないよう,復水移送</li> <li>ボンブを代替所内電気設備を経</li> <li>由した常設代替交流電源設備からの給電により駆動することで,非</li> <li>常用所内電気設備を経由した非</li> <li>常用死穴電源設備からの給電に</li> <li>より駆動する残留熱除去系ボン</li> <li>ブを用いた残留熟除去系(低圧注</li> <li>水モード及び原子炉停止時冷却</li> <li>水モード及び原子炉停止時冷却</li> <li>水モード及び原子炉停止時冷却</li> </ul>				多様性, 位置的分散, 悪影響防止		
移送ボンブ)は,残留熱除去系(低       移送ボンブ)は,残留熱除去系(低       5.6.4 多重性又は多様性及び独         圧注水モード及び原子炉停止時       注注水モード及び原子炉停止時       立性,位置的分散         冷却モード)及び低圧炉心スプレ       冷却モード)及び低圧炉心スプレ       イ系と共通要因によって同時に         検縮を損なわないよう,復水移送       水ジブを代替所内電気設備を経       ボンブを代替所内電気設備を経         ボンブを代替所内電気設備を経       ホンブを代替所内電気設備を経       ボンブを代替所内電気設備を経         山した常設代替交流電源設備がら       自した常設代替交流電源設備がら       自した常設代替交流電源設備が         の給電により駆動することで,非       第用所内電気設備を経由した非       常用所内電気設備を経由した非         常用交流電源設備からの給電に       より駆動する残留熱除去系(低圧       第日がた残留熱除去系(低圧注         水モード及び原子炉停止時冷却       大モード及び原子炉停止時冷却       ボモード及び原子炉停止時冷却				等」に示す。③		
圧注水モード及び原子炉停止時 冷却モード)及び低圧炉心スプレ圧注水モード及び原子炉停止時 冷却モード)及び低圧炉心スプレ立性,位置的分散冷却モード)及び低圧炉心スプレ冷却モード)及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に 機能を損なわないよう,復水移送イ系と共通要因によって同時に 機能を損なわないよう,復水移送ボンブを代替所内電気設備を経 申した常設代替交流電源設備 の給電により駆動するとで,非常用所内電気設備を経由した,非 常用形方電気設備を経由した。常用形方電気設備を経由した,非 常用形方電気設備からの給電に より駆動する残留熟除去系ボン水モード及び原子炉停止時冷却水モード及び原子炉停止時冷却水モード及び原子炉停止時冷却水モード及び原子炉停止時冷却水モード及び原子炉停止時冷却水モード及び原子炉停止時冷却水モード及び原子炉停止時冷却水モード及び原子炉停止時冷却		低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水		原子炉冷却系統施設(個別)
<ul> <li>冷却モード)及び低圧炉心スプレ</li> <li>六名生一ド)及び低圧炉心スプレ</li> <li>イ系と共通要因によって同時に</li> <li>機能を損なわないよう,復水移送</li> <li>ボンプを代替所内電気設備を経</li> <li>ホンプを代替所内電気設備の</li> <li>山と常設代替交流電源設備ハム</li> <li>山と常設代替交流電源設備ハム</li> <li>山と常設代替交流電源設備から</li> <li>ロシンプを代替所内電気設備を経由した非</li> <li>常用所内電気設備を経由した非</li> <li>常用所内電気設備を経由した非</li> <li>常用所内電気設備を経由した非</li> <li>常用交流電源設備からの給電に</li> <li>ホモード及び原子炉停止時冷却</li> <li>人生いた及び原子炉停止時冷却</li> <li>ハモード及び原子炉停止時冷却</li> <li>ハキード及び原子炉停止時冷却</li> </ul>		移送ポンプ)は,残留熱除去系(低	移送ポンプ)は,残留熱除去系(低	移送ポンプ)は,残留熱除去系(低		5.6.4 多重性又は多様性及び独
イ系と共通要因によって同時に       イ系と共通要因によって同時に         機能を損なわないよう,復水移送       機能を損なわないよう,復水移送         機能を損なわないよう,復水移送       機能を損なわないよう,復水移送         ボンブを代替所内電気設備を経       ボンブを代替所内電気設備を経         ロした常設代替交流電源設備ス       由した常設代替交流電源設備ス         由した常設代替交流電源設備から       は可搬型代替交流電源設備から         は可搬型代替交流電源設備から       は可搬型代替交流電源設備から         の給電により駆動することで,非       の給電により駆動することで,非         常用所内電気設備を経由した非       常用所内電気設備を経由した非         常用交流電源設備からの給電に       常用交流電源設備からの給電に         より駆動する残留熱除去系ボン       より駆動する残留熱除去系ボン         プを用いた残留熱除去系(低圧注       ブを用いた残留熱除去系(低圧注         水モード及び原子炉停止時冷却       水モード及び原子炉停止時冷却		圧注水モード及び原子炉停止時	圧注水モード及び原子炉停止時	圧注水モード及び原子炉停止時		立性, 位置的分散
機能を損なわないよう,復水移送機能を損なわないよう,復水移送ボンプを代替所内電気設備を経ボンプを代替所内電気設備を経ロした常設代替交流電源設備ス由した常設代替交流電源設備ス由した常設代替交流電源設備から由した常設代替交流電源設備からは可搬型代替交流電源設備からは可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動することで,非の給電により駆動することで,非常用所内電気設備を経由した非常用所内電気設備を経由した非常用交流電源設備からの給電に常用交流電源設備からの給電により駆動する残留熱除去系ポンより駆動する残留熱除去系ポンプを用いた残留熱除去系(低圧注ブを用いた残留熱除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却水モード及び原子炉停止時冷却		冷却モード) 及び低圧炉心スプレ	冷却モード)及び低圧炉心スプレ	冷却モード)及び低圧炉心スプレ		
ボンブを代替所内電気設備を経 ボンブを代替所内電気設備を経 由した常設代替交流電源設備又 は可搬型代替交流電源設備から の給電により駆動することで,非 常用所内電気設備を経由した非 常用所内電気設備を経由した非 常用交流電源設備からの給電に より駆動する残留熱除去系ポン プを用いた残留熱除去系(低圧注 水モード及び原子炉停止時冷却		イ系と共通要因によって同時に	イ系と共通要因によって同時に	イ系と共通要因によって同時に		
由した常設代替交流電源設備又 は可搬型代替交流電源設備から由した常設代替交流電源設備 加設備から由した常設代替交流電源設備 加設備からは可搬型代替交流電源設備から の給電により駆動することで,非は可搬型代替交流電源設備から の給電により駆動することで,非常用所内電気設備を経由した非 常用交流電源設備からの給電に常用所内電気設備を経由した非 常用交流電源設備からの給電に より駆動する残留熱除去系ポンより駆動する残留熱除去系ポン プを用いた残留熱除去系(低圧注より駆動する残留熱除去系(低圧注 アを用いた残留熱除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却水モード及び原子炉停止時冷却		機能を損なわないよう,復水移送	機能を損なわないよう,復水移送	機能を損なわないよう,復水移送		
は可搬型代替交流電源設備から の給電により駆動することで,非 常用所内電気設備を経由した非 常用所内電気設備を経由した非 常用交流電源設備からの給電に より駆動する残留熱除去系ポン プを用いた残留熱除去系(低圧注 水モード及び原子炉停止時冷却		ポンプを代替所内電気設備を経	ポンプを代替所内電気設備を経	ポンプを代替所内電気設備を経		
<ul> <li>の給電により駆動することで,非</li> <li>の給電により駆動することで,非</li> <li>常用所内電気設備を経由した非</li> <li>常用所内電気設備を経由した非</li> <li>常用方穴電源設備からの給電に</li> <li>より駆動する残留熱除去系ポン</li> <li>より駆動する残留熱除去系ポン</li> <li>より駆動する残留熱除去系(低圧注</li> <li>水モード及び原子炉停止時冷却</li> <li>の給電により駆動することで,非</li> <li>の給電により駆動することで,非</li> <li>常用所内電気設備を経由した非</li> <li>常用交流電源設備からの給電に</li> <li>常用交流電源設備からの給電に</li> <li>より駆動する残留熱除去系ポン</li> <li>より駆動する残留熱除去系ポン</li> <li>水モード及び原子炉停止時冷却</li> <li>の給電により駆動することで,非</li> </ul>		由した常設代替交流電源設備又	由した常設代替交流電源設備又	由した常設代替交流電源設備又		
常用所内電気設備を経由した非 常用交流電源設備からの給電に より駆動する残留熱除去系ポン常用所内電気設備を経由した非 常用交流電源設備からの給電に 常用交流電源設備からの給電に より駆動する残留熱除去系ポン プを用いた残留熱除去系(低圧注 水モード及び原子炉停止時冷却常用所内電気設備を経由した非 常用交流電源設備からの給電に より駆動する残留熱除去系ポン プを用いた残留熱除去系(低圧注 水モード及び原子炉停止時冷却		は可搬型代替交流電源設備から	は可搬型代替交流電源設備から	は可搬型代替交流電源設備から		
常用交流電源設備からの給電に常用交流電源設備からの給電により駆動する残留熱除去系ポンより駆動する残留熱除去系ポンプを用いた残留熱除去系(低圧注)プを用いた残留熱除去系(低圧注)水モード及び原子炉停止時冷却水モード及び原子炉停止時冷却		の給電により駆動することで,非	の給電により駆動することで,非	の給電により駆動することで,非		
より駆動する残留熱除去系ポン プを用いた残留熱除去系(低圧注 水モード及び原子炉停止時冷却 より駆動する残留熱除去系(低圧注 プを用いた残留熱除去系(低圧注 水モード及び原子炉停止時冷却		常用所内電気設備を経由した非	常用所内電気設備を経由した非	常用所内電気設備を経由した非		
プを用いた残留熱除去系(低圧注 プを用いた残留熱除去系(低圧注 プを用いた残留熱除去系(低圧注 水モード及び原子炉停止時冷却 水モード及び原子炉停止時冷却		常用交流電源設備からの給電に	常用交流電源設備からの給電に	常用交流電源設備からの給電に		
水モード及び原子炉停止時冷却 水モード及び原子炉停止時冷却 水モード及び原子炉停止時冷却		より駆動する残留熱除去系ポン	より駆動する残留熱除去系ポン	より駆動する残留熱除去系ポン		
		プを用いた残留熱除去系(低圧注	プを用いた残留熱除去系(低圧注	プを用いた残留熱除去系(低圧注		
エード) みび低圧病シスプレイズ エード) みび低圧病シスプレイズ エード) みび低圧病シスプレイズ		水モード及び原子炉停止時冷却	水モード及び原子炉停止時冷却	水モード及び原子炉停止時冷却		
$\nabla \nabla $		モード)及び低圧炉心スプレイ系	<u>モード)及び低圧炉心スプレイ系</u>	モード)及び低圧炉心スプレイ系		

0.

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び高付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計力針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計力針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) 前回提出時からの変更箇所

	設工認申請書	設置許可申請書	20000112衣 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	ポンプを用いた低圧炉心スプレ	ポンプを用いた低圧炉心スプレ	ポンプを用いた低圧炉心スプレ		
	イ系に対して多様性を有する設	<u>イ系に対して多様性を有する設</u>	イ系に対して多様性を有する設		
	計とする。	<u>計とする。</u> ④c	計とする。 �� (④c 重複)		
	④c 【62条60】				
	低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水		原子炉冷却系統施設(個別)
	移送ポンプ) の電動弁 <mark>(交流)</mark> は,	<u>移送ポンプ) の電動弁 (交流) は,</u>	移送ポンプ) の電動弁 (交流) は,		5.6.4 多重性又は多様性及び独
	ハンドルを設けて手動操作を可	ハンドルを設けて手動操作を可	ハンドルを設けて手動操作を可		立性, 位置的分散
	能とすることで,非常用交流電源	能とすることで,非常用交流電源	能とすることで,非常用交流電源		
	設備からの給電による遠隔操作	設備からの給電による遠隔操作	設備からの給電による遠隔操作		
	に対して多様性を有する設計と	に対して多様性を有する設計と	に対して多様性を有する設計と		
	する。また,低圧代替注水系(常	<u>する。</u>	する。また、低圧代替注水系(常		
	設)(復水移送ポンプ)の電動弁	また,低圧代替注水系(常設)	設)(復水移送ポンプ)の電動弁		
	(交流)は,代替所内電気設備を	(復水移送ポンプ)の電動弁(交	(交流)は,代替所内電気設備を		
	経由して給電する系統において,	流)は,代替所内電気設備を経由	経由して給電する系統において,		
	独立した電路で系統構成するこ	して給電する系統において, 独立	独立した電路で系統構成するこ		
	とにより,非常用所内電気設備を	した電路で系統構成することに	とにより,非常用所内電気設備を		
	経由して給電する系統に対して	より,非常用所内電気設備を経由	経由して給電する系統に対して		
	独立性を有する設計とする <mark>。</mark>	して給電する系統に対して独立	独立性を有する設計とする。 🗘		
	④d 【62条61】	<u>性を有する設計とする。</u> ④d	<mark>(④d 重複)</mark> また,電動弁(直流)		
			は,ハンドルを設けて手動操作を		<u> </u>
	低圧代替注水系(常設)(復水	また, <u>電動弁 (直流) は, ハン</u>	可能とすることで,所内常設蓄電	設備設計の明確化	<mark>同上</mark>
	<mark>移送ポンプ)の</mark> 電動弁 (直流) は,	ドルを設けて手動操作を可能と	式直流電源設備からの給電によ	(直流の電動弁の独立性につい	
	ハンドルを設けて手動操作を可	することで,所内常設蓄電式直流	る遠隔操作に対して多様性を有	て明記)	
	能とすることで,所内常設蓄電式	<u>電源設備からの給電による遠隔</u>	する設計とする。 🗘 (④e 重複)		
	直流電源設備からの給電による	操作に対して多様性を有する設			
	遠隔操作に対して多様性を有す	<u>計とする。</u> ④e			
	る設計とする。また、低圧代替注				
	水系(常設)(復水移送ポンプ)				
	の電動弁(直流)は,125V 蓄電池				
	から 125V 直流主母線盤までの系				
	統において, 独立した電路で系統				
	構成することにより,非常用ディ				
	ーゼル発電機の交流を直流に変				
	換する電路に対して,独立性を有				
	する設計とする。				
	④e 【62 条 79】				

62

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び路付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 綜色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書)別添-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
	低圧代替注水系(常設)(復水	また,低圧代替注水系(常設)	また,低圧代替注水系(常設)		原子炉冷却系統施設(個別)
	移送ポンプ)は、復水貯蔵タンク	(復水移送ポンプ)は,復水貯蔵	(復水移送ポンプ)は,復水貯蔵		5.6.4 多重性又は多様性及び独
	を水源とすることで, サプレッシ	タンクを水源とすることで、サプ	タンクを水源とすることで、サプ		立性, 位置的分散
	ョンチェンバを水源とする残留	<u>レッションチェンバを水源とす</u>	レッションチェンバを水源とす		
	熱除去系(低圧注水モード)及び	る残留熱除去系(低圧注水モー	る残留熱除去系(低圧注水モー		
	低圧炉心スプレイ系に対して異	ド)及び低圧炉心スプレイ系に対	ド)及び低圧炉心スプレイ系に対		
	なる水源を有する設計とする。	して異なる水源を有する設計と	して異なる水源を有する設計と		
	④ <mark>f</mark> 【62 条 62】	<u>する。④<mark>f</mark></u>	する。①(④ <mark>f</mark> 重複)		
	復水移送ポンプは,原子炉建屋	復水移送ポンプは,原子炉建屋	復水移送ポンプは,原子炉建屋		同上
	原子炉棟内の残留熱除去系ポン	原子炉棟内の残留熱除去系ポン	原子炉棟内の残留熱除去系ポン		
	プ及び低圧炉心スプレイ系ポン	プ及び低圧炉心スプレイ系ポン	プ及び低圧炉心スプレイ系ポン		
	プと異なる区画に設置すること	<u>プと異なる区画に設置すること</u>	プと異なる区画に設置すること		
	で,共通要因によって同時に機能	で, 共通要因によって同時に機能	で, 共通要因によって同時に機能		
	を損なわないよう位置的分散を	を損なわないよう位置的分散を	を損なわないよう位置的 <mark>分散を</mark>		
	図る設計とする。	<u>図る設計とする。④</u> g	図る設計とする。 ① (④ <mark>g</mark> 重複)		
	④ <mark>g</mark> 【62 条 63】				
	復水貯蔵タンクは,屋外に設置	<u>復水貯蔵タンクは,屋外に設置</u>	復水貯蔵タンクは,屋外に設置		同上
	することで,原子炉建屋原子炉棟	することで,原子炉建屋原子炉棟	することで,原子炉建屋原子炉棟		
	内のサプレッションチェンバと	<u>内のサプレッションチェンバと</u>	内のサプレッションチェンバと		
	共通要因によって同時に機能を	<u>共通要因によって同時に機能を</u>	共通要因によって同時に機能を		
	損なわないよう位置的分散を図	損なわないよう位置的分散を図	損なわないよう位置的分散を図		
	る設計とする。	<u>る設計とする。</u> ④ <mark>h</mark>	る設計とする。		
	④ <mark>h</mark> 【62 条 64】				
	低日告報決まず(登記)(書法	低度化粧洗水ズ(巻乳)(また	低民体共済まで(冷和)(支法		
	低圧代替注水系(常設)(直流	低圧代替注水系(常設)(直流	低圧代替注水系(常設)(直流		同上
	駆動低圧注水系ポンプ)は,残留	駆動低圧注水系ポンプ)は,残留	駆動低圧注水系ポンプ)は,残留		
	熱除去系(低圧注水モード)及び 低圧炉心スプレイ系と共通要因	<u>熱除去系(低圧注水モード)及び</u> 低圧炉心スプレイ系と共通要因	熱除去系(低圧注水モード)及び 低圧炉心スプレイ系と共通要因		
	低圧炉心スノレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわな	<u>低圧炉心スノレイ系と共通要因</u> によって同時に機能を損なわな	低圧炉心スノレイ系と共通要因 によって同時に機能を損なわな		
	にようて同時に機能を損なわないよう, 直流駆動低圧注水系ポン	<u>にようて同時に機能を損なわな</u> いよう, 直流駆動低圧注水系ポン	にようて同時に機能を損なわな いよう, 直流駆動低圧注水系ポン		
	いより, 直流駆動低圧在水ポホン プを常設代替直流電源設備から	<u>プを常設代替直流電源設備から</u>	プを常設代替直流電源設備から		
	の給電により駆動することで,非	<u>クを常設代替追抗電源設備がら</u> の給電により駆動することで,非	の給電により駆動することで,非		
	常用交流電源設備からの給電に	常用交流電源設備からの給電に	常用交流電源設備からの給電に		
	□□ス加电你以通からの加电に	<u> 市内天</u> 加电你 医 価 から の 相 电 に	〒四天加电你区囲からの相电に		I]



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定供拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安水争坦公	との対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	より駆動する残留熱除去系ポン	より駆動する残留熱除去系ポン	より駆動する残留熱除去系ポン		
	プを用いた残留熱除去系(低圧注	プを用いた残留熱除去系(低圧注	プを用いた残留熱除去系(低圧注		
	水モード)及び低圧炉心スプレイ		水モード)及び低圧炉心スプレイ		
	系ポンプを用いた低圧炉心スプ	系ポンプを用いた低圧炉心スプ	系ポンプを用いた低圧炉心スプ		
	レイ系に対して多様性を有する	レイ系に対して多様性を有する	レイ系に対して多様性を有する		
	設計とする。	設計とする。④ <mark>i</mark>	設計とする。 (④ <mark>i</mark> 重複)		
	④ <mark>i</mark> 【62 条 65】				
	低圧代替注水系(常設)(直流	低圧代替注水系(常設)(直流	低圧代替注水系(常設)(直流	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
	駆動低圧注水系ポンプ)の電動弁	駆動低圧注水系ポンプ)の電動弁	駆動低圧注水系ポンプ)の電動弁	(直流の電動弁の独立性につい	5.6.4 多重性又は多様性及び独
	(直流)は,ハンドルを設けて手	(直流)は,ハンドルを設けて手	(直流)は,ハンドルを設けて手	て明記)	立性, 位置的分散
	動操作を可能とすることで,所内	動操作を可能とすることで,所内	動操作を可能とすることで,所内		
	常設蓄電式直流電源設備又は常	常設蓄電式直流電源設備又は常	常設蓄電式直流電源設備又は常		
	設代替直流電源設備からの給電	設代替直流電源設備からの給電	設代替直流電源設備からの給電		
	による遠隔操作に対して多様性	による遠隔操作に対して多様性	による遠隔操作に対して多様性		
	を有する設計とする。 <mark>また, 低圧</mark>	<u>を有する設計とする。</u> ④ <mark>j</mark>	を有する設計とする。 🗘 (④ <mark>j</mark> 重		
	代替注水系(常設)(直流駆動低		複)		
	圧注水系ポンプ)の電動弁(直流)				
	は、125V 蓄電池から 125V 直流主				
	母線盤までの系統において, 独立				
	した電路で系統構成することに				
	より,非常用ディーゼル発電機の				
	交流を直流に変換する電路に対				
	して, 独立性を有する設計とす				
	a <mark>s.</mark>				
	④ <mark>j</mark> 【62 条 66】				
	低圧代替注水系(常設)(直流	また、低圧代替注水系(常設)	また、低圧代替注水系(常設)		同上
	駆動低圧注水系ポンプ)は、復水	(直流駆動低圧注水系ポンプ)	(直流駆動低圧注水系ポンプ)		
	貯蔵タンクを水源とすることで,	は、復水貯蔵タンクを水源とする	は、復水貯蔵タンクを水源とする		
	サプレッションチェンバを水源	ことで,サプレッションチェンバ	ことで,サプレッションチェンバ		
	とする残留熱除去系(低圧注水モ	を水源とする残留熱除去系(低圧	を水源とする残留熱除去系(低圧		
	ード)及び低圧炉心スプレイ系に 対して異なる水源を有する設計	注水モード)及び低圧炉心スプレ	注水モード)及び低圧炉心スプレ		
	対して異なる水源を有する設計とする。	イ系に対して異なる水源を有す ス記書レオス	イ系に対して異なる水源を有す る設計とする。①(④ <mark>k</mark> 重複)		
	とする。 ④ <mark>k</mark> 【62 条 67】	<u>る設計とする。</u> ④ <mark>k</mark>	る政計とりる。\✔\(( <u>4</u> ) <mark>K</mark> 里限)		
		(4) <mark>N</mark>			
					l

64



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	the second second second second				
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	直流駆動低圧注水系ポンプは,	直流駆動低圧注水系ポンプは,	直流駆動低圧注水系ポンプは,		原子炉冷却系統施設(個別)
	原子炉建屋付属棟内に設置する	原子炉建屋付属棟内に設置する	原子炉建屋付属棟内に設置する		5.6.4 多重性又は多様性及び独
	ことで,原子炉建屋原子炉棟内の	ことで,原子炉建屋原子炉棟内の	ことで,原子炉建屋原子炉棟内の		立性, 位置的分散
	残留熱除去系ポンプ及び低圧炉	残留熱除去系ポンプ及び低圧炉	残留熱除去系ポンプ及び低圧炉		
	心スプレイ系ポンプと共通要因	心スプレイ系ポンプと共通要因	心スプレイ系ポンプと共通要因		
	によって同時に機能を損なわな	<u>によって同時に機能を損なわな</u>	によって同時に機能を損なわな		
	いよう位置的分散を図る設計と	いよう位置的分散を図る設計と	いよう位置的分散を図る設計と		
	する。	<u>する。</u> ④ <mark>1</mark>	する。��(④ <mark>1</mark> 重複)		
	④ <mark>1</mark> 【62 条 68】				
	復水貯蔵タンクは、屋外に設置	復水貯蔵タンクは、屋外に設置	復水貯蔵タンクは,屋外に設置		同上
	することで,原子炉建屋原子炉棟	することで,原子炉建屋原子炉棟	することで,原子炉建屋原子炉棟		
	内のサプレッションチェンバと	内のサプレッションチェンバと	内のサプレッションチェンバと		
	共通要因によって同時に機能を	共通要因によって同時に機能を	共通要因によって同時に機能を		
	損なわないよう位置的分散を図	損なわないよう位置的分散を図	損なわないよう位置的分散を図		
	る設計とする。	<u>る設計とする。</u> ④ <mark>m</mark>	る設計とする。 🇘 (④ <mark>m</mark> 重複)		
	④ <mark>m</mark> 【62 条 69】				
	低圧代替注水系(可搬型)は、	低圧代替注水系(可搬型)は、	低圧代替注水系(可搬型)は、		同上
	残留熱除去系(低圧注水モード及	残留熱除去系(低圧注水モード及	残留熱除去系(低圧注水モード及		
	び原子炉停止時冷却モード),低	び原子炉停止時冷却モード)、低	び原子炉停止時冷却モード),低		
	圧炉心スプレイ系及び低圧代替	圧炉心スプレイ系及び低圧代替	圧炉心スプレイ系及び低圧代替		
	注水系(常設)と共通要因によっ	<u> 注水系(常設)と共通要因によっ</u>	注水系(常設)と共通要因によっ		
	て同時に機能を損なわないよう,	て同時に機能を損なわないよう、	て同時に機能を損なわないよう,		
	大容量送水ポンプ(タイプI)を	大容量送水ポンプ(タイプI)を	大容量送水ポンプ(タイプ I)を		
	空冷式のディーゼルエンジンに	空冷式のディーゼルエンジンに	空冷式のディーゼルエンジンに		
	より駆動することで, 電動機駆動	より駆動することで, 電動機駆動	より駆動することで, 電動機駆動		
	ポンプにより構成される残留熱	ポンプにより構成される残留熱	ポンプにより構成される残留熱		
	除去系(低圧注水モード及び原子	除去系 (低圧注水モード及び原子	除去系 (低圧注水モード及び原子		
	炉停止時冷却モード),低圧炉心	炉停止時冷却モード),低圧炉心	炉停止時冷却モード),低圧炉心		
	スプレイ系及び低圧代替注水系	スプレイ系及び低圧代替注水系	スプレイ系及び低圧代替注水系		
	(常設)に対して多様性を有する	(常設)に対して多様性を有する	(常設)に対して多様性を有する		
	設計とする。	 <u>設計とする。</u> ④ <mark>n</mark>	設計とする。①(④ <mark>n</mark> 重複)		
	④ <mark>n</mark> 【62 条 70】	-	_		
	低圧代替注水系(可搬型)の電	低圧代替注水系 (可搬型)の電	低圧代替注水系(可搬型)の電		同上
	動弁は、ハンドルを設けて手動操	動弁は,ハンドルを設けて手動操	動弁は,ハンドルを設けて手動操		

<u>б</u> 5



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) 前回提出時からの変更箇所

			この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	作を可能とすることで,非常用交	作を可能とすることで,非常用交	作を可能とすることで,非常用交		
	流電源設備からの給電による遠	流電源設備からの給電による遠	流電源設備からの給電による遠		
	隔操作に対して多様性を有する		隔操作に対して多様性を有する		
	設計とする。	設計とする。④ <mark>0</mark>	設計とする。 ①(④  重複)		
	④ <mark>o</mark> 【62条71】				
	-				
	また,低圧代替注水系(可搬型)	また,低圧代替注水系(可搬型)	また,低圧代替注水系(可搬型)		原子炉冷却系統施設(個別)
	の電動弁は,代替所内電気設備を	の電動弁は,代替所内電気設備を	の電動弁は,代替所内電気設備を		5.6.4 多重性又は多様性及び独
	経由して給電する系統において,	経由して給電する系統において,	経由して給電する系統において、		立性, 位置的分散
	独立した電路で系統構成するこ	<u>独立した電路で系統構成するこ</u>	独立した電路で系統構成するこ		
	とにより,非常用所内電気設備を	とにより,非常用所内電気設備を	とにより,非常用所内電気設備を		
	経由して給電する系統に対して	<u>経由して給電する系統に対して</u>	経由して給電する系統に対して		
	独立性を有する設計とする。	<u>独立性を有する設計とする。</u> ④ <mark>p</mark>	独立性を有する設計とする。 🗘		
	④ <mark>p</mark> 【62 条 72】		(④ <mark>p</mark> 重複)		
	低圧代替注水系(可搬型)は,	また, <u>低圧代替注水系(可搬型)</u>	また,低圧代替注水系(可搬型)		同上
	代替淡水源を水源とすることで,	は,代替淡水源を水源とすること	は,代替淡水源を水源とすること		
	サプレッションチェンバを水源	で, サプレッションチェンバを水	で, サプレッションチェンバを水		
	とする残留熱除去系 (低圧注水モ	<u>源とする残留熱除去系(低圧注水</u>	源とする残留熱除去系(低圧注水		
	ード)及び低圧炉心スプレイ系並	モード)及び低圧炉心スプレイ系	モード) 及び低圧炉心スプレイ系		
	びに復水貯蔵タンクを水源とす	並びに復水貯蔵タンクを水源と	並びに復水貯蔵タンクを水源と		
	る低圧代替注水系(常設)に対し	<u>する低圧代替注水系 (常設) に対</u>	する低圧代替注水系(常設)に対		
	て異なる水源を有する設計とす	して異なる水源を有する設計と	して異なる水源を有する設計と		
	る <u>。</u>	<u>する。</u> ④ <mark>q</mark>	する。��(④ <mark>q</mark> 重複)		
	④ <mark>q</mark> 【62 条 73】				
	大容量送水ポンプ(タイプI)	大容量送水ポンプ (タイプI)	大容量送水ポンプ(タイプI)		同上
	は,原子炉建屋から離れた屋外に	は,原子炉建屋から離れた屋外に	は,原子炉建屋から離れた屋外に		
	分散して保管することで,原子炉	分散して保管することで,原子炉	分散して保管することで,原子炉		
	建屋原子炉棟内の残留熱除去系	建屋原子炉棟内の残留熱除去系	建屋原子炉棟内の残留熱除去系		
	ポンプ,低圧炉心スプレイ系ポン	ポンプ,低圧炉心スプレイ系ポン	ポンプ,低圧炉心スプレイ系ポン		
	プ及び復水移送ポンプ並びに原	<u>プ及び復水移送ポンプ並びに原</u>	プ及び復水移送ポンプ並びに原		
	子炉建屋付属棟内の直流駆動低	子炉建屋付属棟内の直流駆動低	子炉建屋付属棟内の直流駆動低		
	圧注水系ポンプと共通要因によ	圧注水系ポンプと共通要因によ	圧注水系ポンプと共通要因によ		
	って同時に機能を損なわないよ	って同時に機能を損なわないよ	って同時に機能を損なわないよ		
	う位置的分散を図る設計とする。	う位置的分散を図る設計とする。	う位置的分散を図る設計とする。		
	④ <mark>r</mark> 【62 条 74】	(4) <mark>r</mark>	①(④ <mark>r</mark> 重複)		1

66

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び給付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計力針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計力針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別談~1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	200 列 LL 衣 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	大容量送水ポンプ(タイプI)	大容量送水ポンプ(タイプ I )	大容量送水ポンプ(タイプ I )		原子炉冷却系統施設(個別)
	の接続口は, 共通要因によって接	の接続口は,共通要因によって接	の接続口は,共通要因によって接		5.6.4 多重性又は多様性及び独
	続できなくなることを防止する	続できなくなることを防止する	続できなくなることを防止する		立性, 位置的分散
	ため,位置的分散を図った複数箇	ため,位置的分散を図った複数箇	ため,位置的分散を図った複数箇		
	所に設置する設計とする。		所に設置する設計とする。 🗘 (④		
	④ <mark>s</mark> 【62 条 75】		s 重複)		
	_		_		
	低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水		同上
	移送ポンプ)及び低圧代替注水系	移送ポンプ)及び低圧代替注水系	移送ポンプ)及び低圧代替注水系		
	(可搬型)は,残留熱除去系及び	(可搬型)は,残留熱除去系及び	(可搬型)は,残留熱除去系及び		
	低圧炉心スプレイ系と共通要因	低圧炉心スプレイ系と共通要因	低圧炉心スプレイ系と共通要因		
	によって同時に機能を損なわな	によって同時に機能を損なわな	によって同時に機能を損なわな		
	いよう,水源から残留熱除去系配	いよう,水源から残留熱除去系配	いよう,水源から残留熱除去系配		
	管との合流点までの系統につい	管との合流点までの系統につい	管との合流点までの系統につい		
	て,残留熱除去系に対して独立性	て,残留熱除去系に対して独立性	て,残留熱除去系に対して独立性		
	を有する設計とする。	<u>を有する設計とする。</u> ④ <mark>t</mark>	を有する設計とする。 �� (④ <mark>t</mark> 重		
	④ <mark>t</mark> 【62 条 76】		複)		
	低圧代替注水系(常設)(直流	低圧代替注水系(常設)(直流	低圧代替注水系(常設)(直流		同上
	駆動低圧注水系ポンプ)は,残留	駆動低圧注水系ポンプ) は, 残留	駆動低圧注水系ポンプ)は,残留		
	熱除去系及び低圧炉心スプレイ	<u>熱除去系及び低圧炉心スプレイ</u>	熱除去系及び低圧炉心スプレイ		
	系と共通要因によって同時に機	<u>系と共通要因によって同時に機</u>	系と共通要因によって同時に機		
	能を損なわないよう,流路を独立	<u>能を損なわないよう, 流路を独立</u>	能を損なわないよう, 流路を独立		
	することで独立性を有する設計	<u>することで独立性を有する設計</u>	することで独立性を有する設計		
	とする。	<u>とする。</u> ④ <mark>u</mark>	とする。①(④ <mark>u</mark> 重複)		
	④ <mark>u</mark> 【62 条 77】				
	これらの多様性及び系統の独	これらの多様性及び系統の独	これらの多様性及び系統の独		同上
	立性並びに位置的分散によって、	立性並びに位置的分散によって、	立性並びに位置的分散によって、		
	低圧代替注水系(常設)及び低圧	低圧代替注水系(常設)及び低圧	低圧代替注水系(常設)及び低圧		
	代替注水系(可搬型)は、設計基	代替注水系(可搬型)は、設計基	代替注水系(可搬型)は、設計基		
	準事故対処設備である残留熱除	準事故対処設備である残留熱除	準事故対処設備である残留熱除		
	去系(低圧注水モード及び原子炉	<u>去系(低圧注水モード及び原子炉</u>	去系(低圧注水モード及び原子炉		
	停止時冷却モード)及び低圧炉心	停止時冷却モード)及び低圧炉心	停止時冷却モード)及び低圧炉心		
	スプレイ系に対して重大事故等	<u>スプレイ系に対して重大事故等</u>	スプレイ系に対して重大事故等		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
	対処設備としての独立性を有す	<u>対処設備としての独立性を有す</u>	対処設備としての独立性を有す		
	る設計とする。	<u>る設計とする。</u> ④ <mark>v</mark>	る設計とする。  (④v 重複)		
	④ <mark>v</mark> 【62 条 78】	電源設備の多様性及び独立性,	電源設備の多様性及び独立性,		
		位置的分散については「ヌ	位置的分散については「10.2 代		
		(2)(iv) 代替電源設備」に記載す	替電源設備」に記載する。 🕉		
		る。 <mark>3</mark>			
			5.6.2.2 悪影響防止		
			基本方針については,「1.1.7.1		
			多様性, 位置的分散, 悪影響防止		
			等」に示す。		
			低圧代替注水系(常設)(復水		
			移送ポンプ)及び低圧代替注水系		
			(常設)(直流駆動低圧注水系ポ		
			ンプ)は、通常時は弁により他の		
			系統と隔離し, 重大事故等時に弁		
			操作等により重大事故等対処設		
			備としての系統構成とすること		
			で,他の設備に悪影響を及ぼさな		
			い設計とする。		
			低圧代替注水系(可搬型)は,		
			通常時は大容量送水ポンプ(タイ		
			プI)を接続先の系統と分離して		
			保管し, 重大事故等時に接続, 弁		
			操作等により重大事故等対処設		
			備としての系統構成とすること		
			で, 他の設備に悪影響を及ぼさな		
			い設計とする。		
			大容量送水ポンプ(タイプ I )		
			は,輪留めによる固定等をするこ		
			とで,他の設備に悪影響を及ぼさ		
			ない設計とする。		
			大容量送水ポンプ(タイプI)		
			は,飛散物となって他の設備に悪		
			影響を及ぼさない設計とする。		
			6		
			5.6.2.3 容量等		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び給付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計力針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計力針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			基本方針については,「1.1.7.2		
			容量等」に示す。		
			低圧代替注水系(常設)(復水		
			移送ポンプ)の復水移送ポンプ		
			は,設計基準対象施設の補給水系		
			と兼用しており,設計基準対象施		
			設としての復水移送ポンプ2台		
			におけるポンプ流量が,想定され		
			る重大事故等時において, 炉心の		
			著しい損傷及び原子炉格納容器		
			の破損を防止するために必要な		
			注水流量に対して十分であるた		
			め,設計基準対象施設と同仕様で		
			設計する。		
			低圧代替注水系(常設)(直流		
			駆動低圧注水系ポンプ)の直流駆		
			動低圧注水系ポンプは,想定され		
			る重大事故等時において, 炉心の		
			著しい損傷を防止するために必		
			要な注水流量に対して,十分な容		
			量を有する設計とする。		
			低圧代替注水系 (可搬型)の大		
			容量送水ポンプ(タイプ I )は,		
			想定される重大事故等時におい		
			て, 炉心の著しい損傷及び原子炉		
			格納容器の破損を防止するため		
			に必要な注水流量を有するもの		
			を1セット1台使用する。また,		
			原子炉補機代替冷却水系との同		
			時使用時には更に1セット1台		
			使用する。保有数は2セット4台		
			に加えて,故障時及び保守点検に		
			よる待機除外時のバックアップ		
			用として1台の合計5台を保管		
			する。		
			また,大容量送水ポンプ (タイ		
			プI)は, 想定される重大事故等		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本支及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計力針(後)との対比 結은:技術基準規則と基本設計力針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書)別添-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
10 CT 1 / 2003 / 2017/10	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			時において、低圧代替注水系(可		
			搬型),原子炉格納容器代替スプ		
			レイ冷却系 (可搬型), 原子炉格		
			納容器下部注水系 (可搬型), 原		
			子炉格納容器フィルタベント系		
			フィルタ装置への補給及び復水		
			貯蔵タンクへの補給との同時使		
			用を考慮して,各系統の必要な流		
			量を同時に確保できる容量を有		
			する設計とする。さらに、燃料プ		
			ール代替注水系(常設配管),燃		
			料プール代替注水系 (可搬型),		
			燃料プールスプレイ系(常設配		
			管)又は燃料プールスプレイ系		
			(可搬型)のいずれか1系統の使		
			用を考慮して,各系統の必要な流		
			量を同時に確保できる容量を有		
			する設計とする。		
			$\Diamond$		
			5.6.2.4 環境条件等		
			基本方針については,「1.1.7.3		
			環境条件等」に示す。		
			低圧代替注水系(常設)(復水		
			移送ポンプ)の復水移送ポンプ		
			は,原子炉建屋原子炉棟内に設置		
			し、想定される重大事故等時にお		
			ける環境条件を考慮した設計と		
			する。		
			復水移送ポンプの操作は,想定		
			される重大事故等時において,中		
			央制御室で可能な設計とする。		
			低圧代替注水系(常設)(復水		
			移送ポンプ)の系統構成に必要な		
			弁の操作は,想定される重大事故		
			等時において,中央制御室又は設		
			置場所で可能な設計とする。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 縁色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料>
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別談~1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	C ** env
			また,低圧代替注水系(常設)		
			(復水移送ポンプ)は,淡水だけ		
			でなく海水も使用できる設計と		
			する。なお,可能な限り淡水を優		
			先し,海水通水を短期間とするこ		
			とで,設備への影響を考慮する。		
			低圧代替注水系(常設)(直流		
			駆動低圧注水系ポンプ)の直流駆		
			動低圧注水系ポンプは,原子炉建		
			屋付属棟内に設置し,想定される		
			重大事故等時における環境条件		
			を考慮した設計とする。		
			直流駆動低圧注水系ポンプの操		
			作は,想定される重大事故等時に		
			おいて,中央制御室で可能な設計		
			とする。		
			低圧代替注水系(常設)(直流		
			駆動低圧注水系ポンプ)の系統構		
			成に必要な弁のうち電動弁(直		
			流)は,中央制御室又は設置場所		
			で可能な設計とし,電動弁(交流)		
			は, 交流電源に期待できないこと		
			から設置場所である原子炉建屋		
			原子炉棟内で操作が可能な設計		
			とする。		
			また,低圧代替注水系(常設)(直		
			流駆動低圧注水系ポンプ)は,淡		
			水だけでなく海水も使用できる		
			設計とする。なお,可能な限り淡		
			水を優先し,海水通水を短期間と		
			することで,設備への影響を考慮		
			する。		
			低圧代替注水系 (可搬型)の大		
			容量送水ポンプ(タイプI)は、		
			屋外に保管及び設置し、想定され		
			る重大事故等時における環境条		
			4を考慮した設計とする。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 総合:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別談~1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			大容量送水ポンプ(タイプ I)		
			の常設設備との接続及び操作は、		
			想定される重大事故等時におい		
			て,設置場所で可能な設計とす		
			3.		
			低圧代替注水系(可搬型)の系		
			統構成に必要な弁の操作は,想定		
			される重大事故等時において, 中		
			央制御室若しくは離れた場所か		
			ら遠隔で操作が可能な設計又は		
			設置場所で可能な設計とする。		
			また,低圧代替注水系(可搬型)		
			は,淡水だけでなく海水も使用で		
			きる設計とする。なお,可能な限		
			り淡水を優先し,海水通水を短期		
			間とすることで,設備への影響を		
			考慮する。		
			8		
			5.6.2.5 操作性の確保		
			基本方針については,「1.1.7.4		
			操作性及び試験・検査性」に示す。		
			低圧代替注水系(常設)(復水		
			移送ポンプ)は、想定される重大		
			事故等時において,通常時の系統		
			構成から弁操作等により速やか		
			に切り替えられる設計とする。		
			低圧代替注水系(常設)(復水		
			移送ポンプ)の復水移送ポンプ		
			は、中央制御室の操作スイッチに		
			より操作が可能な設計とし,系統		
			構成に必要な弁は,中央制御室又		
			は設置場所での手動操作が可能		
			な設計とする。		
			な設計とする。 低圧代替注水系(常設)(直流		
			駆動低圧注水系ポンプ)は、想定		
			される重大事故等時において, 通		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可本基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書)別添-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			常時の系統構成から弁操作等に より速やかに切り替えられる設		
			計とする。		
			低圧代替注水系(常設)(直流		
			駆動低圧注水系ポンプ)の直流駆		
			動低圧注水系ポンプは,中央制御		
			室の操作スイッチにより操作が		
			可能な設計とする。また、低圧代		
			替注水系(常設)(直流駆動低圧		
			注水系ポンプ)の系統構成に必要		
			な弁のうち電動弁(直流)は、中		
			央制御室又は設置場所での手動		
			操作が可能な設計とし、電動弁		
			(交流)は,交流電源に期待でき		
			ないことから設置場所である原		
			子炉建屋原子炉棟内で操作が可		
			能な設計とする。		
			低圧代替注水系(可搬型)は,		
			想定される重大事故等時におい		
			て,通常時の系統構成から接続,		
			弁操作等により速やかに切り替		
			えられる設計とする。		
			低圧代替注水系 (可搬型)の大容		
			量送水ポンプ (タイプ I ) は, 付		
			属の操作スイッチにより,設置場		
			所での操作が可能な設計とし,系		
			統構成に必要な弁は,中央制御室		
			若しくは離れた場所から遠隔で		
			操作が可能な設計又は設置場所		
			での手動操作が可能な設計とす		
			る。		
			大容量送水ポンプ(タイプI)		
			は,車両として屋外のアクセスル		
			ートを通行してアクセス可能な		
			設計とするとともに,設置場所に		
			て輪留めによる固定等が可能な		
			設計とする。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類ハからの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 縁色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書)別添-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		大容量送水ポンプ(タイプⅠ)		
		を接続する接続口については, 一		
		般的に使用される工具を用いて		
		接続可能なフランジ接続により,		
		ホースを確実に接続することが		
		できる設計とする。また, ホース		
		の接続については,接続方式及び		
		接続口の口径を統一する設計と		
		する。		
		<b>(</b>		
		Ň		
		5.6.3 主要設備及び仕様		
		原子炉冷却材圧力バウンダリ		
		低圧時に発電用原子炉を冷却す		
		るための設備の主要機器仕様を		
		第5.6-1表に示す。		
		5.6.4 試験検査		
		基本方針については,「1.1.7.4		
		操作性及び試験・検査性」に示す。		
		低圧代替注水系(常設)(復水		
		移送ポンプ)は、発電用原子炉の		
		運転中又は停止中に機能・性能及		
		び漏えいの有無の確認並びに弁		
		の開閉動作の確認が可能な設計		
		とする。		
		また、低圧代替注水系(常設)		
		(復水移送ポンプ)の復水移送ポ		
		ンプは,発電用原子炉の停止中に		
		分解及び外観の確認が可能な設		
		計とする。		
		低圧代替注水系(常設)(直流		
		駆動低圧注水系ポンプ)は、発電		
		用原子炉の運転中又は停止中に		
		機能・性能及び漏えいの有無の確		
		認並びに弁の開閉動作の確認が		
		可能な設計とする。		

74

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料>
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別談~1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			また、低圧代替注水系(常設)		
			(直流駆動低圧注水系ポンプ)の		
			直流駆動低圧注水系ポンプは, 発		
			電用原子炉の停止中に分解及び		
			外観の確認が可能な設計とする。		
			低圧代替注水系 (可搬型)の大		
			容量送水ポンプ(タイプ I )は,		
			発電用原子炉の運転中又は停止		
			中に, 独立して機能・性能及び漏		
			えいの有無の確認が可能な設計		
			とするとともに, 分解又は取替え		
			が可能な設計とする。		
			また,大容量送水ポンプ (タイ		
			プI)は、車両として運転状態の		
			確認及び外観の確認が可能な設		
			計とする。		
			$\mathbf{\Phi}$		
			Ť		
		「常設重大事故等対処設備」	第 5.6-1 表 原子炉冷却材圧力		
		低圧代替注水系(常設)	バウンダリ低圧時に発電用原子		
		復水移送ポンプ	炉を冷却するための設備の主要		
		(「リ(3)(ii)a.原子炉格納容器	機器仕様		
		内の冷却等のための設備」及び	(1) 低圧代替注水系(常設)		
		「リ(3)(ii)c. 原子炉格納容器	(1) 四二代省在小示(市政) a.復水移送ポンプ		
		下部の溶融炉心を冷却するため	兼用する設備は以下のとおり。		
		の設備」と兼用)	・原子炉格納容器内の冷却等の		
		台数 2 (予備1)	ための設備		
		容量約100m <sup>3</sup> /h(1台当たり)	・原子炉格納容器下部の溶融炉		
		全揚程約85m	心を冷却するための設備		
		直流駆動低圧注水系ポンプ	台数 2 (予備1)		
		台数 1	容量約100m <sup>3</sup> /h(1台当た		
		容量 約 82m <sup>3</sup> /h	9)		
		全揚程 約 75m	全 揚 程 約 85m		
		代替循環冷却系			
		代替循環冷却ポンプ	b. 直流駆動低圧注水系ポンプ		
		(「リ(3)(ii)b.原子炉格納容器	台数 1		
		の過圧破損を防止するための設	容量約82m <sup>3</sup> /h		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び済付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計力針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計力針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書)別添-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	▲ 平 叹 时 刀 业 ( 仮 )		全 揚 程 約 75m	及65墨本政司力到200月比	
		残留熱除去系熱交換器			
		(「リ(3)(ii)b.原子炉格納容器	(2) 代替循環冷却系		
		の過圧破損を防止するための設	a. 代替循環冷却ポンプ		
		備」他と兼用)	第 9.3-1 表 原子炉格納容器の		
			過圧破損を防止するための設備		
		「可搬型重大事故等対処設備〕	の主要機器仕様に記載する。		
		低圧代替注水系 (可搬型)			
		大容量送水ポンプ(タイプI)	(3) 低圧代替注水系(可搬型)		
		(「ニ(3)(ii) 使用済燃料プール	a. 大容量送水ポンプ(タイプ I)		
		の冷却等のための設備」他と兼	第 4.3-1 表 使用済燃料プール		
		用)	の冷却等のための設備の主要機		
		原子炉補機代替冷却水系	器仕様に記載する。		
		熱交換器ユニット	$\diamond$		
		(「ホ(4)(v) 最終ヒートシンク			
		へ熱を輸送するための設備」他と			
		兼用)			
		大容量送水ポンプ(タイプI)			
		(「ニ(3)(ii) 使用済燃料プール			
		の冷却等のための設備」他と兼			
		用)			
		2			
		リ 原子炉格納施設の構造及び設	9. 原子炉格納施設		
		備	9.3 原子炉格納容器の過圧破損		
		(3) 非常用格納容器保護設備の	を防止するための設備		
		構造	9.3.2 設計方針		
		(ii)重大事故等対処設備	(1) 代替循環冷却系による原子		
		b.原子炉格納容器の過圧破損を	炉格納容器内の減圧及び除熱		
		防止するための設備	炉心の著しい損傷が発生した		
		(a) 代替循環冷却系による原子	場合に原子炉格納容器の過圧破		
		炉格納容器内の減圧及び除熱	損を防止するための重大事故等		
		炉心の著しい損傷が発生した	対処設備として,代替循環冷却系		
		場合に原子炉格納容器の過圧破	を使用する。		
		損を防止するための重大事故等	代替循環冷却系は,代替循環冷		
		対処設備として,代替循環冷却系	却ポンプ,残留熱除去系熱交換		
		は,代替循環冷却ポンプによりサ	器, 配管·弁類, 計測制御装置等		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び路付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 総合:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

第62条-50

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	本平取可力型(仮)	 プレッションチェンバのプール	で構成し、代替循環冷却ポンプに	及び墨本政可力更との対比	
		水を残留熱除去系熱交換器にて	よりサプレッションチェンバの		
		冷却し,残留熱除去系等を経由し	プール水を残留熱除去系熱交換		
		て原子炉圧力容器へ注水及び原	器にて冷却し,残留熱除去系等を		
		子炉格納容器内へスプレイする	経由して原子炉圧力容器へ注水		
		ことで、原子炉格納容器バウンダ	及び原子炉格納容器内へスプレ		
		リを維持しながら原子炉格納容	人しい。 イオることで、原子炉格納容器バ		
		場内の圧力及び温度を低下でき	ウンダリを維持しながら原子炉		
		る設計とする。4	格納容器内の圧力及び温度を低		
			下できる設計とする。		
			原子炉圧力容器に注水された		
			水は,原子炉圧力容器又は原子炉		
			格納容器内配管の破断口等から		
		原子炉圧力容器に注水された	流出し、原子炉格納容器内へスプ		
		水は、原子炉圧力容器又は原子炉	レイされた水とともに、ベント管		
		格納容器内配管の破断口等から	を経てサプレッションチェンバ		
		流出し,原子炉格納容器内へスプ	に戻ることで循環する。		
		レイされた水とともに、ベント管	なお,代替循環冷却系は,原子		
		を経てサプレッションチェンバ	炉圧力容器へ注水することで,原		
		に戻ることで循環する。 4	子炉圧力容器内に存在する溶融		
		なお、代替循環冷却系は、原子	炉心を冷却できる設計とする。		
		炉圧力容器へ注水することで、原	<ul> <li>(⑥d 重複)</li> </ul>		
		子炉圧力容器内に存在する溶融	また,代替循環冷却系は,原子		
		炉心を冷却できる設計とする。	炉格納容器内へスプレイするこ		
		1 (⑥d 重複)	とで,スプレイした水がドライウ		
		また、代替循環冷却系は、原子	ェル床面に溜まり,原子炉格納容		
		炉格納容器内へスプレイするこ	器下部開口部を経由して原子炉		
		とで,スプレイした水がドライウ	格納容器下部へ流入することで、		
		ェル床面に溜まり,原子炉格納容	溶融炉心が落下するまでに原子		
		器下部開口部を経由して原子炉	炉格納容器下部にあらかじめ十		
		格納容器下部へ流入することで、	分な水位を確保するとともに,落		
		溶融炉心が落下するまでに原子	下した溶融炉心を冷却できる設		
		炉格納容器下部にあらかじめ十	計とする。		
		分な水位を確保するとともに,落	代替循環冷却系は,非常用交流		
		下した溶融炉心を冷却できる設	電源設備に加えて,代替所内電気		
		計とする。4	設備を経由した常設代替交流電		
		代替循環冷却系は,非常用交流	源設備からの給電が可能な設計		

76

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 絵色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	金平取可力型 (夜)	電源設備に加えて,代替所内電気	とする。 (⑦d 重複)	及び盔本政前方町との内比	
		設備を経由した常設代替交流電	残留熱除去系熱交換器は、代替		
		源設備からの給電が可能な設計	循環冷却系で使用する原子炉補		
		とする。⑦d	機冷却水系 (原子炉補機冷却海水		
		残留熱除去系熱交換器は,代替	系を含む。)並びに原子炉補機代		
		循環冷却系で使用する原子炉補	茶で13%が並びにかりが開催して 替冷却水系の熱交換器ユニット		
		機冷却水系(原子炉補機冷却海水	及び大容量送水ポンプ(タイプ		
		系を含む。)並びに原子炉補機代	I)により冷却できる設計とす		
		古るの一本のに次子が加減し、	る。 ① (③f 重複)		
		及び大容量送水ポンプ(タイプ	原子炉補機代替冷却水系は,淡		
		I)により冷却できる設計とす	水ポンプ及び熱交換器を搭載し		
		<u>3.</u> 3f	た熱交換器ユニット、大容量送水		
		原子炉補機代替冷却水系は,熱	ポンプ (タイプ I ), 配管・ホー		
		交換器ユニットを原子炉補機冷	ス・弁類,計測制御装置等で構成		
		却水系に接続し、大容量送水ポン	し,熱交換器ユニットを原子炉補		
		プ (タイプ I) により熱交換器ユ	機冷却水系に接続し、大容量送水		
		ニットに海水を送水することで,	ポンプ (タイプ I) により熱交換		
		残留熱除去系熱交換器で発生し	器ユニットに海水を送水するこ		
		た熱を最終的な熱の逃がし場で	とで,残留熱除去系熱交換器で発		
		ある海へ輸送できる設計とする。	生した熱を最終的な熱の逃がし		
		1)d	場である海へ輸送できる設計と		
			する。①(⑪d 重複)		
			熱交換器ユニット及び大容量		
			送水ポンプ(タイプ I )の燃料は,		
			燃料補給設備である軽油タンク		
			又はガスタービン発電設備軽油		
			<u>タンク</u> 及び <u>タンクローリ</u> により		
			 補給できる設計とする。 ⑨c		
			主要な設備は,以下のとおりと		
			する。		
			・代替循環冷却ポンプ		
			· 残留熱除去系熱交換器		
			・熱交換器ユニット		
			・大容量送水ポンプ(タイプI)		
			・サプレッションチェンバ		
			(5.7 重大事故等の収束に必要		
			となる水の供給設備)		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び浴付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定低拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	the second state of a		200月比衣		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	<u> </u>	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			<ul> <li>・常設代替交流電源設備(10.2</li> </ul>		
			代替電源設備)		
			・代替所内電気設備(10.2 代替		
			電源設備)		
			・燃料補給設備(10.2 代替電源		
			設備)		
			2>		
			代替循環冷却系の流路として,		
			補給水系の配管及び弁, 残留熱除		
			<u>去系の配管,弁及びストレーナ</u> 並		
			びにスプレイ管 <u>を重大事故等対</u>		
			<u>処設備として使用</u> する。 <mark>⑧f</mark>		
			原子炉補機代替冷却水系の流		
			路として,原子炉補機冷却水系の		
			配管,弁及びサージタンク並びに		
			ホースを重大事故等対処設備と		
			して使用する。📀		
			その他,設計基準対象施設であ		
			る原子炉圧力容器及び原子炉格		
			<u>して使用</u> する。⑧g		
			その他,設計基準事故対処設備		
			である非常用取水設備の貯留堰,		
			取水口,取水路及び海水ポンプ室		
			を重大事故等対処設備として使		
			用する。 ① (⑩b 重複)		
			また, <u>設計基準事故対処設備で</u>		
			ある原子炉補機冷却水系(原子炉		
			補機冷却海水系を含む。)及び非		
			常用交流電源設備を重大事故等		
			市// 文/ 記載/ 記書/ 単成 等 対処設備(設計基準拡張)として		
			対応設備(設計率単拡張) <u>として</u> 使用する。①c		
		ヌ その他発電用原子炉の附属施	10. その他発電用原子炉の附属		
		えての他先電用原子炉の附属施 設の構造及び設備	10. この他光电用原于炉の附属 施設		
		<ul><li>(3) その他の主要な事項</li><li>(1) オポポ 取動 用 (約) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1</li></ul>	10.7 補機駆動用燃料設備(非常		
		(iv)補機駆動用燃料設備	用発電設備及び加熱蒸気系に係		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可太文及び活付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書)別添-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			るものを除く。)		
			10.7.1 概要		
		重大事故等に対処するために	重大事故等に対処するために		
		使用する可搬型又は常設設備の	使用する可搬型又は常設設備の		
		動作に必要な駆動燃料を貯蔵及	動作に必要な駆動燃料を貯蔵及		
		び補給する燃料設備として <u>軽油</u>	び補給する燃料設備として軽油		
		タンク,ガスタービン発電設備軽	タンク,ガスタービン発電設備軽		
		<u>油タンク</u> 及び <u>タンクローリ</u> を設	油タンク及びタンクローリを設		
		ける。 <mark>⑨</mark> b	ける。		
		軽油タンク,ガスタービン発電	��(⑨a, ⑨b, ⑨c 重複)		
		設備軽油タンク及びタンクロー	軽油タンク,ガスタービン発電		
		リについては,「ヌ(2)(iv) 代替	設備軽油タンク及びタンクロー		
		電源設備」に記載する。 3	リについては,「10.2 代替電源設		
			備」に記載する。 🕉		
			10.8 非常用取水設備		
			10.8.2 重大事故等時		
		(v) 非常用取水設備	10.8.2.1 概要		
		非常用取水設備の貯留堰, 取水	非常用取水設備の貯留堰, 取水		
		口, 取水路及び海水ポンプ室は,	口,取水路及び海水ポンプ室は、		
		想定される重大事故等時におい	設計基準事故対処設備の一部を		
		<u>て,</u> 重大事故等対処設備として使	流路として使用することから,流		
		用する。 🕕 a	路に係る機能について重大事故		
			等対処設備としての設計を行う。		
			10b		

- : 該当なし
 : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

# 各条文の設計の考え方

1.         技術基準の条文,解釈への適合性に関する考え方           No.         基本設計方針で 記載する事項         適合性の考え方(理由)				VA +1		- \	
No.         基本設計方針で 記載する事項         適合性の考え方(理由)         項-号         解釈         添付書類           ①         発電用原子炉を冷却す るために必要な設備         古、b, c, d に記載している。         1         -         c, f, g, h i, j           ②         可辦型重大事故防止設 備         同         上         1         1 (1) a)         a, c, d, e g, i, j           ③         常設重大事故防止設 備         同         上         1         1 (1) b)         a, c, d, e g, i, j           ③         常設重大事故防止設備         同         上         1         1 (1) b)         a, c, e, g, j           ③         常然性及び独立性、位置 的分散         同         上         1         1 (1) c)         -           ③         代作         電源設備の機能         電大事故等防に電源設備からの給         -         -         b)           ③         使存溶融炉心の冷却         同         上         1         -         a, d, e, g, j           ③         様常常電電源設備の機能         電大事故等防に臨床回教になる。         -         -         b)         b)           ③         載大事故等の流路に関っる記載している。         -         -         -         c, i, c           ③         「         二         -         -         -         c, i, c           ③         「         二         二         -         -		第62条(原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)					
No.         記載する事項         適合性の考え方(理由)         現一場         解釈         孫竹書類           2         記載する事項         技術基準の要求を受けた内容とし	1.	1. 技術基準の条文,解釈への適合性に関する考え方					
①       発電用原子炉を冷却す ために必要な設備 のために必要な設備 備       1        e, f, g, h i, j         ②       可搬型重大事故防止設備 備       同       上       1       1 (1) a)       a, c, d, e g, i, j         ③       常設重大事故防止設備       同       上       1       1 (1) b)       a, d, e, g, j         ③       常設重大事故防止設備       同       上       1       1 (1) c)          ④       夕様性及び独立性, 位置 的分散       同       上       1       1 (1) c)          ⑤       代替電源源設備による復 旧       一       1       1 (1) c)        a, d, e, g, j         ⑤       残存溶融炉心の冷却       同       上       1        a, d, e, g, j         ⑦       現本常用電源設備の機能       電大事故等時に電源設備からの給 電大事故等時に開きなどのさんため記載している。        -       b         ⑧       電大事故等時に感者の説が必要であるため記載している。        -       -       d, f, g, j         ③       潮機駆動用燃料設備の       重大事な等時に非常用取水設備の         -       c, i         ⑨       潮機駆動の機能能       「数大事故等時に非常用取水設備の       「大事なかなのためため記載している。        -       c, i         ⑨       潮機駆動の機能能       「数大事故等時に加速なのため記載したいころ。       -       -       -       c, i         10       原子炉冷却系統施設の	No.		適合性の考え方 (理由)	項-号	解釈	添付書類	
(2)         備         同         上         1 <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>_</td> <td>e, f, g, h</td>	1			1	_	e, f, g, h	
④ 移植性及び独立性、位置 的分散         同         上         1	2		同上	1	1 (1) a)		
(3)         的分散         同上         1         1         1         1         1         1         (1)         c)         -           (5)         代替電源設備による復 旧         同上         1         -         a, d, e, g, j            (6)         残存溶融炉心の冷却         同上         1         -         a, d, e, g, j           (7)         非常用電源設備の機能         電大事故等時に電源設備からの給         -         -         b           (7)         非常用電源設備の機能         電大事故等時に電源設備からの給         -         -         b           (7)         非常用電源設備の機能         電大事故等時に燃料の補給が必要         -         -         -         d, f, g, j           (7)         補機駆動用燃料設備の         電大事故等時に燃料の補給が必要         -         -         -         a, d, h           (7)         補機駆動水設備の機能         電大事故等時に非常用取水設備か         -         -         -         c, i           (7)         非常用取水設備の機能         重大事故等時に非常用取水設備か         -         -         -         c, i           (7)         原子炉冷却系統施設の         置大事故等時に非可知 た事故を使用するため記載しているた         -         -         c, i           (8)         原子         重大事故等時に加 たするため記載したい。         -         -         c, i           (1)         重な記載         設置許可の中で重複記載で	3	常設重大事故防止設備	同上	1	1 (1) b)	a, d, e, g, j	
(3)       旧       日       上       1       -       a, d, e, g, j         (3)       現存溶融炉心の冷却       日       1       -       a, d, e, g, j         (7)       非常用電源設備の機能       重大事故等時に電源設備からの給 電が必要であるため記載している。       -       -       -       b         (8)       重大事故等時に電源設備の機能       重大事故等時に燃料の補給が必要 している。       -       -       -       d, f, g, j         (9)       補機駆動用燃料設備の 機能       電大事故等時に燃料の補給が必要 であるため記載している。       -       -       -       a, d, h         (9)       排常用取水設備の機能       重大事故等時に原子炉冷却系統施 設の機能を使用するため記載している。       -       -       -       c, i         (10)       原子炉冷却系統施設 機能       電大事故等時に原子炉冷却系統施 設の機能を使用するため記載しているため記載しているため記載しない。       -       -       -       -       c, i         (10)       原子炉合却系統施設 機能       酸機能を使用するため記載しないことの考え方       -       -       -       g         (10)       原子炉本刻不統施設 機能       酸置能可の中で重複記載であるため記載しない。       -       <	4		同上	1	1 (1) c)	_	
①       排常用電源設備の機能       重大事故等時に電源設備からの給 電が必要であるため記載している。       -       -       b         ⑧       重大事故等の流路等       重大事故等の流路に関する記載を している。       -       -       -       d, f, g, j         ⑨       補機駆動用燃料設備の 機能       重大事故等時に燃料の補給が必要 であるため記載している。       -       -       -       -       -       d, f, g, j         ⑨       補機駆動用燃料設備の 機能       重大事故等時に原子炉冷却系統施 のの取水が必要であるため記載している。       -	5		同上	1	_	a, d, e, g, j	
⑦       非常用電源設備の機能       重大事故等時に電源設備からの給 電が必要であるため記載している。       -       -       b         ⑧       重大事故等の流路等       重大事故等の流路に関する記載を している。       -       -       -       d, f, g, j         ⑨       補機駆動用燃料設備の 機能       重大事故等時に燃料の補給が必要 であるため記載している。       -       -       -       a, d, h         ⑩       非常用取水設備の機能       重大事故等時に非常用取水設備か らの取水が必要であるため記載し       -       -       -       a, d, h         ⑩       非常用取水設備の機能       重大事故等時に原子炉冷却系統施 設の機能を使用するため記載して       -       -       -       c, i         ⑩       原子炉冷却系統施設の 機能       電大事故等時に原子炉冷却系統施 設の機能を使用するため記載して、       -       -       g       2         2.       設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方       -       -       g       2         1       重複記載       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       -       -       -         1       重複記載       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       -       -       -         3       設置許可不の中で重複記載しないことの考え方       -       -       -       -       -         3       設置許可不の中で重複記載しないことの考え方       -       -       -       -       -       -         3       設置許可添けりち、基本設計方針に記載しないことの考え方       -       -       -       -       -       -       -	6	残存溶融炉心の冷却	同上	1	_	a, d, e, g, j	
(8)         車大事故等の流路等         している。         -         -         -         d, f, g, j           (9)         補機駆動用燃料設備の 機能         重大事故等時に燃料の補給が必要 であるため記載している。         -         -         -         a, d, h           (10)         非常用取水設備の機能         重大事故等時に非常用取水設備か らの取水が必要であるため記載し ている。         -         -         -         c, i           (10)         ポ常用取水設備の機能         重大事故等時に原子炉冷却系統施 設の機能を使用するため記載して いる。         -         -         -         c, i           (10)         原子炉冷却系統施設の 機能         電大事故等時に原子炉冷却系統施 設の機能を使用するため記載して いる。         -         -         -         c, i           (10)         原子炉冷却系統施設の 機能         電大事故等時に原子炉冷却系統施 設の機能を使用するため記載して いる。         -         -         -         g           (2)         設置許可本文のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方          -         -         -         -         g           (2)         主要設備及び仕様         要目表に記載しているため記載しない。         - <td>7</td> <td>非常用電源設備の機能</td> <td></td> <td>_</td> <td>_</td> <td>b</td>	7	非常用電源設備の機能		_	_	b	
(9)         機能         であるため記載している。 $   a, d, h$ (1)         「         「 $  -$	8	重大事故等の流路等		_	_	d, f, g, j	
①非常用取水設備の機能らの取水が必要であるため記載し ている。c, i①原子炉冷却系統施設 機能重大事故等時に原子炉冷却系統施 設の機能を使用するため記載している。g2.設置許可本文のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方添付書類①重複記載設置許可の中で重複記載であるため記載しない。-2主要設備及び仕様要目表に記載しているため記載しない。-2記載箇所の呼び込み設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。-3設置許可添八のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方ふ3設置許可添八のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方添付書類①重複記載設置許可の中で重複記載であるため記載しない。-3設置許可添八のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方公重複記載設置許可の中で重複記載であるため記載しない。-②該個記載設置許可の中で重複記載であるため記載しない。-③該置許可の中で重複記載であるため記載しない。-④重複記載設置許可の中で重複記載であるため記載しない。-③記載箇所の呼び込み設置許可の中で重複記載であるため記載しない。-③該置許可の中で重複記載であるため記載しない。-③記載箇所の呼び込み設置許可の中で重複記載であるため記載しない。-③記載箇所の呼び込み設置許可の中で重複記載であるため記載しない。-③記載箇所の呼び込み認載-③記載箇所の呼び込み認置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。-③記載箇所の呼び込みい。-	9			—	_	a, d, h	
①       原子炉常却糸統施設の 機能       設の機能を使用するため記載して いる。       -       -       g         2.       設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方       添付書類         10       重複記載       設置許可の中で重複記載であるため記載しない。       -         2.       主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       -         2.       主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       -         2.       主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       -         3.       記載箇所の呼び込み       第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しなっしんの       -         4.       原子炉格納容器安全設       第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しなっため記載しなっ       -         5.       設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方       -       -         5.       該置許可の中で重複記載であるため記載しない。       -       -         6.       取置許可の中で重複記載であるため記載しない。       -       -         6.       範疇の中で近々に観せるため記載しない。       -       -         7.       重複記載       設置許可の中で重複記載であるため記載しない。       -         9.       記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       -       -         9.       記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       -      -	10	非常用取水設備の機能	らの取水が必要であるため記載し	_	_	c,i	
No.         項目         考え方         添付書類           ①         重複記載         設置許可の中で重複記載であるため記載しない。         -           ②         主要設備及び仕様         要目表に記載しているため記載しない。         a, c           ③         記載箇所の呼び込み         設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。         -           ④         原子炉格納容器安全設         第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しなん。         -           ④         原子炉格納容器安全設         第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しなん。         -           ③         設置許可添入のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方         -           No.         項目         考え方         添付書類           ①         重複記載         設置許可の中で重複記載であるため記載しない。         -           ②         主要設備及び仕様         要目表に記載しているため記載しない。         -           ③         記載箇所の呼び込み         設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。         a, c	1		設の機能を使用するため記載して	_	_	g	
①       重複記載       設置許可の中で重複記載であるため記載しない。       -         ②       主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       a, c         ③       記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       -         ④       原子炉格納容器安全設備       第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しない。       -         ④       原子炉格納容器安全設備       第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しない。       -         ④       原子が成合い。       -       -         ③       設置許可添入のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方       -         No.       項目       考え方       添付書類         ②       重複記載       設置許可の中で重複記載であるため記載しない。       -         ②       重複記載       設置許可の中で重複記載であるため記載しない。       -         ③       記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       a, d, j	2.	設置許可本文のうち、基	本設計方針に記載しないことの考え	方	,		
②       主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       a, c         ③       記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       -         ④       原子炉格納容器安全設備       第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しない。       -         3.       設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方       -         No.       項目       考え方       添付書類         ①       重複記載       設置許可の中で重複記載であるため記載しない。       -         ②       主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       a, c         ③       記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しなん。       a, d, j	No.	項目	考え方			添付書類	
③       記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       -         ④       原子炉格納容器安全設備       第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しない。       -         3.       設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方       -         No.       項目       考え方       添付書類         ①       重複記載       設置許可の中で重複記載であるため記載しない。       -         ②       主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       -         ③       記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しな。       a, c	1	重複記載	設置許可の中で重複記載であるため記載しない。				
③       記載箇所の呼び込み       い。       -         ④       原子炉格納容器安全設備       第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しないない。       -         ④       原子炉格納容器安全設備       第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しない。       -         3.       設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方       -         No.       項目       考え方       添付書類         ①       重複記載       設置許可の中で重複記載であるため記載しない。       -         ②       主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       a, c         ③       記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しな       a, d, j	2	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しない。 a.			a, c	
(4)     (h)       (備)     い。       3. 設置許可添八のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方       No.     項目       (小)     (項目)       (小)     (項目)       (小)     (1)       (小)     (1)       (小)     (1)       (小)     (1)       (小)     (1)       (小)     (1)       (1)     (1)       (1)     (1)       (1)     (1)       (2)     (1)       (1)     (1)       (1)     (1)       (1)     (1)       (1)     (1)       (1)     (1)       (1)     (1)       (1)     (1)       (1)     (1)       (1)     (1)       (2)     (1)       (2)     (1)       (3)     (1)       (2)     (1)       (2)     (1)       (2)     (1)       (3)     (1)       (4)     (1)       (4)     (1)	3	記載箇所の呼び込み				—	
No.       項目       考え方       添付書類         ①       重複記載       設置許可の中で重複記載であるため記載しない。       -         ②       主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       a, c         ③       記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しな       a, d, j	4	211.				_	
① 重複記載       設置許可の中で重複記載であるため記載しない。       −         ② 主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       a, c         ③ 記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       a, d, j	3.	3. 設置許可添八のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方					
② 主要設備及び仕様     要目表に記載しているため記載しない。     a, c       ③ 記載箇所の呼び込み     設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。     a, d, j	No.					添付書類	
② 主要設備及び仕様     要目表に記載しているため記載しない。     a, c       ③ 記載箇所の呼び込み     設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。     a, d, j	$\langle 1 \rangle$	重複記載	設置許可の中で重複記載であるため記載しない。				
③     記載箇所の呼び込み     い。     a, d, j	$\langle 2 \rangle$	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しない。			a, c	
	3>	記載箇所の呼び込み				a, d, j	
	$\langle \! 4 \rangle$						

62 条-1

> ー:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

\$	原子炉格納容器安全設 備	第 65, 66 条に対する内容であり,本条文では記載しない。	_		
	悪影響防止	第54条に対する内容であり、本条文では記載しない。	_		
$\langle \rangle$	容量等	同上	_		
$\langle \! \! \$ \rangle$	環境条件等	同上	—		
	操作性の確保	同 上	—		
	試験検査	同上	_		
4.	詳細な検討が必要な事項				
No.	書類名				
а	要目表				
b	単線結線図				
С	取水口及び放水口に関する説明書				
d	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書				
е	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書				
f	強度に関する説明書				
g	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図				
h	補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図				
i	非常用取水設備の配置を明示した図面				
j	構造図				
k	発電用原子炉の設置の許可と整合性に関する説明書				
1	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書				